

中央市地域防災計画

令和 7 年 7 月
中央市防災会議

〔目 次〕

総 則 編	1
第1章 計画の目的と編成	3
第2章 防災計画の性格	4
第3章 防災の基本理念及び施策の概要	5
一 般 災 害 編	9
第1章 一般災害編の概要	11
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2節 中央市の概況	20
第2章 災害予防計画	26
第1節 防災組織の充実	26
第2節 防災知識の普及・教育に関する計画	29
第3節 防災訓練に関する計画	33
第4節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充計画	36
第5節 消防予防計画	38
第6節 風水害等予防計画	41
第7節 雪害予防計画	51
第8節 建築物災害予防計画	53
第9節 文化財災害予防計画	54
第10節 原子力災害予防対策計画	55
第11節 特殊災害予防対策計画	57
第12節 竜巻等突風対策計画	59
第13節 情報通信システム整備計画	61
第14節 要配慮者対策の推進	63
第15節 災害ボランティア支援体制の整備	69
第3章 災害応急対策計画	70
第1節 応急活動体制	70
第2節 職員配備計画	79
第3節 応援協力要請計画	83
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	92
第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画	95
第6節 予報及び警報等の伝達計画	100
第7節 被害状況等収集・伝達計画	115
第8節 広報計画	123
第9節 災害通信計画	125
第10節 雪害対策計画	130

第 11 節	消防計画	132
第 12 節	原子力災害応急対策計画	138
第 13 節	緊急輸送計画	141
第 14 節	交通対策計画	144
第 15 節	災害救助法による救助	154
第 16 節	避難計画	163
第 17 節	医療助産計画	181
第 18 節	防疫計画	188
第 19 節	食料供給計画	190
第 20 節	生活必需物資供給計画	193
第 21 節	給水計画	196
第 22 節	教育計画	199
第 23 節	清掃計画	202
第 24 節	応急住宅対策計画	203
第 25 節	救出計画	206
第 26 節	遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画	208
第 27 節	障害物除去計画	211
第 28 節	生活関連事業等の応急対策計画	213
第 29 節	労働力確保計画	221
第 30 節	民生安定事業計画	222
第 31 節	災害ボランティア支援対策	228
第 4 章	水防計画	229
第 1 節	総則	229
第 2 節	水防組織	232
第 3 節	巡視警戒及び重要水防区域	237
第 4 節	資機材の整備及び輸送	243
第 5 節	通信連絡	244
第 6 節	水防状況の観測通報連絡	245
第 7 節	洪水予報河川における洪水予報	246
第 8 節	水位周知河川における水位到達情報	251
第 9 節	水防警報	253
第 10 節	水防機関の活動	257
第 11 節	費用負担・公用負担	262
第 12 節	水防報告	265
第 13 節	水防訓練	268
第 14 節	応援要請	268
第 15 節	水防協力団体	270
第 5 章	災害復旧・復興対策計画	271
第 1 節	計画の方針	271

第2節	激甚災害の指定に関する計画	273
地 震 編		275
第1章	地震編の概要	277
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	277
第2節	中央市の特質と過去の地震災害	284
第3節	地震被害の想定	285
第4節	南海トラフ地震対策	314
第2章	災害予防計画	315
第1節	防災組織の充実	315
第2節	地震に強いまちづくりの推進	315
第3節	消防予防計画	320
第4節	生活関連施設の安全対策推進計画	324
第5節	建築物災害予防計画	329
第6節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充計画	332
第7節	広域応援体制整備計画	333
第8節	防災意識の高揚及び自主防災会活動の推進	334
第9節	災害ボランティア育成強化計画	339
第10節	防災訓練に関する計画	341
第11節	要配慮者対策の推進	341
第3章	災害応急対策計画	342
第1節	応急活動体制	342
第2節	職員配備計画	343
第3節	応援協力要請計画	347
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	347
第5節	消防防災ヘリコプター出動要請計画	347
第6節	地震災害情報等の収集伝達計画	348
第7節	被害状況等収集・伝達計画	353
第8節	広報計画	356
第9節	災害通信計画	358
第10節	消防計画	359
第11節	緊急輸送計画	362
第12節	交通対策計画	362
第13節	災害救助法による救助	362
第14節	避難計画	363
第15節	医療助産計画	366
第16節	防疫計画	366
第17節	食料及び生活必需物資供給計画	367
第18節	給水計画	368

第 19 節	教育計画	369
第 20 節	清掃計画	371
第 21 節	応急住宅対策計画	372
第 22 節	救出計画	379
第 23 節	遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画	380
第 24 節	障害物除去計画	380
第 25 節	生活関係施設の応急対策計画	381
第 26 節	労働力確保計画	384
第 27 節	民生安定事業計画	384
第 28 節	災害ボランティア支援対策	384
第 4 章	南海トラフ地震防災対策推進計画	385
第 1 節	総則	385
第 2 節	南海トラフ地震に関する情報の種類	386
第 3 節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	388
第 4 節	南海トラフ地震臨時情報の流れ	389
第 5 節	地域防災力の向上に関する計画	391
第 6 節	関係者との連携協力の確保	393
第 7 節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	394
第 8 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	397
第 9 節	防災訓練計画	397
第 10 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	398
第 11 節	支援・受援体制の整備	400
第 12 節	広域避難対策	402
第 5 章	災害復旧・復興対策計画	403
第 1 節	計画の方針	403
第 2 節	激甚災害の指定に関する計画	403

総 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震が発生した場合、地割れ、液状化現象等による道路の寸断、住居の倒壊、火災の発生等大きな被害が発生する可能性がある。

また、笛吹川と富士川（釜無川）の扇状地に開けた田富・玉穂地区は、流域が平地で河川面との差が少ないため、豪雨で洪水が起きる可能性がある。そして笛吹川沿いは、地盤軟弱な地帯で地下水が高いので、大規模地震による液状化の危険性が高い。一方豊富地区は、南西に急峻な御坂山系があり、北面傾斜で山地災害が発生しやすい。

さらに、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕になせるものではなく、国、地方公共団体、公共機関、市民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「中央市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、中央市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

市地域防災計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

市地域防災計画は、中央市防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び被害想定調査等を踏まえ、さらに阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7規模の地震を視野に入れた見直しを行うものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。

市では令和4年3月に「中央市国土強靱化地域計画」を策定した。

このため、中央市国土強靱化地域計画の基本目標である、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」を踏まえ、市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である危機管理課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

市地域防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、市民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災会や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、市民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、断層型地震等の大規模地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災等、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

さらには、近年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型インフルエンザ等の新興感染症対策の

観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

以上のことを踏まえ、各段階における基本理念及び実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修、及び協定の締結等を行う。
- 3 市民の防災活動を促進するため、市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災会等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関する情報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- 2 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本市の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県に支援を要請する。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため市の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 市内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、必要に応じ県に支援を要請する。
- 6 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 7 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 8 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。

- 9 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 10 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動の調整等を行う。
- 11 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 12 被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- 13 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 14 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 15 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 16 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ市民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 17 ボランティア、義援物資・義援金、市内外からの支援の適切な受入を行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、他市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

一 般 災 害 編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ 防災に関する施設の整備、点検

カ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等

キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ 警報の発令及び伝達

ウ 避難指示等の発令及び避難者の保護

エ 消防・水防、その他の応急措置

オ 被災者の救出、救助その他の保護

カ 被災者等からの相談窓口の設置

キ 応急教育の実施

ク 被災施設及び設備の応急復旧

ケ 清掃、防疫その他の保健衛生活動

コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置

サ 緊急輸送の確保

シ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結

ス 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

ア 被災した施設等の原形復旧

イ 災害の再発防止

ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備

ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

エ 防災訓練の実施

オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

カ 防災に関する施設の整備、点検

キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等

ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 被災者の救出、救助その他の保護

オ 被災者等からの相談窓口の設置

- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
 - ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可
 - (2) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告

- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
- (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- (カ) 応急用食料の調達・供給対策
- ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (4) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (5) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (7) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

 - ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

- (ア) 災害対策の推進
- (イ) 危機管理体制の整備
- (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 政府本部への対応等
- (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (キ) 災害発生時における交通の確保等
- (ク) 緊急輸送
- (ケ) 代替輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他

- (ア) 防災関係資機材の点検・整備
- (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局、田富郵便局）
- ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱
- (9) 公益社団法人日本水道協会
- ア 災害時等の被害情報の収集
 - イ 災害時等の応急給水・復旧の応援、調整
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鯉沢営業所、一般社団法人山梨県トラック協会）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（東京ガス山梨株式会社、一般社団法人山梨県LPGガス協会）
- ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（山梨県医師会、中巨摩医師会）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南甲府警察署
- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 山梨みらい農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合
- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 中央市商工会
- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
- ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
- ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 9 その他の公共的団体
- (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会）
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する対策への協力に関すること

(4) 市民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第2節 中央市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

中央市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北はJR身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接している。

位置 (中央市役所所在地)		東経 138度31分42秒 北緯 35度35分37秒
面積		31.69km ²
標高	(平野部)	252m
	(山地部)	850m (関原峠)
		838m (三間頭) 795m (山ノ神)

東西 約8.2km 南北 約8.7km

2 地勢

本市は、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域とのふたつの地理的特性をもっており、両地域は笛吹川によって隔てられている。

平坦部は玉穂・田富の2地区が笛吹川と富士川（釜無川）に挟まれた形で位置しており、両河川によって形成された沖積層上にひらけ、北部から南部にゆるやかに傾斜しているが、ほとんどが平坦な地勢になっている。

豊富地区は笛吹川左岸と御坂山系との間に広がる曽根丘陵地帯で、標高が280～900mとかなり差がある。東は、甲府市との境に七覚川を有し、南は、御坂山系を水源とする浅利川、仲川、大門川、大森川が作興橋付近で合流し、笛吹川に注いでいる。

本市の自然災害は、その地勢条件等から、集中豪雨等の水害が主なものである。平野部は、河川・水路改修が進んだことで被害は少なくなっているが、近年上流の宅地化開発にあわせた改修・拡幅が大きな課題となっている。また、山間部は、山崩れ、地すべり等の災害も少なくない。

3 地質

本市の地盤は第四紀の沖積層であり、砂、礫、泥等の笛吹川と富士川（釜無川）からの堆肥物がほとんどを占めている。脆弱な地盤で、地震の際に震度を増幅し、また、地震による液状化現象を起こしやすく、建築物や構造物へ大きな影響を及ぼす可能性がある。

地震災害は、構造線と関係が深く、特に活断層は震源と考えられる。山梨県の地震構造は、極めて複雑で幾つもの活断層、構造線が交錯している。

本市付近においても、笛吹川沿いに活断層「曽根丘陵断層群」が確認されている。

4 気候

甲府地方気象台の過去30年（1991年～2020年）の平年値では、期間平均気温（1991年～2020年の平均気温）は、15.1度、期間年降水量（1991年～2020年）の平均は、1,160.7ミリ、日照時間は2,225.8時間となっている。気温は、年較差や日較差が大きく、降水量も県内で少ないことより、内陸性気候の特徴をもっている。

豊富地区は、盆地特有の内陸性気候に加え、北面に傾斜しているため、寒暖の差が激しい。

第2 社会的条件

1 人口

本市は、甲府市中心部から約10kmと近く、交通の利便性が高いこともあり、ベッドタウンの様相も強く、これまで人口は増加傾向にあったが、平成17年をピークに減少傾向となっていた。しかし、令和2年の国勢調査の人口は31,216人で、やや増加傾向に転じている。

その一方、若年核家族の増加が顕著で、世帯数が急激に増加している。

令和2年における人口の年齢別構成をみると、年少人口（0～14歳）は3,512人（12.4%）、生産年齢人口（15～64歳）は17,372人（61.1%）、老年人口（65歳以上）は7,548人（26.5%）と、県平均（生産年齢人口：58.5%、老年人口：28.1%）と比べると、生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が比較的低いものとなっている。（なお、年齢不詳：2,784人）

今後ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、また避難行動時に支援が必要な高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行のうえ高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市はこのような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人口・世帯数の推移（国勢調査）

区分	人 口					世帯数	1人世帯あたり
	総数	増加率	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平成7年	28,543人	10.30%	5,654人	19,714人	3,175人	9,644	2.96人
平成12年	30,769人	7.80%	5,531人	21,274人	3,959人	10,985	2.80人
平成17年	31,650人	2.90%	5,144人	21,741人	4,743人	11,849	2.59人
平成22年	31,322人	-1.04%	4,640人	20,658人	5,638人	12,173	2.57人
平成27年	31,124人	-0.63%	4,212人	19,577人	7,007人	12,780	2.44人
令和2年	31,216人	0.30%	3,512人	17,372人	7,548人	13,552	2.30人

※3区分別人口数は年齢

2 産業

山里の豊かな自然環境に恵まれた風景が大きな特徴となっており、肥沃な土地では、トマト、なす、きゅうり、スイートコーンなどの農産物の栽培が盛んで、県内でも有数の生産地となっている。その一方で、都市機能を併せ持っており、山梨大学附属病院や大型商業店、流通団地、国母工業団地や山梨県食品工業団地など、県内有数の商業集積地として立地している。

3 土地利用

土地利用状況は、令和4年度中央市都市計画基礎調査報告書によると、田畑の農地が755.9ha（27.7%）と最も高く、次いで住宅用地が419.2ha（15.4%）となり、続いて道路用地が297.5ha（10.9%）、自然地263.4ha（9.7%）となっている。

4 交通

(1) 道路

本市の道路網は、主要地方道甲府市川三郷線、甲府中央右左口線及び甲斐中央線が南北

軸を形成して、昭和町・甲府市や市川三郷町に連絡し、また笛吹川左岸沿いの国道140号、新山梨環状道路や主要地方道韮崎南アルプス中央線が東西軸を形成して、甲府市や南アルプス市等に連絡している。

また県央部に位置し県内外へのアクセス性に優れているという地域特性を有していることから、山梨県トラックターミナルや山梨中央ロジパーク等の物流拠点も多数立地している。

市内主要路線一覧

区 分	路 線 名	起 終 点	実延長 km
高速自動車国道	中央自動車道西宮線	上野原市（県界）～北杜市（県界）	78.5
地域高規格道路	新山梨環状道路南部区間	南アルプス市～甲府市	9.0
一般国道	国道140号	山梨市（県界）～富士川町	73.6
主要地方道	甲府市市川三郷線	甲府市～市川三郷町	21.6
〃	韮崎南アルプス中央線	韮崎市～中央市	36.7
〃	甲斐中央線	甲斐市～中央市	8.5
〃	甲府中央右左口線	甲府市～甲府市	13.2

(2) 公共交通

甲府から県南部を縦断して富士方面に至るJR身延線が本市中央部を南北に通っており、本市には小井川駅、東花輪駅の2駅がある。また、昭和町の常永駅は、本市に隣接している。現在でも甲府・市川三郷方面への通勤通学駅として朝夕利用で賑わっているが、単線であるため運行本数は少ない。また、開業予定のリニア中央新幹線は、新山梨環状道路と並行したルートで駅は本市の隣接地に建設予定である。

第3 過去の災害履歴

過去の主な災害は、次のとおりである。

過去の主なる風水害

災害発生日	災害区分	被害状況
明治元. 7	洪水	釜無川、御勅使川欠所、氾濫、流失家屋多数（玉穂）
〃 9. 9	暴風雨	釜無川、笛吹川決壊、各河川決壊676箇所。流失家屋多数、農作物被害甚大（玉穂）
〃 14. 9	洪水 台風	富士川、釜無川堤防決壊220箇所、破損569箇所。笛吹川流域農作物被害甚大（玉穂） 堤防決壊、家屋の浸水、田畑の冠水、家屋の倒壊（豊富）
〃 15. 9	洪水	釜無川、笛吹川及び各河川氾濫、堤防決壊4,411箇所、破損2,472箇所。道路流没、家屋流失破損4,400戸、釜無川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 31. 9. 4	風水害	北巨摩山岳崩壊、中巨摩浸水、流失。死者150人（玉穂）
〃 39. 7. 12－17	洪水	荒川氾濫、甲府南部玉穂、田富浸水2メートル以上（田富、玉穂）

災害発生日	災害区分	被害状況
〃 40. 8. 22－28	台風水害	県下一円山岳崩壊、堤防決壊。死傷者416人、家屋全壊、流失5,767戸。笛吹川が二川と乙黒間決壊、石和方面から流失家屋が続々と乙黒地域へ流れる。(玉穂) 橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水(豊富)
〃 43. 8. 2－19	洪水	釜無、笛吹川増水、10日夜笛吹川堤ゴトウ付近で決壊。井之口、西新居、上三條を除く全地域床上浸水(玉穂) 橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水(豊富)
〃 45. 9	暴風水害	23日午前2時30分、高橋、極楽寺方面、母屋、長屋、土蔵の全壊、半壊が相つぐ。中楯で死者2人、全壊8戸。上成島全壊8戸、宿成島7戸、下成島10戸(玉穂)
大正元. 9	台風	家屋の倒壊、農作物被害(豊富)
〃 9. 8. 2－6	台風	南都留郡下の被害大、死者14人、家屋倒壊189戸、堤防の決壊30箇所(田富)
〃 14. 8. 14－18	〃	東山梨、東八代、南都留郡の被害大
昭和9. 5. 4	上手の大火	り災戸数11戸、半焼1戸(豊富)
〃 10. 9. 21－26	前線・台風	富士川、塩川、荒川、御勅使川氾濫し県下一円水害大、死者39人、家屋全壊、半壊、流失223戸(田富) 橋梁破損流失、農作物の被害大(玉穂)
〃 20. 10. 3－15	〃	県下各河川氾濫し、芦川筋、中巨摩滝沢川、東八代の滝戸川決壊山崩多し、死者36人、家屋全、半壊256戸、浸水家屋6,130戸(田富) 極楽寺地区の浸水被害(玉穂) 戊辰橋上流浅利川左岸決壊による土砂流失浸水(豊富)
〃 22. 9. 13－15	カスリン台風	笛吹川上流、重川、金川、日川、御手洗川、笹子川筋被害甚大、東八代郡浅間村に被害大、死者16人、家屋全、半壊、流失合わせて173戸、浸水家屋1,585戸、浅原橋、桃林橋、富士橋、飯富橋が流失した。(田富)
〃 23. 9. 15－16	アイオン台風	笹子川筋、大月市内、北巨摩の一部、東山梨郡下の被害大、死者3人、家屋全、半壊、流失90戸、家屋浸水4,360戸(田富)
〃 28. 9. 23－25	台風13号	全県下風水害多く、農作物、果実の被害甚大、県南部早川入りに水害大(田富)
〃 34. 7. 12－14	台風7号	重傷3人、軽傷30人、家屋全壊27戸、半壊10戸、床上浸水10戸、床下浸水10戸、作興橋・豊積橋等橋梁流失、農作物被害(豊富)
〃 34. 8. 12－14	前線台風7号	死者90人、負傷者109人、家屋流失、全壊、半壊合わせて6,536戸、浸水家屋14,445戸、水陸稲の被害大(田富)
〃 34. 9. 25－27	台風15号 伊勢湾台風	死者15人、負傷者109人、家屋全壊1,034戸、半壊2,407戸、流失40戸、浸水家屋1,583戸、田畑流失234ヘクタール(田富) 伊勢湾台風は中心が市域を通ったため、暴風による被害が最も大きかった。民家全壊家屋86戸、大破150戸。この他に寺、社、公共施設も屋根は飛び、壁を吹きやぶられるなど大被害を受けた。(玉穂) 家屋全壊51戸、家屋半壊損傷90戸、桑等農作物被害(豊富)
〃 36. 6. 23－29	前線・台風	死者6人、負傷者1人、家屋全、半壊、流失合わせて114戸、家屋浸水6,042戸、田畑埋没295ヘクタール、道路損壊309箇所、橋梁の流失95、堤防の決壊131箇所(田富)
〃 41. 9. 21－25	前線台風26号	死者174人、負傷者97人、全壊家屋160戸、流失128戸、半壊341戸、田畑埋没322ヘクタール、道路欠壊645箇所、橋梁流失189件(田富) 死者1人、負傷者1人、木原橋付近七覚川堤防決壊、土木、耕地山林、農作物等に一億円の被害(豊富)

災害発生日	災害区分	被害状況
〃 58. 8	台風水害	台風により河川が急増水。今川、山王川、渋川が氾濫。一町畑地区は、船で救急品を運ぶ。ほかに、下河東、町之田、極楽寺、乙黒等一部に床上浸水。農作物に被害甚大（玉穂）
平成10. 9. 15－16	台風水害	台風5号の接近による大雨・洪水・暴風。床下浸水2軒（玉穂）
〃 12. 9. 11－12	大雨	大雨で床上浸水被害4件（玉穂）
〃 15. 8. 8－9	台風水害	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ、県下全域で被害発生
〃 16. 10. 8－10	台風水害	台風22号の大雨により、県中西部で被害発生
〃 16. 10. 20－21	台風水害	台風23号の大雨により、県下全域で被害発生
〃 26. 2. 14－15	雪害	大雪により、県内全域に被害が発生。観測史上最大の積雪（2月15日9：00現在で甲府市114cm）。市内全域で道路が不通となる
〃 29. 10. 22－23	台風水害	台風21号の大雨と強風により、県中西部で被害発生
〃 30. 9. 30－ 10. 1	台風水害	台風24号の大雨と強風により、県内全域で被害発生
令和元. 10. 12～13	台風水害	台風19号の大雨と強風により、県内全域で被害発生。中央市の他6市町村を除く20市町村に大雨特別警報が発表される

過去の地震による被害

発生年月日	西暦	被害等の概要
貞観6年7月17日	864	6月に富士山噴火。甲斐、駿河
永享5年9月16日	1433	夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)
享徳3年11月23日	1454	地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)
明応7年6月11日	1498	甲斐国大地震(高白斎記)
明応7年8月25日	〃	大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)
明応8年1月2日	1499	大地震(妙法寺記)
明応9年6月4日	1500	この年まで地震続く。明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
永正8年8月7日	1511	大地震(高白斎記)
永正13年7月12～13日	1516	地震(妙法寺記)
天文18年4月14日	1549	地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
元禄16年11月22日	1703	大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
宝永4年10月4日	1707	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
〃 〃 10月5日	〃	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐等で本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397、同寺254、死24)となった(新編日本被害地震総覧:1989)
宝永7年11月	1710	大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
天明2年7月14日	1782	夜より15日夜大地震(甲斐古今記)
安政1年11月4日	1854	駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とするM8.4という巨大地震が発生(安政東海地震) 本市においては、烈震により笛吹川北岸において液状化を起こす。今川堤水没、玉穂地内の家屋の約8割が全壊
明治41年12月28日	1908	M5.8(震央山梨県中部)、震度5(甲府市の記録)

発生年月日	西暦	被害等の概要
大正7年6月26日	1918	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村、鰍沢等に被害
〃 12年9月1日	1923	関東大地震。M7.9（震央相模灘）、震度6 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3箇所。本市においては、各河川堤防の破損、橋梁、堰わく破壊、道路ひび割れ、家屋破損等の被害発生 甲府市の記録－死者4人、負傷者9人、家屋全壊 322棟・半壊 427棟等
〃 13年1月15日	1924	丹沢地震。M7.3（震央神奈川県）、震度6 甲府市の記録－水道管破損60箇所、電話線故障82箇所（山梨日日新聞）
昭和19年12月7日	1944	東南海地震。M7.9（震央熊野灘）、震度5 甲府市の記録－甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟・半壊8棟、橋梁墜落1、屋根壁落下29箇所、馬1頭死亡（山梨日日新聞）
〃 51年6月16日	1976	山梨県東部を震央とする地震。M5.5、県東部で住家等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等
〃 58年8月8日	1983	山梨県東部を震央とする地震。M6.0、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147箇所、農林業用施設55箇所、道路21箇所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
平成8年3月6日	1996	山梨県東部を震央とする地震。M5.8、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
平成21年8月21日	2009	駿河湾を震源とする地震。M6.5、4都県112人負傷 静岡県で大きな被害
平成23年3月11日	2011	三陸沖を震源とする地震（東北地方太平洋沖地震）。M9.0 本市では、玉穂庁舎震度5強、田富・豊富庁舎震度5弱を記録
平成23年3月15日	2011	静岡県東部を震源とする地震。M6.4 本市では、玉穂庁舎震度5強、田富・豊富庁舎震度5弱を記録
平成24年1月28日	2012	山梨県東部を震央とする地震。M5.4 本市では、震度3
令和3年12月3日	2021	山梨県東部を震央とする地震。M4.8 本市では、震度2

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

(各課共通)

第1 中央市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 市の自治会長会の会長
- (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

資料編	・中央市防災会議委員名簿一覧
	・中央市防災会議条例

P 4

P 68

第2 中央市災害対策本部

中央市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 中央市水防本部

本編第4章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 自主防災会

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位とする自主防災会が組織されている。平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の

訓練を行っている。

2 市民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

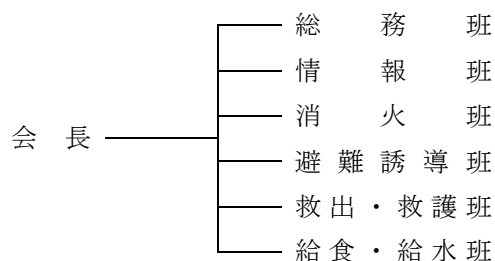
その際、地域において要配慮者を支援する体制の充実に努めるとともに、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

3 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災会を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう配慮する等、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ることとする。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 避難経路上における危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布 ○ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 市民に対する避難指示等の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力 ○ 避難所の運営

4 市の指導

(1) 市は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

(2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要がある

ため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

(3) 市は、自主防災会の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

(4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。また、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

(各課共通)

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また市民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、市民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

① 災害対策活動の概要	② 災害の特性と対処方法
③ 職員としての心構え	④ 災害時の役割内容

2 検討会

防災訓練、その他必要時において開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書等の印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

5 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究・調査を行い、市の

施策への活用方策の検討を行う。

第2 一般市民に対する防災知識の普及

- 1 危機管理課は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、市民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

- (1) 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用
 - (2) 防災行政無線の活用
 - (3) 社会教育の場の活用
 - (4) 県立防災安全センターの活用
 - (5) ハザードマップ等、防災関係資料の作成、配布
 - (6) 防災ビデオ等の貸出し
 - (7) 防災・気象情報のホームページへの掲載
 - (8) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信
- 2 市、県及び国は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
 - 3 市、県及び国は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
 - 4 市、県及び国は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 幼児、児童・生徒等に対する防災教育

市は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また市は、教育現場において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

- 1 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策等の防災に関する事項をとりあげる。
- 2 防災訓練
学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。
- 3 課外活動における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般、個人、集団における心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習を進める等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時における防災教育を実施する。

第6 啓発の内容

- 1 防災に対する一般的知識
- 2 気象、災害発生原因等に関する知識
- 3 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 災害予防措置
- 5 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識
- 6 災害用伝言ダイヤル等、安否情報システムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

第7 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターが本市にあり、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般市民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室		400冊
訓練、実習室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第8 企業防災の促進

- 1 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

- 2 市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 3 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災訓練に関する計画

(各課共通)

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、新型インフルエンザ等の新興感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、学校、保育園、認定こども園その他関係団体及び市民の協力を得て、総合防災訓練を次により実施するものとする。

1 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選び年1回以上実施するものとする。

2 実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域を中心にその都度適切な場所を選定し、実施するものとする。

3 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

4 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤非常招集訓練、⑥消防、⑦水防、⑧避難所開設訓練、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

5 機関別訓練例

機関名	訓練内容
自主防災会	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱） ③ 起震車による震度体験訓練 ④ 救急救命訓練 ⑤ 情報伝達訓練 ⑥ 炊き出し訓練
事業所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練
医療機関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練
（不特定多数の方が利用する） 公共施設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）

機関名	訓練内容
学校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練
保育園、認定こども園	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引渡し訓練

6 防災関係機関との連携

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 非常通信訓練

有線通信の途絶等の事態に備え、次により非常通信訓練を実施するものとする。

1 参加機関

市、県及び関東地方非常通信協議会

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

第3 避難訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法第8条により防火管理者の選任義務がある防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者の選任義務がない防火対象物の管理権限者も前記に準じて行うものとする。

この場合、要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意する。

なお、学校等（保育園、認定こども園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- 1 災害の種類や規模、発生時間等、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 器具機材等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

第5 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を

行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、消防団員、市職員が連携し、また市民等の参加を得て、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

第7 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出しを行い、必要により活動体制の見直しを行う。

第4節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充計画

(危機管理課、消防団、建設課、上下水道課、産業課)

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）」を考慮した、防災施設、防災資機材の整備・備蓄を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・市民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 倉庫の整備

水防資材、援助物資等の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。また、避難所等の位置を考慮し、飲料水兼用貯水槽の設置を検討する。

本市の防災備蓄場所は、次表のとおりである。

中央市コミュニティ防災センター	中央市布施1555番地1
中央市防災公園（防災会館・水防倉庫）	中央市臼井阿原字川向1903番地39
玉穂水防資材倉庫	中央市成島
臼井水防倉庫	中央市臼井阿原
角川水防倉庫	中央市浅利東新田
浅利水防倉庫	中央市 〃 一の出割
農村公園防災倉庫	中央市関原1018

資 料 編	・中央市コミュニティ防災センター条例	P 73
	・災害備蓄品一覧	P 29
	・中央市防災公園条例	P 75

3 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備するものとする。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて飲料水兼用貯水槽、浄水機、給水用資機材等の整備を推進する。

資 料 編	・災害備蓄品一覧	P 29

4 避難所・避難地

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び避難地をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場等を充て、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食しうる場所を選定するよう考慮するものとする。

資 料 編	・指定避難場所一覧	P 14

第2 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は、自主防災倉庫にあっては各自主防災会長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防・防災用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。
- 3 資機材及び機械類の点検実施内容

資機材等	機械類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発等を実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

また、市域内に立地する本施設は、災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点として自衛隊、消防の利用が想定されており、必要に応じた防災機能の強化が図られている。

2 中北地域県民センター

当該地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策計画

災害時の緊急復旧活動及び救援活動を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所に防災拠点が整備されている。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

4 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能が強化されている。

第4 大規模災害に備えた受援計画

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町村からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第5節 消防予防計画

(危機管理課、消防本部、消防団)

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

さらに、消防団員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び甲府地区広域行政事務組合消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

本市における消防は、南消防署田富出張所・玉穂出張所・中道出張所及び中央市消防団が行っている。

資 料 編 ・ 消防力の現況

P 56

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の確立

市は、消防団が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

① 消防力等の整備

② 防災のための調査

③ 防災教育訓練

④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法

⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした中央市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2 林野火災予防対策

1 林野火災予防思想の普及啓発

市は、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

2 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎょ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第3 火災予防対策の指導強化

1 建築同意制度の効果的活用

南消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、南消防署と連携して自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、家庭用火災報知器、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、南消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

南消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の計画的予防査察を行い実態を把握するとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、医療機関、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行い、防火安全対策について適切な指導を行う。

また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

南消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、少量危険物等の管理及び取扱についても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第4 消防相互応援協定

市は、近隣市町等と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

第6節 風水害等予防計画

(各課共通)

第1 流域治水

気候変動などに伴い増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を目標に、流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。

第2 山地の災害予防

本市の山地は、市の南東部である豊富地区に集中し、その地形、地質等の特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林のもつ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、引続き県は森林環境税を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

市域内の山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区は10箇所、山腹崩壊危険地区は7箇所指定されている。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療施設等「要配慮者利用施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定を県に働きかけ、積極的な保全工事に努める。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

てが特別警戒区域に指定されている。

資 料 編 ・ 山地災害危険地一覧

P 64

第3 河川対策

1 河川改修

本市は、笛吹川と釜無川が合流する扇状地にあり、ほとんどが平坦な地勢である。また自噴

井が見られるように地下水位が高い地域であるため、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では護岸工事や治水事業により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も洪水等の災害から守り、市民が安心して生活できるよう、河川や水路の改修整備を進める。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、市民へ迅速に連絡ができるよう、関係機関からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を構築していく。

2 河川情報の整備

洪水等の災害から市民を守り、市民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、市民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県が整備するテレメータシステム等を活用するとともに、市内の河川水位観測所により、情報の収集に努める。

資 料 編 ・ 河川水位観測所一覧	P 61

3 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川並びに流域に住宅や避難経路等の防護対象がある中小河川において、水害等により浸水が想定される区域として本市の地域が浸水想定区域に指定されたため、その区域及び水深について公表する。

中央市内の浸水想定区域

河川・水系	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
富士川（釜無川）・笛吹川	平成29年3月 指定・公表	国土交通大臣
荒川	平成29年7月 指定・公表	山梨県知事
芦川・滝戸川	平成29年7月 指定・公表	山梨県知事
境川	平成29年7月 指定・公表	山梨県知事
滝沢川	平成29年7月 指定・公表	山梨県知事
荒川 （洪水予報河川指定区間の上流）	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
芋沢川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
大堀川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
蟹沢川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
山王川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
七覚川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
渋川（竜王）	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
常永川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
神明川（玉穂）	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
関沢川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
船井川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
間門川	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
宮沢川（中道）	令和5年3月 指定・公表	山梨県知事
浅利川（中央）	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
押出川	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
新せぎ川	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事

河川・水系	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
大門川（豊富）	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
仲川	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
三頭沢川	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
南川（豊富）	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事
谷坂川	令和6年7月 指定・公表	山梨県知事

4 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

浸水想定区域の指定に伴い、浸水想定区域内の水位情報や洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について市地域防災計画に定め、これらを市民に周知させるため、県と連携して、洪水ハザードマップを作成し、公表するものとする。

近年の想定を超える大雨による浸水被害が多発していることを踏まえて国及び県が想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を公表したことを受け、市は、2019年度に洪水ハザードマップ（中央市防災マニュアルに掲載）を作成し市民等への周知を図っている。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

市は、避難指示、高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、市民へ日頃から周知徹底するものとする。

5 浸水想定区域要配慮者利用施設

浸水想定区域要配慮者利用施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達をする。要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとし、市における浸水想定区域に存在する要配慮者利用施設は、資料編に掲げるとおりである。これらの施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の避難確保計画の作成・市長への提出、避難訓練の実施等を行うものとする。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設 3 保育園、認定こども園、小・中学校

資 料 編 ・ 浸水想定区域要配慮者関連施設一覧	P 26

6 洪水予報等の伝達体制の整備

本市では前記5に規定された要配慮者利用施設に対し、防災行政無線、電話、FAXによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 河川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 2 河川特別警戒水位到達情報 3 その他の浸水対策における有効な情報

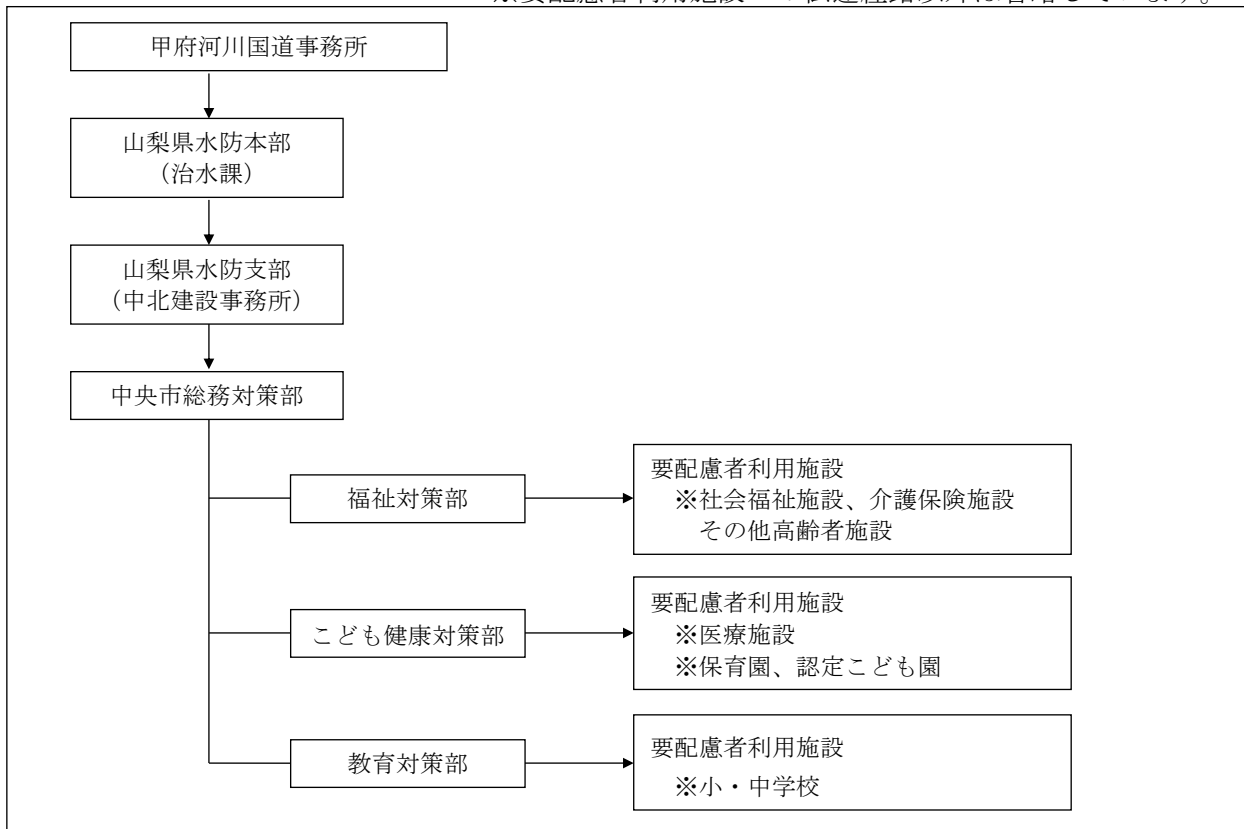
伝達経路については次表に定める。

要配慮者利用施設への情報伝達経路図

(1) 直轄河川の洪水予報等の場合

富士川（釜無川）・笛吹川洪水予報等の伝達

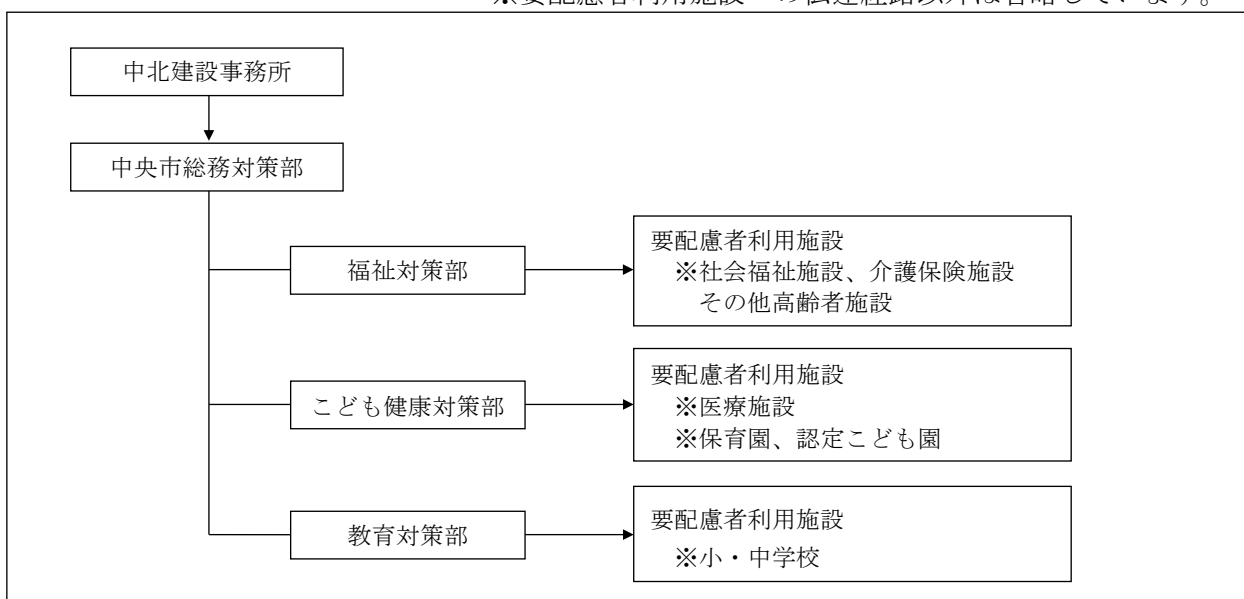
※要配慮者利用施設への伝達経路以外は省略しています。



(2) 県管理河川の洪水予報等の場合

荒川洪水予報等の伝達

※要配慮者利用施設への伝達経路以外は省略しています。



第4 砂防対策（土砂災害対策）

1 土石流対策

本市山地部の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。また、土石流対策として、積極的に砂防事業を推進する。

市域内の土砂災害警戒区域（土石流）は18箇所あり、そのうち14箇所が特別警戒区域に指定されている。

2 急傾斜地崩壊防止対策

本市山地部である豊富地区は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。必要に応じて改善措置をとるよう指導するものとする。

市域内の、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域は3箇所指定されている。また、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は16箇所あり、そのすべてが特別警戒区域に指定されている。

資料編	・急傾斜地危険区域一覧	P 62
	・土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	P 63

3 危険箇所からの移転の促進

(1) 防災のための集団移転促進事業

市は、県と連携し、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進するよう努める。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、県と連携し、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進するよう努める。

4 各種規制による災害防止対策

市は、県の実施する宅地造成対策、盛土対策、ゴルフ場等造成対策、土石採取対策に協力し、必要に応じ災害防止対策の実施を要請するなど、土砂災害の予防に努める。

特に、盛土対策について、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、県と連携して速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第5 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行

い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、県と甲府地方気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

3 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

4 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」第1「防災気象情報の受理・伝達」1「(2) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

市は、県から情報を受けたときは、直ちに地域の市民、自主防災会及びその他関係機関へ適切に伝達する。

また、県では、土砂災害警戒情報システムで、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開している。

5 避難指示等の発令

市は、土砂災害警戒情報について、市民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。避難指示等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性を踏まえ、総合的に判断し発令する。

6 市民の避難誘導體制

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第6 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から市民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

市は、県に対し、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するよう働きかけていく。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の

利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、本節第3「河川対策」5、6で定めた方法に準じて避難確保計画の作成・市長への提出、避難訓練の実施、土砂災害に関する情報等の伝達を行うものとする。

なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

3 土砂災害警戒情報発表時の措置

市は、「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、職員及び消防団等による危険区域の巡回を強化し、前兆現象を発見した場合は速やかに本部へ通報し、前兆現象等の情報と併せ避難指示等の発令を検討する。

4 緊急調査（地すべり）結果の発表

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果・被害の想定される区域・時期等の情報（土砂災害緊急情報）を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

P 63

第7 農地災害予防対策

農業用施設の管理者でもある市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

1 ため池保全対策

ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくよう管理団体等に指導するものとする。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、漏水等により堤体が弱体化したり、法面等が波浪浸食を受けている可能性がある。

今後も、定期的に調査を行い、危険と判断されるため池が発見されたときは、管理団体等に連絡し速やかな改修を図る。

ため池の所在地及び整備状況

名称	所在地	貯水量（m ³ ）	整備状況等
玉穂1号補償池	中央市井之口字村西260－2	3,000	S48、甲府市上下水道局管理
玉穂3号補償池	中央市上三条字御崎870－1	3,000	S49、〃
竹輪池	甲府市下向山地内	1,836	H7改修、高部自治会管理

2 農業用ため池の防災・減災対策

県では、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「防災重点農業用ため池」に選定するとともに、公表している。

現状県において選定されているものはないが、今後は、状況に応じて「防災重点農業用ため

池」について検討し、地域の合意形成を図りつつ、県と連携して計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととする。

また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。

資 料 編 ・ 農 業 用 た め 池 一 覧	P 64

3 たん水防除対策

- (1) たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。
- (2) たん水防除のための排水機場ポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

たん水防除施設

地域名	概算事業費 千円	受益面積 ha	主 要 工 事
宇坪	509, 110	125	排水路 L = 1, 358m 排水機 3 台
田富	265, 000	76	排水路 L = 452m
東花輪川	3, 162, 410	138	排水路 L = 3, 339m 排水機 2 台
高部	486, 000	32	排水機 2 台

※ 田富地域は宇坪地区のそれぞれ排水路改修である。

4 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第8 農作物に対する措置

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

第9 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第10 上水道施設の風水害等予防対策

1 上水道施設の安全性及び代替性の確保

- (1) 止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策
- (2) 受変電設備の高所移設

- (3) 管渠、配水場、水源のネットワーク化
- (4) 施設被災時の水道水の確保
- (5) 必要資機材の手配のための連絡体制を確保
- 2 重要なデータのバックアップ
施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化
- 3 情報の収集・連絡体制の整備
 - (1) 情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練
 - (2) 情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用
- 4 通信手段及び非常電源の確保
 - (1) 専用回線による通信機能確保
 - (2) 停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保
- 5 防災資機材の整備
 - (1) 補修材料、発電機の確保
 - (2) 消毒用薬品の確保
- 6 職員の体制
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 家族も含めた安否確認
 - (3) 交通途絶時等の出勤体制の確立
- 7 上水道関係機関相互の応援受援体制
 - (1) (公社)日本水道協会との応援受援体制の確立
 - (2) 近隣市町との応援受援体制の確立
- 8 上水道防災拠点の確保
配水場を利活用した防災拠点の確保
- 9 応急復旧活動
 - (1) ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置）
 - (2) 二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応
- 10 業務継続性の確保
BCPマニュアルの策定と訓練

第11 下水道施設の風水害等予防対策

- 1 下水道施設の安全性及び代替性の確保
 - (1) 止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策
 - (2) 受変電設備の高所移設
 - (3) 管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化
 - (4) 施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保
 - (5) 仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制を確保
- 2 重要なデータのバックアップ
施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化
- 3 情報の収集・連絡体制の整備
 - (1) 情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練

- (2) 情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用
- 4 通信手段及び非常電源の確保
 - (1) 専用回線による通信機能確保
 - (2) 停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保
- 5 防災資機材の整備
 - (1) 過搬式ポンプ、発電機の確保
 - (2) 消毒資機材の確保
 - (3) 仮設沈殿池の用地確保
- 6 職員の体制
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 家族も含めた安否確認
 - (3) 交通途絶時等の出勤体制の確立
- 7 下水道関係機関相互の応援受援体制
 - (1) 県との応援受援体制の確立
 - (2) 他都県市との応援受援体制の確立
- 8 下水道防災拠点の確保
 - (1) 流域下水道事務所のサブ防災拠点化
 - (2) 下水処理場、ポンプ場を利活用した防災拠点の確保
- 9 応急復旧活動
 - (1) ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置）
 - (2) 二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）
- 10 被災地のし尿の受入の連携
 - 被災施設と健全下水処施設との連携
- 11 業務継続性の確保
 - B C Pマニュアルの策定と訓練

第12 風水害等情報の市民等への伝達方法の研究

風水害、土砂災害等の発生があらかじめ予想される場合、市民に早期に伝達して物資の確保や避難等の対応を呼びかける必要がある。

そのため、「減災対応時系列システム（タイムライン）」（災害の発生が予想される時間の72時間前を目安に、監視体制、災害対応への準備、避難情報の発令等を時系列で設定したもの）の導入をはじめ、地域に適した手法の研究・導入に努めるものとする。

第7節 雪害予防計画

(危機管理課、建設課、産業課、上下水道課、玉穂支所、豊富支所、消防団)

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、市民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「降雪時対応マニュアル」の整備・見直しを行い、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備・改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 市民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請する。

第5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や

相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、市民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等について、防災知識の普及啓発を図るとともに、除雪作業への協力依頼の可能性について広報を行うものとする。

また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第7 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害の回避又は最小限の抑止ができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象観測網の充実
- ウ 気象災害の被害予測の確立
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、就園システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第8節 建築物災害予防計画

（危機管理課、建設課、まちづくり推進課、消防本部、各施設管理者）

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備等の維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者等の建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務をとおした指導を県に要請し、安心で安全なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非不燃化建築物の建築の防止に努める。

第2 不燃建築物の建設促進対策

市は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、準防火地域の指定を行う等建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導に努める。

第3 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される中央市役所や、不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される施設等については、計画的に耐震調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。

また、他の公共施設についても定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第5 防災査察（甲府地区広域行政事務組合消防本部）

旅館、医療施設等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

(生涯教育課、消防本部)

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財等が残されており、また伝統行事や郷土芸能等も、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

資料編 ・ 指定文化財一覧

P 66

第2 文化財保護対策

1 国、県及び市指定の文化財

文化庁、県及び市教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び中央市文化財保護条例（平成18年中央市条例第96号）によって指定された文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁、県指定文化財については県教育委員会又は市教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定文化財では50%から85%を上限とし、県と市がその残りの一部を負担することができる。県指定文化財では県が50%を上限とし、市が残りの一部を負担することができる。市指定文化財についても、中央市文化財保護条例第16条の規定に基づき、特別の事情があると認める場合には補助金が交付される。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、南消防署田富・玉穂及び中道出張所や中央市消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 原子力災害予防対策計画

(危機管理課)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺等様々な影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア、イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(おおむね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(おおむね半径30km圏内)

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」…原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」…原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」…原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力(株)				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中		
営業運転開始日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 6. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了日	H21. 1. 30		—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第4 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 7 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第11節 特殊災害予防対策計画

(危機管理課、市民環境課、消防本部)

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

1 災害予防体制

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

3 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

4 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

5 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、南消防署田富・玉穂及び中道出張所との連携強化を図る。また、甲府地区広域行政事務組合消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の措置

東京ガス山梨(株)及び同社に天然ガスを供給している国際石油開発帝石(株)は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練

- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結
 ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
- (8) ガス洩えい及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 コミュニティーガス事業の措置

コミュニティーガス事業は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

資料編	・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等	P 60
	・液化石油ガス貯蔵タンク施設	P 60

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの指示等

第12節 竜巻等突風対策計画

(危機管理課、政策秘書課、建設課、産業課、消防本部)

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

第1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に市民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 市民への啓発

市、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、市民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、市民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの市民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知を図る。

4 堅牢な建築物への誘導

プレハブ等の強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

第2 竜巻突風に対する対策

1 竜巻等に関連する情報の段階的な発表と効果的な利用（気象庁ホームページより）

竜巻等に関連する気象情報は、次のように、時間を追って段階的に発表する。

- ア 半日～1日程度前には気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。
- イ 数時間前には雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
- ウ さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で竜巻注意情報を発表する。

竜巻等に対しては身の安全を確保することが何よりも重要である。上記の情報を効果的に利用するためのポイントを解説する。

- ア 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかる状況では、気象情報や雷注意報にも留意し、万に備え、早め早めの避難を心がける。
- イ 竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の様子に注意※する。そのとき、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとる。
- ウ 竜巻注意情報が発表された場合には、気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストで危険度の高まっている領域などをこまめに確認する。竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストは組み合わせて利用することが効果的である。

※ 竜巻等の現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、竜巻注意情報が発表された地域であっても必ずしも竜巻等に遭遇するとは限らない。避難に時間がかかるアの状態以外では、竜巻注意情報が発表されても空の様子に変化がないことが確認できれば、直ちに安全確保の行動をとる必要はない。

竜巻等は積乱雲の下で発生する。積乱雲は、大気の状態が不安定なときに急発達し、竜巻のみならず、急な大雨、雷、ひょうなどの激しい現象も引き起こす可能性があるので、竜巻注意情報等が発表された際にはこれらにも合わせて注意する。

2 家屋・農作物等の被害防止対策

- (1) 防風ネット等の防風施設等農作物被害防止施設の整備
- (2) 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- (3) 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

3 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじめ講ずる。

第13節 情報通信システム整備計画

（企画課、総務課、健康増進課、玉穂支所、豊富支所）

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用及び情報通信システムの整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市災害対策本部及び災害現場等との間の通信確保、また市民に対して各種情報等を伝達するため、移動系無線の早期整備・充実を図る。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、人口の増減等社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等をととして運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 総合防災情報システム

コンピュータを用いて市が簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、また、市、県、国が収集した機能を集約して市民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

第4 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関する各種情報の集約・提供を通して被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に資する広域災害救急医療情報システムの運用及び習熟に努める。

第5 土砂災害警戒情報システム

甲府地方气象台と県砂防課が共同して発表する「土砂災害警戒情報」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を収集する。

第6 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法のひとつとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第7 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、市役所の電話をあらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第8 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 市内無線局一覧

P55

第9 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページや中央市メールマガジン、中央市公式SNS（instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）、X（エックス）（旧Twitter（ツイッター））、facebook（フェイスブック）等）を通して広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、「山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブ」とアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議をはかっておく等協力体制の確立を図るものとする。

第14節 要配慮者対策の推進

(企画課、危機管理課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、消防団、社会福祉協議会)

災害時において、要配慮者及び避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市においては、災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、自ら避難することが困難な者で、次に掲げる項目とする。

(1) 介護保険における次に掲げる要介護認定者

ア 要介護3の居宅で生活し、かつ援護を求める者

イ 要介護4以上の居宅で生活する者

(2) 65歳以上の高齢者で次に掲げる事業の在宅福祉サービスを受けている者

ア 見守り通報サービス

イ 自立支援ホームヘルプサービス

(3) 障がい者（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持者）

(4) その他援助を要する者

なお、病院又は福祉関連施設等に入院入所し、当面自宅に戻れる見込みが立たない者は登録を要しないものとする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 住所

(5) 電話番号又はその他の連絡先

(6) 身体等の状況（介護認定度、障害手帳等級等）

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定等で、該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による市民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、掲載情報を再確認する。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要

支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難者等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

- (1) 中央市各自治会（自主防災会）
 - (2) 中央市民生委員・児童委員協議会
 - (3) 中央市を管轄とする警察署、消防署
 - (4) 中央市消防団
 - (5) 中央市社会福祉協議会
 - (6) その他市長が必要と認めた団体
- 6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- 市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。
- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
 - (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
 - (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- 7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
 - (2) 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで伝達する。
 - (3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。
- 8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 個別避難計画の作成等

1 個別避難計画の作成

- (1) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成する。

なお、市地域防災計画に基づき、関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (2) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- (3) 健常者に先駆けて、南海トラフ地震に関連する情報、市長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図る。

2 地区防災計画との整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 個別避難計画の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

4 その他

- (1) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (2) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第3 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定版）及び、山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基

づき、市は、「中央市避難支援プラン全体計画」（避難行動要支援マニュアル）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 庁内に、福祉対策部を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 各地区での市民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
- (5) 多数の市民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉対策部、総務対策部が主導して自主防災会その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有する。
この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏えい防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱について研修を行う等の措置を講ずる。
- (2) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (3) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障がい種別に配慮した福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の周知

市は、救助の必要なひとり暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を周知するとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者や障がい者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災会が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

のとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを把握し、被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、防災関係機関が設置している施設に関する情報、交通規制等被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとし、FAX、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

第4 在住外国人及び外国人観光客対策

1 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 外国人への災害時対応マニュアルの整備
- (3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

2 大規模災害が発生し、又は、そのおそれがあると認められ、県災害対策本部が設置された場合には、県が設置する災害多言語支援センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

- (1) 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理
- (2) 外国語での情報の提供
- (3) 市では対応できない内容の外国人対策の応援
- (4) 外国人との連携

第5 児童生徒等保護対策

市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校等」という。）の管理者は災害発生に備え平常時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、児童生徒等に対して実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員等及び児童生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員等及び児童生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校等の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 児童生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校等施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても協力する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

児童生徒等への防災に関する防災教育を次により推進する。

(1) 児童生徒等に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 災害に関する防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家庭や地域との連携

3 教職員の対応、指導基準

災害発生時の教職員の対応、指導基準は、次のとおりとする。

(1) 災害発生の場合、児童生徒等の安全確保を行う。

(2) 児童生徒等の避難誘導にあたっては、学級名簿等を携行する。

(3) 児童生徒等の避難誘導にあたっては、氏名、人員、異常の有無等を掌握し、児童生徒等に適切かつ明確に指示する。

(4) 児童生徒等の保護者への引渡し基準、方法をあらかじめ定めておく。

(5) 留守家族等で帰宅できない児童生徒等の保護対策をあらかじめ定めておく。

第15節 災害ボランティア支援体制の整備

(危機管理課、福祉課、社会福祉協議会)

- 1 市及び市社会福祉協議会は、効果的な防災対策を推進するうえで大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。
- 2 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会及び県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

(各課共通)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が災害対策本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき。
- (4) 市内に特別警報が発表されたとき。
- (5) 市内で震度5弱・5強を観測する地震が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき。
- (6) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (8) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

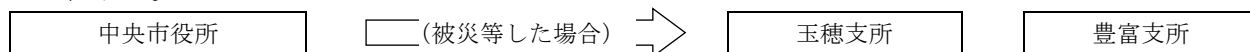
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を中央市役所に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
中北地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
甲府地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町	県防災行政無線、電話
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般市民	防災行政無線、広報車、口頭（自治会長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書、Ｌアラート

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所防災対策室に設置する。ただし、中央市役所が被災した場合には、次の施設に設置する。



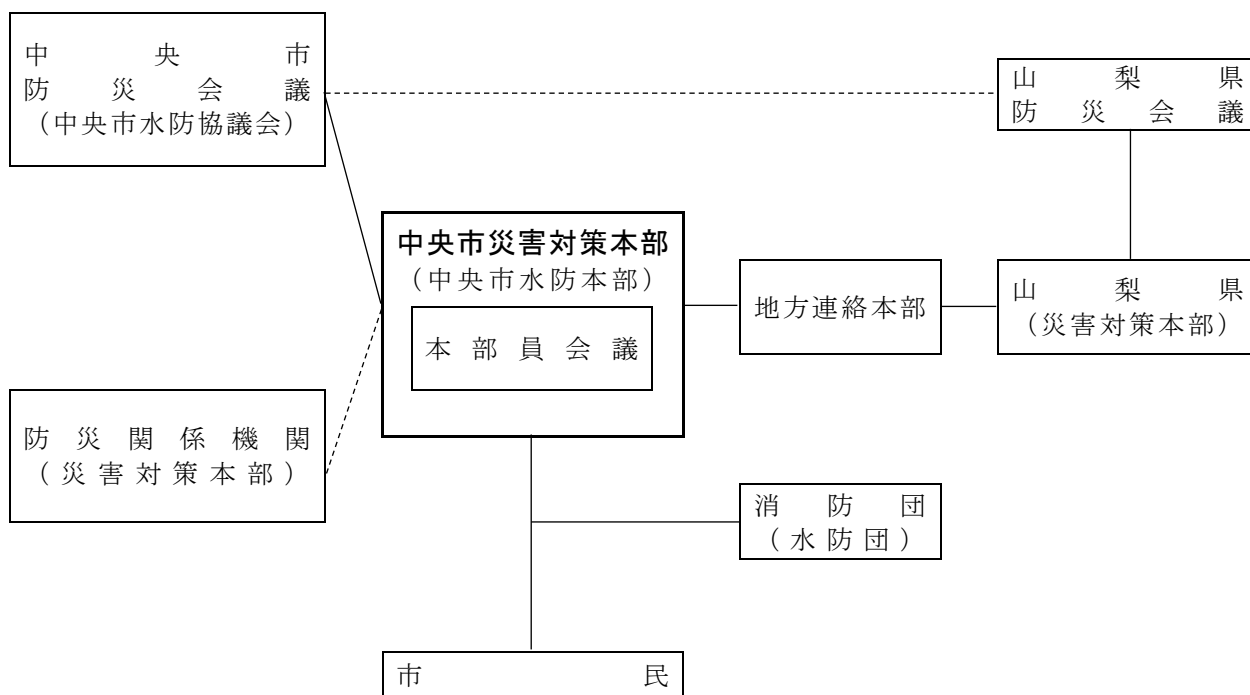
5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

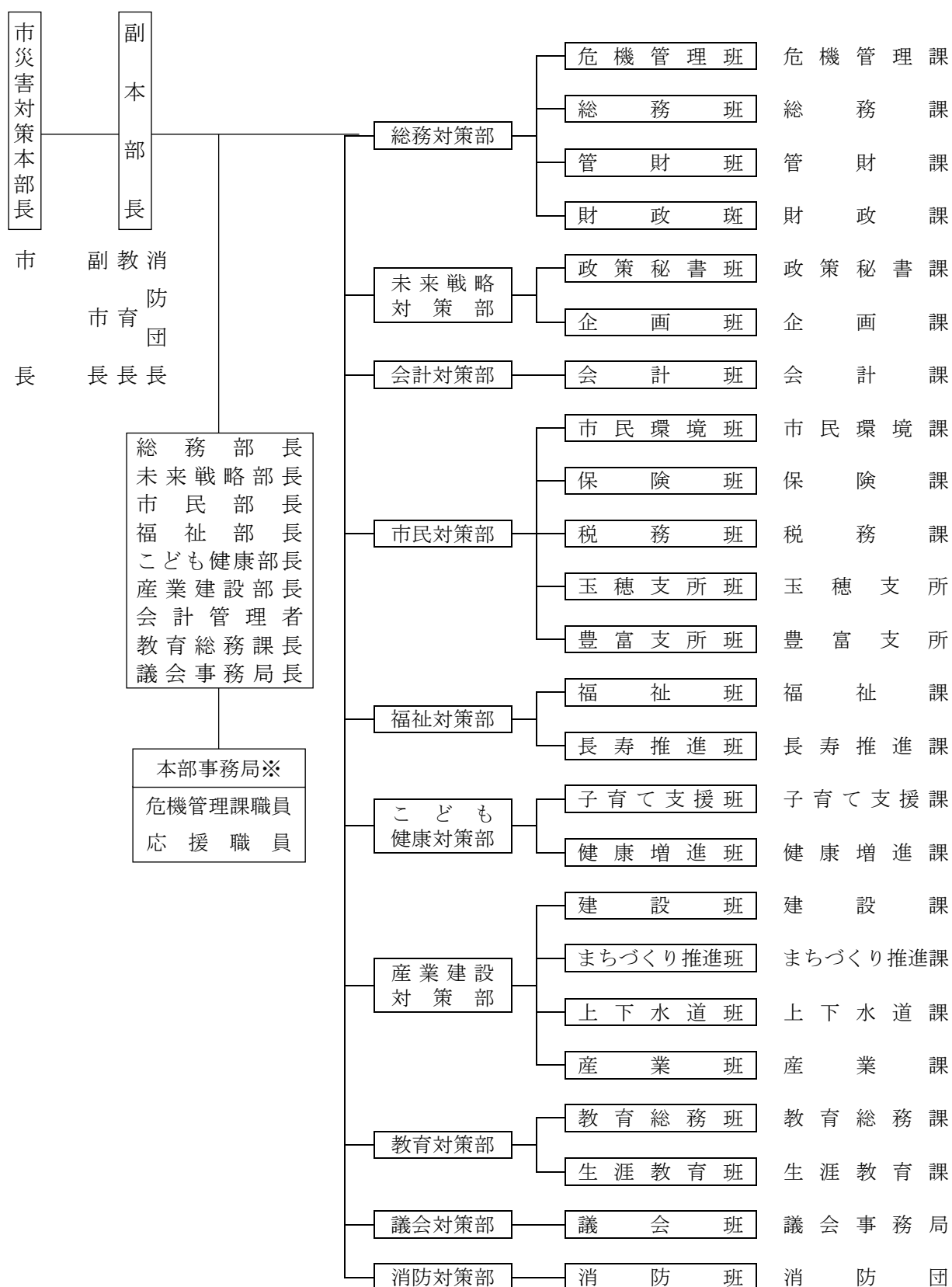
第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 中央市防災組織系統図



2 中央市災害対策本部機構図



3 分担任務

- (1) 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属する各部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- (4) 本部には、部をおき、部には部長をおく。
- (5) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (6) 所掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

4 中央市災害対策本部所掌事務

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
各部・班共通事項		1 各部・班の動員配備に関すること。 2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関すること。 3 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。 4 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 5 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 6 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 7 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること）。 8 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関すること。 9 指定避難所の開設への協力に関すること。 10 り災証明発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 11 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 12 他部・班の応援・協力に関すること。 13 その他本部長の命ずる事項に関すること。
総務対策部 (総務部長)	危機管理班 (危機管理課長)	1 市災害対策本部の設置・運営に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の管理に関すること。 4 関係機関から、各種情報の収集に関すること。 5 市民等への避難指示等の伝達に関すること。 6 被害状況、被災者台帳の取りまとめに関すること。 7 警戒レベル（3～5）による避難指示等の発令に関すること。 8 警戒区域の設定に関すること。 9 緊急通行（輸送）車両の確認申請に関すること。 10 県、他市町村、自衛隊、応援協定締結先等との連絡調整・応援要請に関すること。 11 受援体制の確保に関すること。 12 県への被災状況等の報告に関すること。 13 消防署（出張所）及び消防団への情報伝達に関すること。 14 各自主防災会との連絡調整に関すること。 15 原子力災害の情報収集、広報に関すること。 16 災害救助法の適用に関すること。

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
		17 広域避難・広域一時滞在の連絡調整に関する事 18 公用負担に関する事 19 各部との連絡調整に関する事 20 その他他部に属さない事
	総務班 (総務課長)	1 職員の動員配備、調整に関する事 2 職員の被災状況・参集状況の把握に関する事 3 交通安全の確保に関する事 4 災害に伴う応急措置に従事した者に対する災害補償に関する事 5 被災職員の福利厚生に関する事
	管財班 (管財課長)	1 庁舎の維持(庁舎停電時対策を含む。)、管理に関する事 2 災害時優先電話に関する事 3 所管施設(公園施設を含む。)の被害状況調査、応急対策に関する事 4 市有財産及び営造物の被害調査及び応急対策に関する事 5 庁用自動車の集中管理、配車等に関する事
	財政班 (財政課長)	1 本部活動費等の予算編成に関する事 2 義援金の受付、保管、配分に関する事 3 応急対策に必要な予算編成に関する事
未来戦略対策部 (未来戦略部長)	政策秘書班 (政策秘書課長)	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 市民への広報・広聴活動に関する事 3 報道機関への情報提供、協力要請等に関する事 4 被災地の視察に関する事 5 見舞い者等の応接に関する事 6 危機管理班への応援に関する事
	企画班 (企画課長)	1 外国人の安全確保及び支援に関する事 2 O A機器類の点検、安全確保対策に関する事 3 情報システム・市ネットワーク等の機能維持及び復旧対策に関する事 4 災害対策用パソコンの設置等に関する事 5 災害対策本部関連文書の記録・保存等に関する事
会計対策部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 本部活動費等関係経費の出納に関する事
市民対策部 (市民部長)	市民環境班 (市民環境課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事 2 市民からの相談、問い合わせ等の処理等に関する事 3 被災者の安否問い合わせへの対応に関する事 4 行方不明の受付、行方不明者リストの作成に関する事 5 埋火葬許可証の発行に関する事 6 災害廃棄物処理に関する事 7 被災地における環境衛生の保全に関する事 8 中巨摩地区広域事務組合との連絡調整に関する事 9 遺体の処理及び埋火葬に関する事 10 ごみ及びし尿の収集、処理に関する事 11 災害時の愛玩動物(ペット)対策に関する事 12 仮設トイレの使用・処理に関する事
	保険班 (保険課長)	1 国民健康保険の資格確認書等の再交付に関する事 2 被災納税者の減免措置に関する事 3 国民年金保険料の免除申請に関する事 4 市民環境班への応援に関する事
	税務班	1 家屋等の被害状況調査に関する事

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
	(税務課長)	2 出動職員等への給食準備に関すること。 3 被災住民への税関係の相談に関すること。 4 救援物資、調達物資の受付、仕分けに関すること。 5 市民税等の減免、徴収猶予措置に関すること。 6 り災証明の発行に関すること。
	玉穂支所班 (玉穂支所長)	1 市民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 来庁者の避難誘導に関すること。
	豊富支所班 (豊富支所長)	1 市民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 指定避難所の開設、運営に関すること。 3 来庁者の避難誘導に関すること。
福祉対策部 (福祉部長)	長寿推進班 (長寿推進課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 指定福祉避難所(高齢者福祉施設)の開設、入所に関すること。 3 在宅高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 4 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 5 福祉班への協力に関すること。 6 健康増進班への協力に関すること。
	福祉班 (福祉課長)	1 指定福祉避難所(障がい者福祉施設)の開設、入所に関すること。 2 障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 3 社会福祉協議会との連携協力に関すること。 4 社会福祉団体、社会福祉施設との連絡調整に関すること。 5 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 6 ボランティアの受入に関すること。 7 義援物品の受領及び保管並びに配分に関すること。 8 災害弔慰金の支給等に関すること。 9 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 10 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理に関すること。 11 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。
こども健康対策部 (こども健康部長)	子育て支援班 (子育て支援課長)	1 保育児童、施設利用児童等の避難誘導に関すること。 2 保育園、児童館等の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 4 児童福祉団体との連絡協力に関すること。 5 福祉班への協力に関すること。 6 健康増進班への協力に関すること。
	健康増進班 (健康増進課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医療救護活動に関すること。 4 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 5 中巨摩医師会及び医療機関への協力要請に関すること。 6 感染症予防及び広報に関すること。 7 防疫に関すること。 8 負傷者の収容及び応急処置に関すること。 9 指定避難所への巡回相談に関すること。 10 被災者への臨時健康相談・健康診断に関すること。 11 被災地、指定避難所における衛生保持・食品衛生管理に

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
		関すること。 12 被災住民に対する心のケア対策に関すること。
産業建設対策部 (産業建設部長)	建設班 (建設課長)	1 道路、橋梁、河川の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 土砂災害に係る水防並びに応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 応急活動に必要な重機等の調達に関すること。 5 道路障害物、がれきの除去に関すること。 6 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。 7 被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関すること。 8 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 9 水防活動の応急対策の計画推進に関すること。 10 水防に係る応急復旧資材の調達及び保管に関すること。 11 市建設協力会との連絡、応援協力に関すること。 12 交通情報の収集把握、交通規制及び緊急輸送の確保に関すること。
	まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)	1 都市計画施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 建設班への応援に関すること。
	上下水道班 (上下水道課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 上水道施設、簡易水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 応急給水用資機材の調達に関すること。 5 甲府市上下水道局との連絡、協力要請等に関すること。 6 水質検査に関すること。 7 指定給水装置工事事業者の応援協力に関すること。 8 指定避難所の給水設備等点検調整に関すること。 9 節水、給水等広報に関すること。 10 下水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 11 農業集落排水施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 12 仮設トイレの確保、設置に関すること。 13 下水道排水設備指定工事店の応援協力に関すること。
	産業班 (産業課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 関係団体、中央市農業振興公社等との連絡に関すること。 3 治山に関すること。 4 たん水防除に関すること。 5 家畜施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 6 農作物及び農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。 7 病虫害の防除に関すること。 8 畜産の感染症予防に関すること。 9 死亡獣畜の収集、処理に関すること。 10 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 11 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 12 商工業者に対する融資に関すること。 13 観光協会との連絡に関すること。 14 観光等の安全確保対策に関すること。
		15 食料、被服・寝具・その他生活必需品、燃料等の確保及

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
		び配分に関することを統括する。 16 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する ことを統括する。 17 風評被害対策に関すること。
教育対策部 (教育総務課長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 小・中学校との連絡に関すること。 2 文教施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 公立学校施設に係る指定避難所の開設及び運営に係る学 校との連絡調整に関すること。 4 児童生徒等の安全確保対策、安全確認に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 炊き出しに伴う学校給食(共同)調理場の利用に関する こと。 7 学用品の給与に関すること。
	生涯教育班 (生涯教育課長)	1 施設利用者の避難誘導に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設の被害状況調査、応急対策 に関すること。 3 社会教育施設に係る指定避難所の開設及び運営に係る関 係機関との連絡調整に関すること。 4 文化財の被害状況調査、応急対策に関すること。
消防対策部 (消防団長)	消防班 (消防副団長)	1 消防に関すること。 2 水防に関すること。 3 市民の避難誘導に関すること。 4 市民への情報伝達に関すること。 5 救出・救護活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。
議会对策部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局員)	1 議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会への報告・連絡調整等に関すること。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要
 があると認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することがで
 きる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職
 員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この
 場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県・国の現地対策本部との連携

市災害対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県・国の現地対策本部が設置されたとき
 は、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所202会議室」に設置するものとする。

第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられ
 た措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項に

より、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、市が災害応急対策等により、報告が十分なされないと予想される場合は、市からの要請を待たずに市災害対策本部等に職員を派遣し、必要な支援を行うものとする。

また、新型インフルエンザ等の新興感染症のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第6 県による応急措置の代行

被災により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県は応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、市に代って次の事務の全部又は一部を行うものとする。

- 1 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の命令
- 2 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容の実施
- 3 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる命令

第2節 職員配備計画

(各課共通)

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、各種別の配備要員は、別途名簿を作成し、毎年更新するものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
警戒配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報(※1) 2 震度3の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 4 その他必要により市長が配備を指示したとき。	危機管理課の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握	【対応事務】 ・施設管理者及び自主防災会との連絡 ・危機管理課員は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・危機管理課(2名) ・市有施設を管理する課の課長及びリーダーは自席(宅)待機
第1配備	1 大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報(※1)が発表されたとき、又は注意報から警報へと発展するおそれがある場合。 2 市内において震度4の地震が発生したとき。 3 市周辺の河川(※2)の水位が、避難判断水位に到達したとき。 4 キキクル(洪水警報、大雨警報(浸水害)・(土砂災害)の危険度分布)により、市域内に「警戒(赤色表示)」が表示されたとき。 5 高齢者等避難の発令(警戒レベル3)が検討される災害の発生が予想されるとき。 6 夜間から明け方に、前記の事象が予想されるとき。 7 その他必要により本部長(市長)が配備を指示したとき。	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・パトロール ・施設管理者及び自主防災会との連絡 ・被害予想区域の市民への広報 ・災害情報に関する広報 ・本部長、副本部長等への報告 ・被害がある場合は応急対策の実施 ・被害状況の県への報告	・正副本部長 ・本部員 ・第1配備担当職員(市有施設を管理する課長及びリーダー、課員、各支所長、応援職員)
第2配備	1 小規模の災害が発生、又は発生するおそれがあるとき。 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 市周辺の河川(※2)の水位が、氾濫危険水位に到達し	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応するもので、事態	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・前記第1配備に掲げる事務 ・被害状況の県への報	・課長以上全員 ・第2配備担当職員(本部事務局、パ

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
	たとき。 4 キキクル（洪水警報、大雨警報（浸水害）・（土砂災害）の危険度分布）により、市域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき。 5 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 6 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 7 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 8 その他必要により本部長（市長）が配備を指示したとき。	の推移に伴い速やかに第3配備に移行できる体制とする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	告（震度5強以上は消防庁にも報告） ・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	トロール、応急対策班等の応援職員の増員) ・震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、全職員
第3配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害(※3)が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 災害対策本部を設置したとき、又は本部長が配備を指示したとき。 4 震度6弱以上の地震が発生したとき。 5 市周辺の河川(※2)で、氾濫が発生するおそれがあるとき。 6 キキクル（洪水警報、大雨警報（浸水害）・（土砂災害）の危険度分布）により、市域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき。 7 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員 （所属先へ参集困難な場合は、最寄りの支所へ参集する。）

(注) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時の対応については、市長が必要と認めたときに、配備を指示する。

※1 大雪注意報・大雪警報時の対応については、「市降雪時対応マニュアル」を基に対応する。

※2 「市周辺の河川」とは、釜無川、笛吹川、荒川、芦川、滝戸川、滝沢川、鎌田川、貢川、濁川とする。

※3 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第2 配備及び参集体制

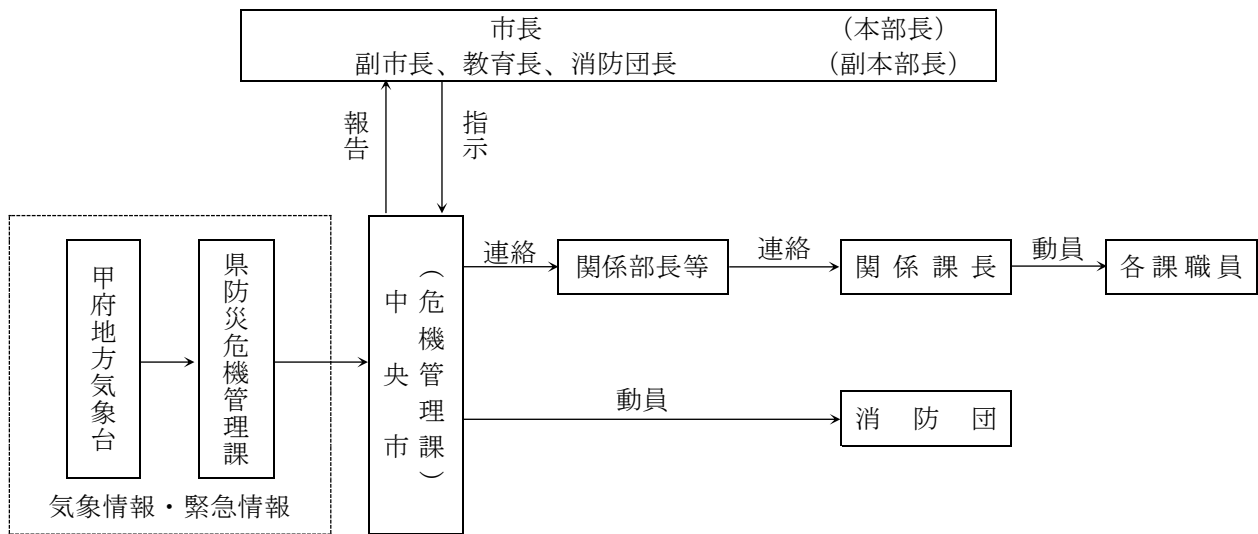
1 勤務時間中における伝達及び配備

(1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、危機管理課

長は、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等により徹底する。

(2) 各部長は直ちに各課長に連絡し、関係職員を所定の応急業務に従事させる。

(3) 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長に報告するものとする。危機管理課長は、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、消防団長）及び各部長を通じ、各課長から職員に非常配備を伝達する。

(2) 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(4) 自主参集

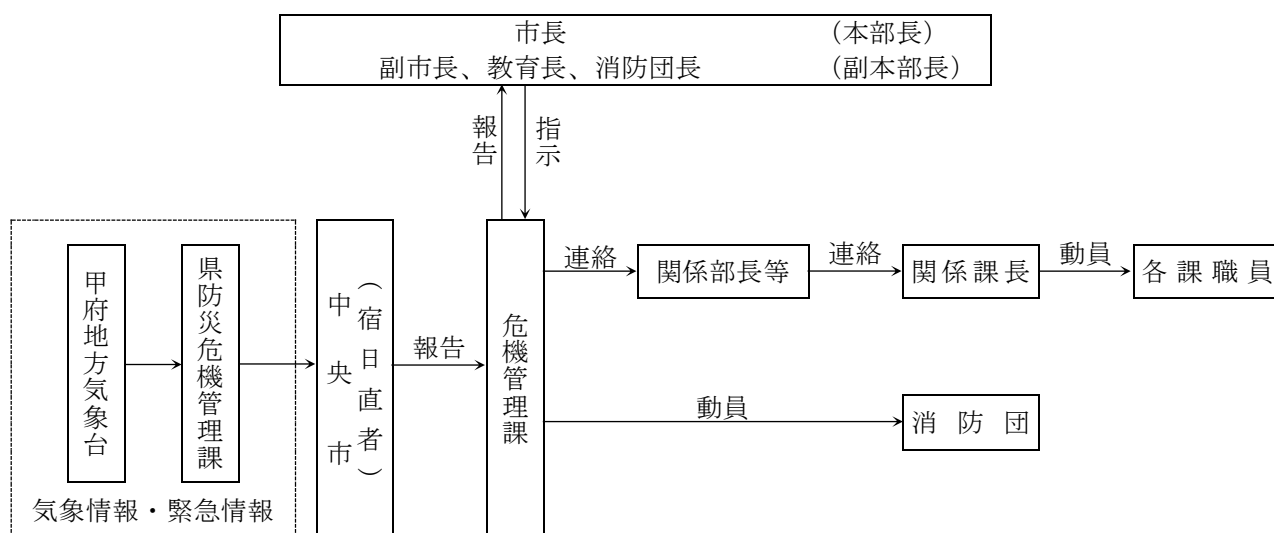
勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(5) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、最寄りの庁舎、指定避難場所等の公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(6) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班員として指名する。緊急対策班員は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。



3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、危機管理課長を通じて本部長に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して危機管理課長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 危機管理課長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

(危機管理課)

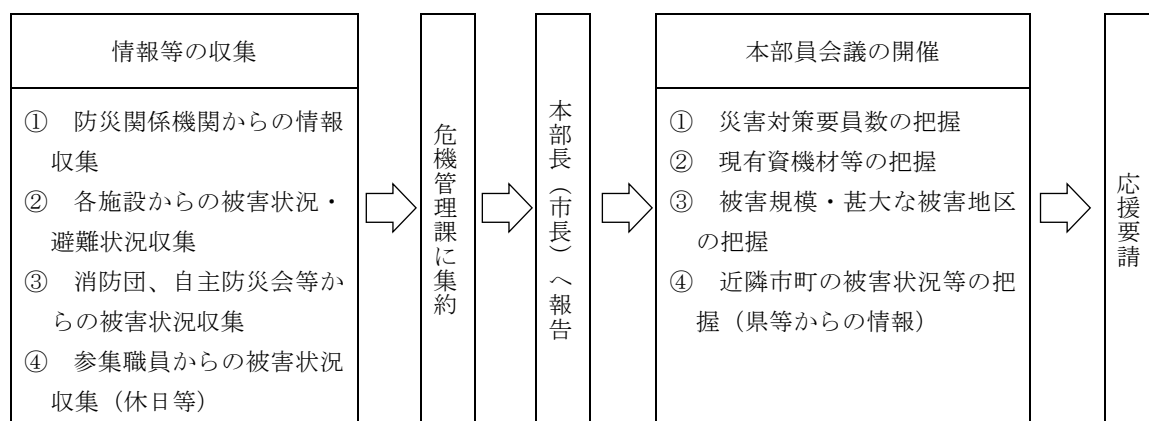
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。また、富士山噴火を含めた大規模災害発生時における他市町村（協定締結先自治体を含む。）からの広域避難についての受入体制を整えておくものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条、県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

市長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。（災害対策基本法第74条の3第4項）

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、次表のとおりあらかじめ相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村	① 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 ② 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 ③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ⑤ 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 ⑥ 被災者を一時収容するための施設の提供 ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ③ 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
		④ 被災者等を一時受け入れるための施設の提供 ⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑥ 前記①～⑤に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理に必要な車両の斡旋 ⑤ 被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びに斡旋 ⑥ 被災児童生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑧ 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 ⑥ 被災児童生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑧ ボランティアの斡旋 ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋 ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定書	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定	秋田県大館市	① 被災者の受入れ ② 食糧、飲料水及び生活必需品並びに資器材の提供 ③ 災害応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣 ④ 救援及び救助活動等に必要な車両の提供 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
中央市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便(株)田富花輪郵便局及び田富郵便局を代表とする郵便局（田富、田富花輪、豊富、田富流通団地、甲府中央郵便局）	住民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに資する為の情報提供、協力、及び、災害時における相互協力
道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社	東京電力パワーグリッド株式会社が市に提供する情報 ア 道路標識等の損傷 イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所 ウ ごみの不法投棄の発見 エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報 市が東京電力パワーグリッド株式会社に提供する情報 ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等 イ 電柱の傾斜等
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協力会	① 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 ② 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 ③ その他中央市が必要とする業務
災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	自然体験クラブ エヴォルヴ	災害時に、優先的な水防救難備品の貸与
災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ	災害発生時の仮設資機材の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合 社団法人山梨県トラック協会甲府支部	① 物資等の緊急輸送 ② その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社いちやまマーケット 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや	災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	災害発生時の石油燃料等の供給
洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社いちやまマーケット 富士観光開発株式会社	一次避難場所として、無料での施設使用の協力

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	倒壊した石造物等、二次災害が心配される擁壁・塀等応急措置活動
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区建設業協会	災害時に市が管理する道路、河川、建物等の施設（公共営造物）の応急対応業務のための応急復旧の支援要請
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会	中央市職員との連携による中央市内の家屋の調査、市が発行する「り災証明」について市民からの相談の補助
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	首都圏1都5県の64市町村	①応援物資・資器材の提供 ②応急及び復旧に必要な職員の派遣
災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	大規模な地震・台風等の際に「勤労青年センター 体育館」を避難所として開放
災害時における医療救護に関する協定書	中巨摩医師会中央市班	医師・看護師等で編成する医療救護班の派遣要請
災害時における歯科医療救護に関する協定書	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣要請
災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	薬剤師で編成する薬剤師班の派遣要請
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給
甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定書	甲府市	地震その他の非常時における、給水の安定性の確保を図るための、水道水を相互に融通する連絡管の設置

※ 市町村名等は、協定締結時のもの

資料編・協定締結一覧表	P50

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、危機管理課に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

市及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

施設名	所在地	電話番号
田富北体育館	中央市臼井阿原1740-3	

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編	・ヘリコプター主要発着場一覧	P28
	・自衛隊宿泊予定施設一覧	P28

第6 広域避難

- 市は、災害が発生するおそれがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 国、市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 政府本部、指定行政機関、公共機関、市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。
- 国、市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第7 広域一時滞在

1 実施・受入体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第16節「避難計画」第12「市町村・県の区域を越えた避難者の受入」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第16節「避難計画」第7「避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検

討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受入を求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入について、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の8第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の8第6項）

エ 広域一時滞子の終了

市長は、広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の8第7項）

(2) 他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項）

イ 受入決定の通知等

市長は、受入の決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項）

ウ 広域一時滞子の終了

市長は、協議元市町村長より広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の8第8項）

(3) 知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の12第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受入について協議することを求めるものとする。(災害対策基本法第86条の9第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。(災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項)

ウ 受入決定の通知等

知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の9第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の9第10項)

オ 広域一時滞子の終了

市長は、広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の9第11項及び12項)

4 県外市町村からの避難住民の受入

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受入

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。(災害対策基本法第86条の9第5項)

イ 受入決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。(災害対策基本法第86条の9第6項及び7項)

ウ 広域一時滞子の終了

市長は、知事より広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の9第14項)

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。(災害対策基本法第86条の10第1項、2項及び第86条の11並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より3(1)アの要求がない場合にあって、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の11)

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締結市町村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市（甲府市、上九一色村）	055-237-1161	電話・FAX共通-008	①
韮崎市	0551-22-1111	〃 -013	①
甲斐市（竜王町、敷島町、双葉町）	055-276-2111	〃 -016	①
北杜市（須玉町、明野村、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村、小淵沢町）	0551-42-1111	〃 -015	①
昭和町	055-275-2111	〃 -027	①
南アルプス市（八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町）	055-282-1111	〃 -014	①
市川三郷町（市川大門町、三珠町、六郷町）	055-272-1101	〃 -021	①
身延町（身延町、下部町、中富町）	0556-42-2111	〃 -025	①
富士川町（増穂町、鰍沢町）	0556-22-1111	〃 -022	①
早川町	0556-45-2511	〃 -024	①
南部町（富沢町、南部町）	0556-66-2111	〃 -026	①

() 内は協定締結当時の市町村名

①災害時における相互応援に関する協定書

第8 職員の派遣

市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(危機管理課)

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者の搜索救助	行方不明者等の搜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊のに際し、土のうの作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は関係機関が提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請

1 災害派遣要請の依頼

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊に通知するものとする。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県防災局防災危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

緊急の場合の連絡先

部隊名	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
陸上自衛隊 東部方面特科連隊	0555-84-3135 3136 (内線238)	0555-84-3135 3136 (内線239)	(地上系) 95-220-1-051 (衛星系) 916-435
	〈夜間〉 0555-84-3135 (内線280、302)		

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

P123

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 コ中隊	2, 500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 コ連隊（隊）	20, 000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160, 000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野営地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

2 ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

- ※1 OH-6及びOH-1で、航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリをいう。
- ※2 UH-1Jで※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリをいう。
- ※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

資料編	・ヘリコプター主要発着場一覧	P28
	・自衛隊宿泊予定施設一覧	P28

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章第1節7「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理費
- 7 写真用消耗品費
- 8 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 市民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

(危機管理課、消防本部)

災害の状況に応じ、消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

公共性	災害等から市民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助

- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合、又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき行うものとし、「第1 要請の範囲」に該当する事態が発生した場合には、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の「消防防災航空隊出場要請書」により、FAXを用いて行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高責任者の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資 料 編	・ 飛行場外離着陸場一覧	P 28
	・ ヘリコプター主要発着場一覧	P 28
	・ 消防防災航空隊出場要請書	P 124

第4 受入体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

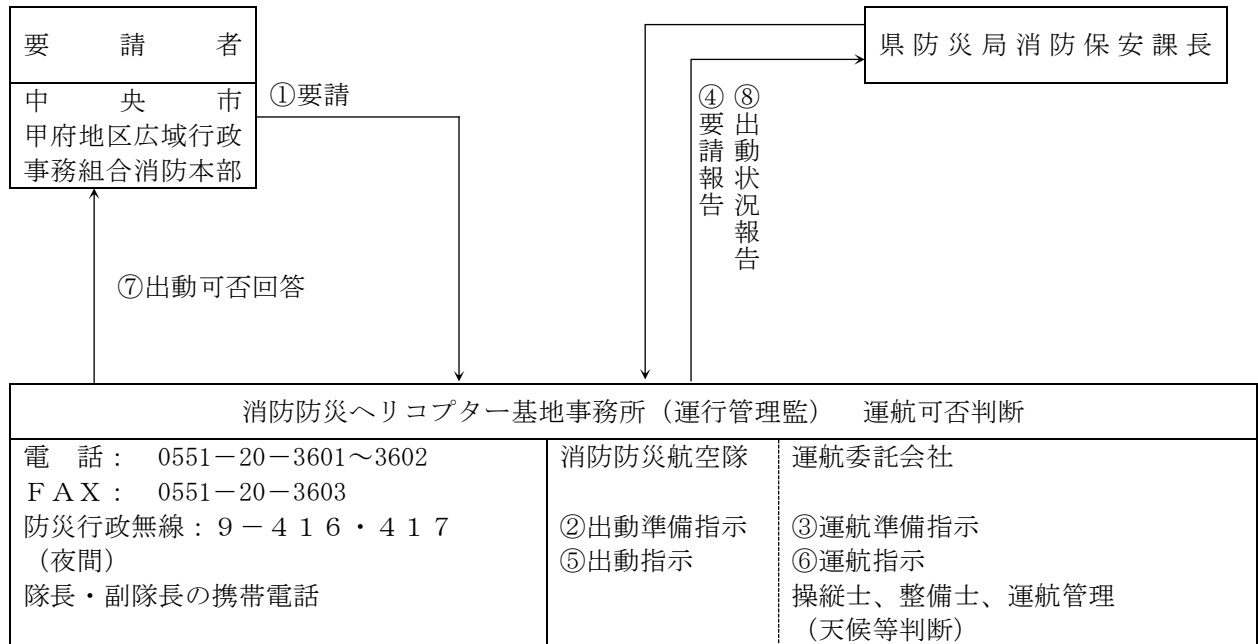
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

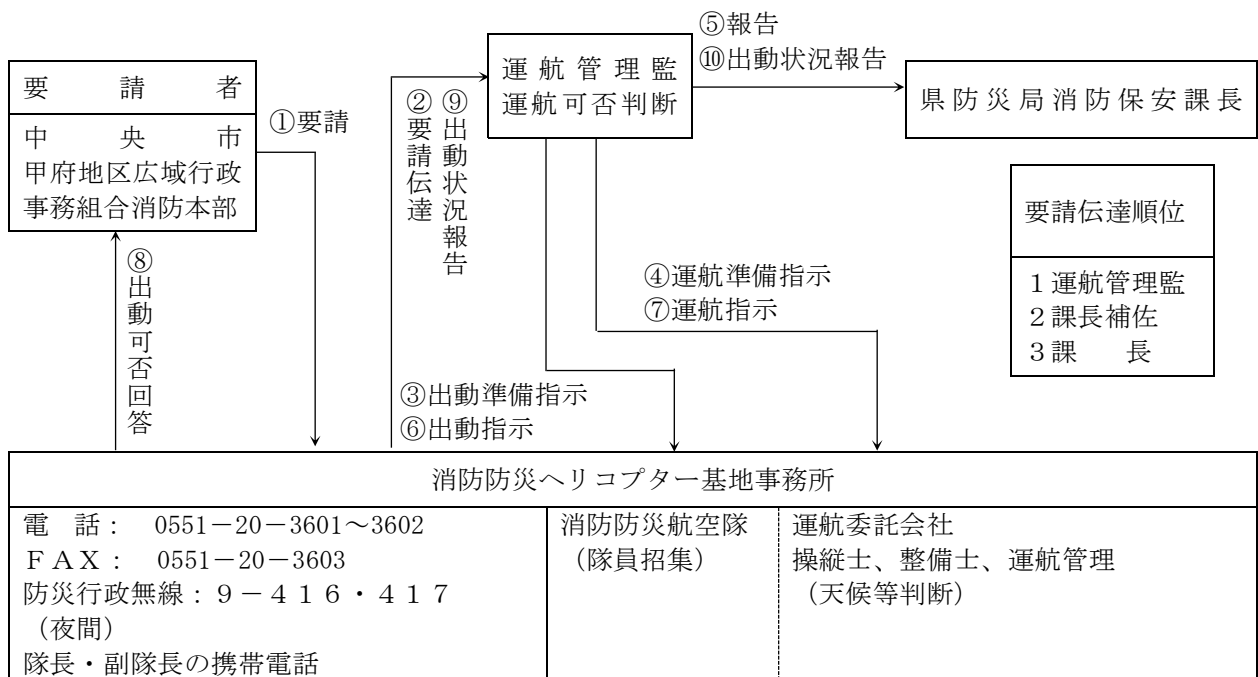
別表 1

伝達系統図

1 緊急運航連絡系統図

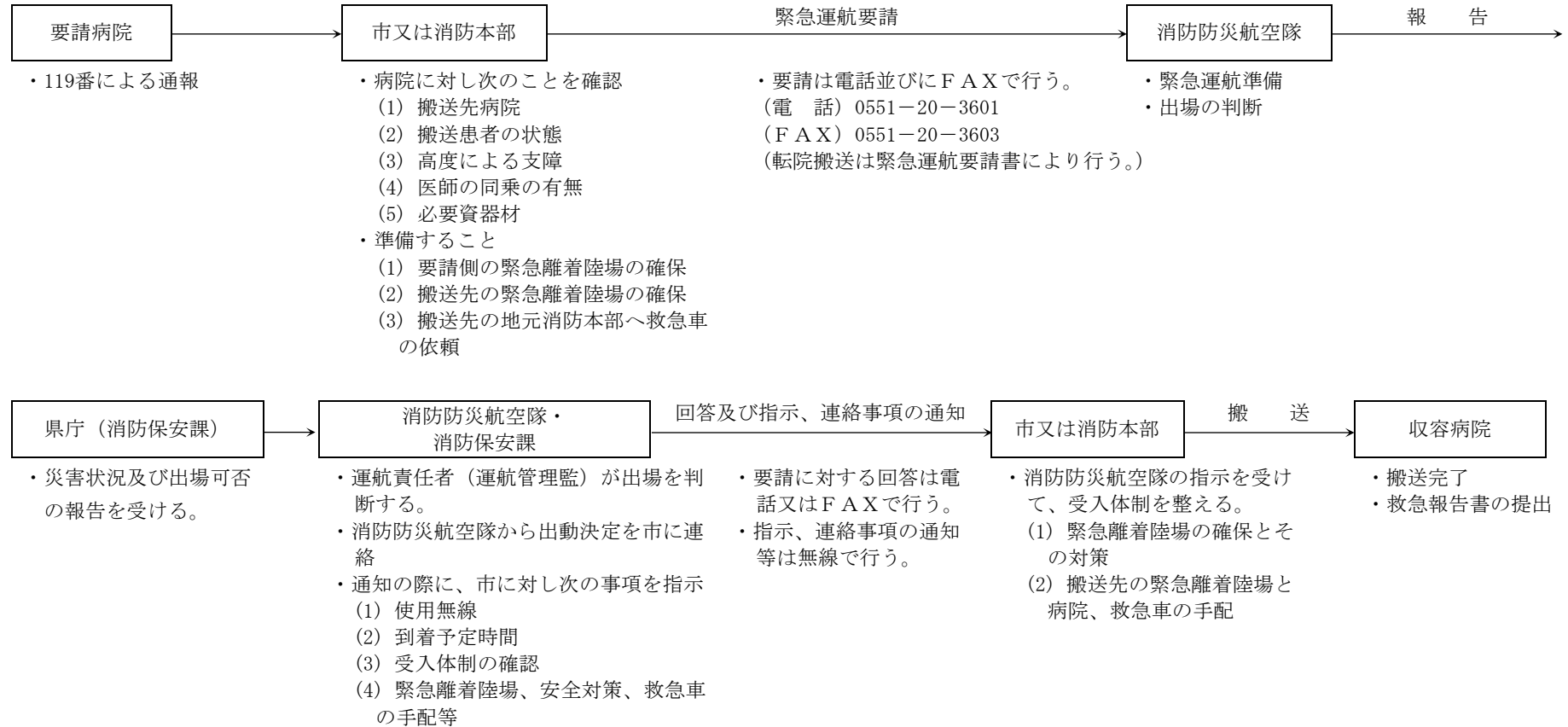


2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



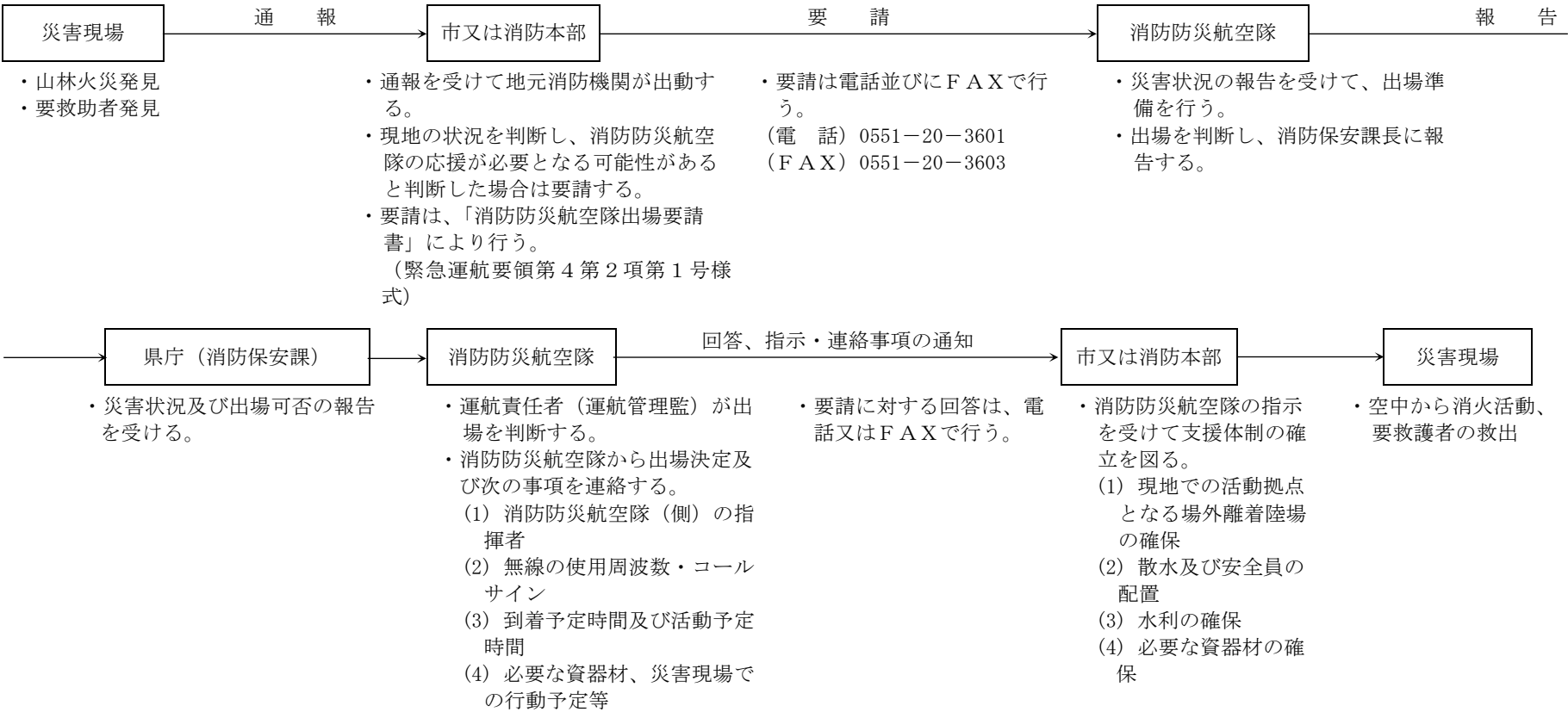
別表 2

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ（山林火災・人命救助の場合）



第6節 予報及び警報等の伝達計画

(危機管理課、政策秘書課、玉穂支所、豊富支所、消防団)

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 防災気象情報の受理・伝達

1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」 (黒)	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。	警戒レベル 5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をして下さい。	警戒レベル 4相当
大雨警報 (土砂災害) 洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりして下さい。	警戒レベル 3相当
危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル 2相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル 2

情報	とるべき行動	警戒レベル
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して [高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。	警戒レベル 1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

【資料：気象庁ホームページを元に作成】

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

ウ 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県中・西部）

で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

カ 山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

キ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ク 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100ミリ）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

ケ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（山梨県中・西部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

コ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて甲府地区広域行政事務組合消防本

部に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準を用いる。

サ 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

令和6年5月23日現在

発表官署 甲府地方気象台

府県予報区		山梨県	
一次細分区域		中・西部	
市町村等をまとめた地域		中北地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 142
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=8.3
		複合基準 ※1	
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、 笛吹川 [石和]、荒川 [荒川]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	112
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=5.4
		複合基準	鎌田川流域=(6, 5.4)
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、 笛吹川 [石和]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50% ※2	
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台） で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は甲府地方気象台の値

シ 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

大雨特別警報（土砂災害）発表の資料に用いる基準値

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。
 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね30個以上まとまって出現。
 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）

令和5年11月1日現在

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	備考
山梨県	甲府	47	114	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	87	143	

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

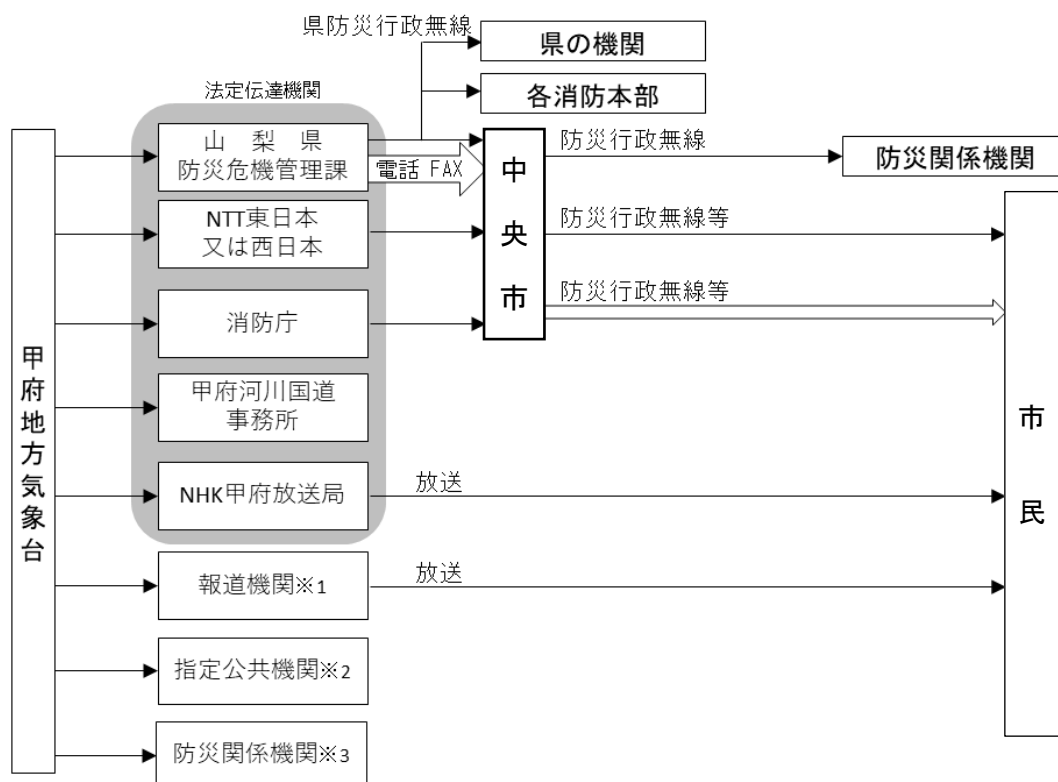
個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

ス 洪水予報

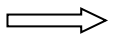
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省又は山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 甲府地方気象台の伝達経路



注1) すべての注意報、警報は全機関（N T T東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。

注2)  は、特別警報発表時に、通知若しくは周知が義務づけられている伝達経路。

注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。

注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。

※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、(株)日本ネットワークサービス

※2) 指定公共機関は、東京電力リニューアブルパワー(株)各事業所、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、N T T東日本山梨支店、東京ガス山梨

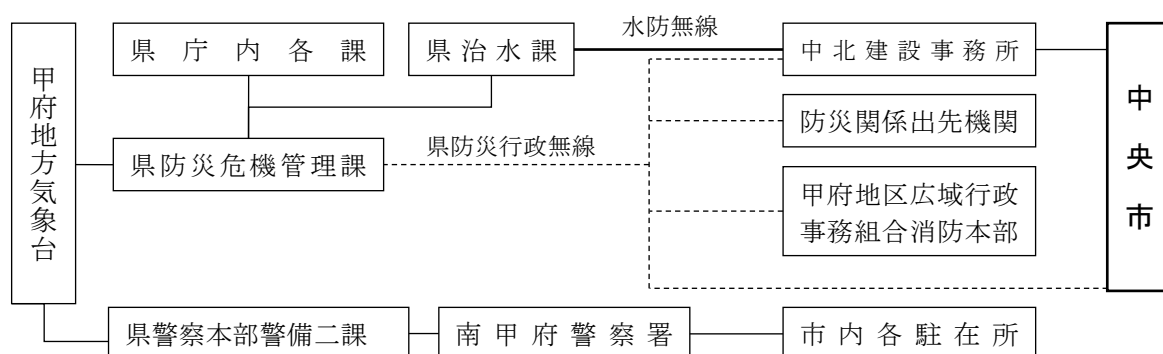
※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

インターネット版防災情報提供システムは、地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(3) N T Tの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(4) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたとき

に、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しない場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「防災気象情報の受理・伝達」1「(2) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

ア 富士川（釜無川を含む。）：韮崎市の武田橋から海まで

イ 笛吹川：山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水警報：氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

イ 洪水注意報：氾濫注意情報

(4) 伝達経路

伝達経路等については、第4章「水防計画」による。

4 洪水予報河川における洪水予報・水位周知河川における水位到達情報・水防警報
第4章「水防計画」による。

5 市が発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発令する。

6 火山情報の受理、伝達

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴

火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）は、市町村に対する特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や市民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱は次のとおりである。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	●噴火が発生。 ●体を感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。観光客等は帰宅。	●地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり。 ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず※1火山活動が低下する過程などにおいてレベル3～5から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等※2を発表してお知らせする)
				火山活動は静穏。	住民は通常的生活。	●火山活動は静穏。 (深部低周波地震の多発も含む)

- ※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。
- ※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火発生直後、1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	多量	やや多量	少量
予想される降灰の厚さ	1 mm以上	0.1mm以上 1 mm未満	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの以上を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm以上 1mm未満 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやく分かる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

オ 火山ガス予報

気象庁は居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

カ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断しているが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(イ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制

で観測・監視している火山を対象に発表する。

ただし、以下のような場合にも発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(ウ) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

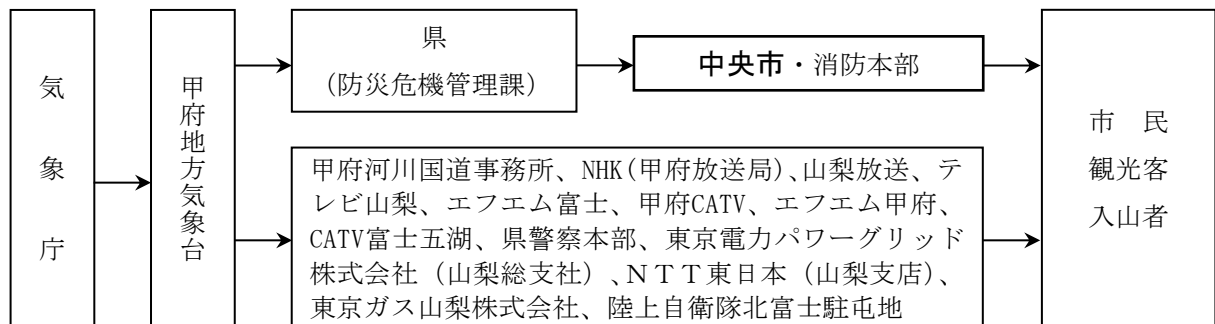
(エ) 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、発生時刻や噴煙高度等の情報を噴火後直ちに発表する。

(2) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 特別警報、警報、注意報等の伝達

1 市職員への伝達

特別警報、警報、注意報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

2 市民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) その他（中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等）

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把

握に努めるとともに関係機関に伝達する。

- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

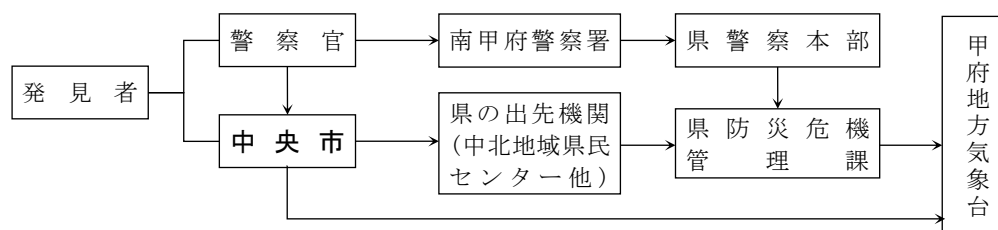
2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等
火山関係	噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第4 市民、消防団、自主防災会等からの情報収集、伝達

土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての市民又は自主防災会等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

第7節 被害状況等収集・伝達計画

(各課共通)

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、収集にあたっては、県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂・降灰被害の発生状況等の情報を優先して収集するとともに、情報の収集・伝達にあたっては、総合防災情報システムによる被害情報の収集伝達や地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用に努める。

また、被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用するとともに、NTT回線途絶のときには、非常通信協議会の設備等を活用する。（本章第9節参照）

1 各部における被害状況調査

各部は、部内各班及び庁舎間の連携を図り、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担当		協力団体等	調査事項
対策部	主となる班		
総務対策部	危機管理班		一般被害状況、応急対策実施状況等の総括
		消防団、自主防災会	各地区の人的・物的被害状況
	管財班	自主防災会	庁舎、公園施設の被害状況
			市有財産の被害状況
市民対策部	市民環境班	中巨摩地区広域事務組合	ごみ・し尿処理施設の被害状況
	税務班	自主防災会	家屋の被害状況
福祉対策部	福祉班	施設管理者、民生委員・児童委員	社会福祉施設の被害状況
こども健康対策部	健康増進班	医師会	医療機関の被害状況
	子育て支援班	民生委員・児童委員	保育園・児童館、保育園児等の被害状況
産業建設対策部	上下水道班		下水道施設の被害状況
		甲府市上下水道局、自主防災会	水道施設の被害状況
	建設班	自主防災会	公共土木施設の被害状況 市営住宅の被害状況

担当		協力団体等	調査事項
対策部	主となる班		
	まちづくり推進班		都市計画施設の被害状況
	産業班	農協、農業委員	農業関係被害状況、農業用施設の被害状況
		商工会	商工業関係の被害状況
教育対策部	教育総務班	学校施設管理者	児童生徒等、学校施設の被害状況
	生涯教育班	施設責任者	施設利用者、社会教育施設・社会体育施設の被害状況
		文化財所有者	文化財の被害状況

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、各庁舎配備職員が地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集し、随時、危機管理班へ報告する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の課が担当地区を調査する。

3 郵便局との連携強化

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等について相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・ 協定締結一覧表

P50

4 被害規模の早期把握のための活動

市等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行う。

5 安否不明者の公表

市は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、県と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。

6 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北建設事務所等関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

7 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

8 県への応援要請

被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、危機管理課長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、危機管理課長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線
県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1429	(衛星系) 200-2513
中北地域県民センター	0551-23-3057	0551-23-3012	㊦ * - 9 -400-2021 ㊧ " -400-2009

消防庁への被害状況等の報告先

区分		通常時（9:30～18:15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	96-90-49013	96-90-49102
	F A X	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

2 消防機関への通報殺到時の措置

(1) 甲府地区広域行政事務組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市災害対策本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

甲府地区広域行政組合本部	県防災行政無線（衛星系）電話・F A X 共通-036

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

市は県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 災害報告取扱要領

ア 災害確定報告（第1号様式） …資料編P96

イ 災害中間年報（第2号様式） …資料編P98

ウ 災害年報（第3号様式） …資料編P99

(2) 火災・災害等即報要領

ア 火災（第1号様式） …資料編P91

イ 特定の事故（第2号様式） …資料編P92

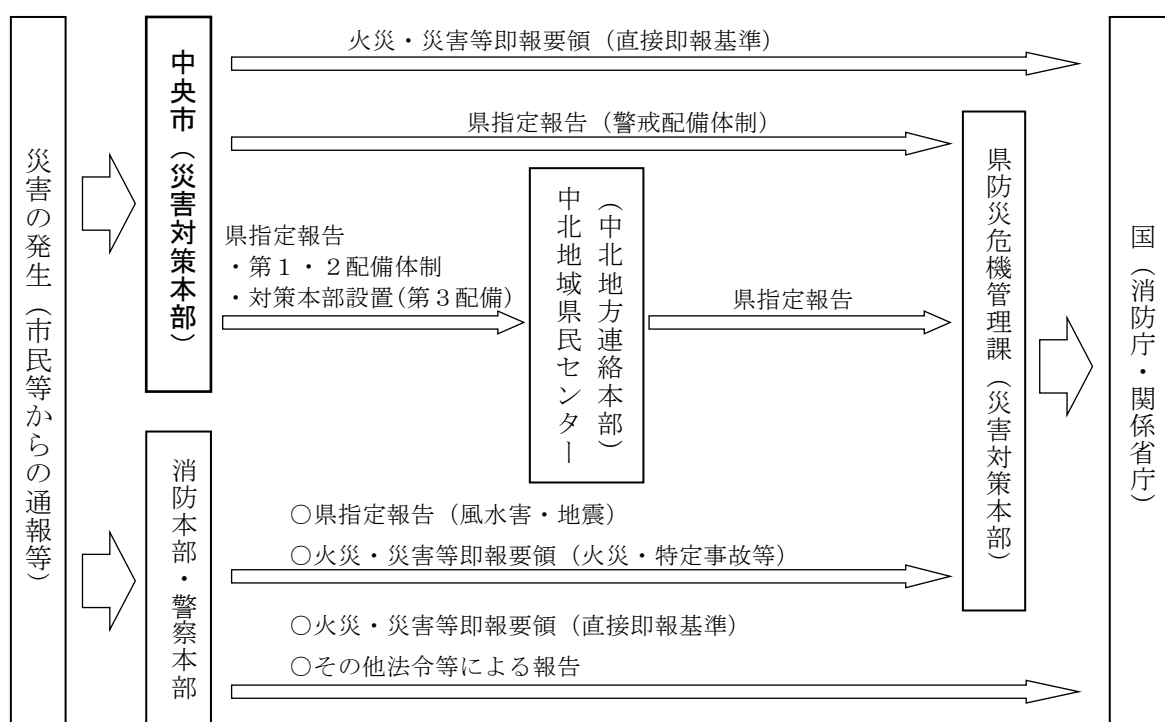
ウ 救急・救助事故・武力攻撃災害等（第3号様式） …資料編P93

エ 災害概況即報（第4号様式（その1）） …資料編P94

オ 災害状況即報（第4号様式（その2）） …資料編P95

(3) 県指定に基づく被害報告

ア 伝達系統



イ 報告ルート

(ア) 警戒配備体制

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 消防本部	市・消防本部→県（防災危機管理課）→消防庁等 直接即報基準
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川、砂防、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	→中北建設事務所 →治水課下水道室 →中北林務環境事務所 →中北農務事務所 →各主管課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課

被害区分	調査報告主体	報告ルート
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(イ) 第1・2 配備体制

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→中北地域県民センター→県（防災危機管理課）→消防庁等 ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
上水道	市	市→中北保健福祉事務所→衛生課→防災危機管理課
清掃施設	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課 →中北林務環境事務所→森林環境総務課 →防災危機管理課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川、砂防、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	→中北建設事務所 →治水課下水道室 →中北林務環境事務所 →中北農務事務所 →各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(ウ) 対策本部設置（第3 配備）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	市民・自主防災会、事業者・管理者、市	市民等→市災害対策本部→中北地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市→中北教育事務所→教育庁総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教育庁総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教育庁総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企業局総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→各主管課→防災危機管理課

資料編	・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 ・県指定に基づく被害報告様式	P 91 P 96 P 125

第4 被害程度の判定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

(6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(14) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(15) 「ガス」とは、一般ガス事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第8節 広報計画

（政策秘書課、企画課、危機管理課、豊富支所、玉穂支所、消防団）

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、被災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、未来戦略対策部政策秘書班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部に報告する。

第2 広報の方法

防災行政無線、広報車、電話等を通じ、また中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。なお、平常時からすべての市民に広報が伝達されるよう、手法について随時検討に努めるものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等収集・伝達計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障がい者に対しては、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等の活用やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、在宅の要配慮者に対しては民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における市民の心構え
- 2 避難の指示等事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般市民に対する注意事項

7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、N T T東日本の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎、避難場所等への掲示等により、市民に周知を図るものとする。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

第6 Lアラートの活用

市や県から安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直していく。

第7 市民からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、市民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 災害通信計画

(危機管理課)

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市災害対策本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、山間部との通信、回線混乱時対策として、衛星携帯電話の導入を進める。

(4) 消防無線

南消防署や中央市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・N T T回線
市	↔	消防署	=	N T T回線・消防無線・県防災行政無線
市	↔	警 察	=	N T T回線
市	↔	消防団	=	N T T回線・防災行政無線（移動系）・消防無線
市	↔	自主防災会	=	N T T回線・防災行政無線（移動系、同報系）・広報車
消防署	↔	消防団	=	N T T回線・消防無線

第2 非常・緊急通話

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用するこ

とができる。

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、資料編のとおりである。

第6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。なお、平常時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱や運用について検討に努めるものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの

- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は別記様式（P129）により直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放送局名	協定締結年月日	申込窓口	備考
NHK（甲府放送局）	S 58. 7. 1	放 送 部	
山梨放送	S 58. 7. 1	放送本部	
テレビ山梨	S 58. 7. 1	放 送 部	
エフエム富士	H 2. 2. 28	—	

第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<https://www.pref.yamanashi.jp>

中央市URL⇒<https://www.city.chuo.yamanashi.jp>

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブに対して急使を派遣して直接情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

なお、平常時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱や運用について検討に努めるものとする。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

別記様式

放 送 要 請 に つ い て （放 送 局 あ て）			
年 月 日 中 央 市 長 殿 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要 ・ 否 3 要請理由 (1) 避難指示、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) （市町村）から要請があったため (4) 4 放送希望日時 (1) 直 ち に (2) 月 日 時 分 5 放送事項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

第10節 雪害対策計画

(各課共通)

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第1 職員の配備体制、活動体制

市は、「降雪時対応マニュアル」を基に必要な職員の参集及び活動体制を確立する。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

第2 情報収集及び情報連絡体制

- 1 市は、国、県、近隣市町、甲府地方気象台、南消防署、南甲府警察署、公共交通機関、ライフライン施設管理者等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努める。
- 2 市は、自治会長や自主防災会に連絡し、所管地域の被害状況を収集するとともに、市民からの情報、相談等を受け付けるための相談窓口を設置する。
- 3 降雪状況、被害状況、避難状況は、随時把握するものとし、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報の共有を図る。

第3 広報活動

市は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、市民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

広報の実施については、市防災行政無線、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等で直接広報するとともに、テレビやラジオ等の報道機関に要請し、行うものとする。

第4 要配慮者の状況把握

市は、関係機関の協力により、支援が必要となる要配慮者、そのうち、早期の避難が必要となる避難行動要支援者の状況把握に努める。

大雪により自らの活動が困難となった要配慮者に対しては、市が自治会や関係団体と連携し、支援活動や情報提供を行う。

第5 帰宅困難者対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて近隣の避難所を開設し、帰宅困難者を誘導する。

第6 農業施設対策

市は、大雪が予想されるときは農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報や中北農務事務所からの減災のための技術的な対応方法の周知を行う。

災害が発生したときは、農業施設の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止・発生の防止に努めるよう、対策の徹底を図る。

第7 孤立地区対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、孤立する可能性がある地区については、早期に状況を把握し、当該地域の市民に対して食料・飲料水・燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知を図る。

第8 市民、事業所等の活動

市は、大雪災害時に市民の安全性を確保するための注意事項や安全対策について情報提供を図るとともに、市民や事業所等に対して、近隣の被害状況の情報提供や除排雪の実施、要配慮者の安否確認等の活動を要請する。

第9 道路の除排雪の実施

市内の道路の除排雪については、建設課を中心に「降雪時対応マニュアル」を基に行うものとする。

なお、除排雪の実施にあたっては、市庁舎機能の確保や救援物資・市外からの応援の受入等のための輸送道路確保を優先するものとする。

第10 排雪場所・集雪場所の確保

市は、各道路管理者と調整し、道路から排雪場所の確保を図る。

また、必要に応じて、市有地に集雪場所を確保する。集雪場所を設置したときは、市民に広報し、利用の促進を図る。

第11 雪崩・融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第11節 消防計画

(危機管理課、消防本部、消防団、南甲府警察署)

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署

近隣の3市1町で組織する甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署の田富・玉穂出張所及び中道出張所が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

2 中央市消防団

本市の消防団は、現在3地区8分団、団長以下、団員数282名で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、市外通勤者の増加等により昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出勤可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

(1) 消防団の構成

(令和7年4月1日現在)

区分 消防団別		条例定数	実員合計	階級								機械			機械置場	団本部車両
				団長	副団長	指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	ポンプ車	可搬ポンプ 積載車	その他		
中央市消防団	本団	364	7	1	3	3					0					1
	玉穂分団		76				2	4	12	11	45	2	10		12	1
	田富分団		92				3	6	10	8	65	2	12	4	16	
	豊富分団		109				3	6	6	6	88	6		2	6	1
	計	364	282	1	3	3	8	16	28	25	198	10	22	6	34	3

(2) 消防分団の担当区域

分団及び部の担当区域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各地区副団長、分団長、各部長を通じて防災行政無線放送N T T回線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部消防詰所及び消防小屋に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、30分ごとに招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第4 災害地への動員

1 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

出動区分は、次の第1出動、第2出動及び第3出動とする。

- (1) 第1出動 火災発生地の地区分団
- (2) 第2出動 火災発生地の隣接分団
- (3) 第3出動 管内全消防団

2 伝達の方法

災害発生の連絡は、防災行政無線、警鐘及び電話等により行う。

3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第5 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防ぎょ計画では万全を期し得ないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防ぎょ計画を基礎として、いかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を策定するものとする。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

2 隣接市町との相互応援等

火災等の災害発生時には、甲府地区の市町村とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、協定市町村相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止する。

資 料 編 ・ 協定締結一覧表

P 50

3 災害防ぎょに関する措置

(1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を策定するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を策定する。

(1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を策定しておくものとする。

ア 道路地形及び水利の状況

イ 公園、空き地、路面の有無

ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 火災警防計画の設定要件

公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

ア 出動部隊数

イ 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

ウ 各部隊の到着順ごとの水利統制

エ 各部隊の進入担当方面

オ 使用放水口数及び所要ホース数

カ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用に便を図る。）

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を策定するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽（池））及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮し、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を策定するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

飛火防ぎょ部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

ア 飛火警戒隊飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊はおおむね次により編成する。

(ア) 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。

(イ) 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛団体）

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。

(ア) 消防団若しくは自衛団隊をもってこれにあてる。

(イ) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ 自衛団体には、小型ポンプ、バケツ、火たたき等を携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して策定するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空き地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊のとりべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

資 料 編 ・ 消防力の現況

P56

10 救出、救助活動

大規模災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通の混乱等が複合して大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、消火活動に優先して行う。

11 避難路の確保

- (1) 火災が発生した場合、当該地域から市民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防関係機関が地域住民の協力を得て行う。

第6 林野火災の応急対策

- 1 市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県林政部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。
- 2 市長又は消防長は、林野火災防ぎょにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。
 - (1) 各部隊の出動地域(以下、消防団を含む。)
 - (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域
 - (3) 携行する消防資器材
 - (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
 - (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
 - (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
 - (7) 防火線の設定
 - (8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
 - (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
 - (10) 消火薬剤及び資器材等の確保
 - (11) 救急救護対策
 - (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
 - (13) 関係機関(山梨森林管理事務所、近隣市町及び電力会社等)との連絡方法

第12節 原子力災害応急対策計画

(危機管理課、産業課)

本節は、中部電力(株)浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、市内関係機関等への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

すべての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関等への情報提供を行う。

第2 避難者の受入

原子力災害による県外から山梨県内への避難者の流入があった場合及び県内他市町村から本市への避難者の流入があった場合、本章第3節「応援協力要請計画」第6「広域避難」第7「広域一時滞在」により県と協議のうえ、一時避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入に努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表の指標を踏まえて、市民等に屋内退避や避難指示等を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、市民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

- 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、市民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

なお、新型インフルエンザ等の新興感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は

避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※3）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。
- 2 県は、国の指示及び要請に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対象	プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対象	プルトニウム及び 超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、市民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置等メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により市民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して市民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を市民に提供し、市民の健康対策を支援する。

第6 市民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

また、市民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第13節 緊急輸送計画

(総務課、管財課)

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、危機管理班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」等に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、協定締結事業者に緊急輸送

を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ・ 協定締結一覧表

P 50

2 機関車及び列車等による輸送

自動車による輸送が不可能な場合、又は機関車及び列車により輸送することが適当な場合は、日本貨物鉄道(株)(JR貨物)に協力を要請して行うものとする。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の運用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人力等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人力等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「労働力確保計画」の定めるところによる。

5 地域内輸送拠点の確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区分	道路種別	路線番号	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速国道		中央自動車道	市内全線
	一般国道	140	国道140号	甲府市境(豊富地区)～市川三郷町境(豊富地区)
	主要地方道	12	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市境(田富地区)～甲府中央右左口線交点(玉穂地区)【新山梨環状線】
		29	甲府中央右左口線	甲府中央右左口線交点(玉穂地区)～甲府市境(玉穂地区)【新山梨環状線】
第二次緊急輸送道路	主要地方道	3	甲府市川三郷線	昭和町境(田富地区)～市川三郷町境(田富地区) 昭和町境(田富地区)～韮崎南アルプス中央線交点(田富地区)【昭和バイパス】
		12	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市境(田富地区)～甲府中央右左口線交点(玉穂地区)
		29	甲府中央右左口線	甲府市境(玉穂地区)～甲府市境(豊富地区)
	市町村道		中央市道2017号線	甲府市川三郷線(田富地区)～市道1028号線交点(田富地区)

2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市庁舎、支所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ市道及び中央市道3579号線を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

第14節 交通対策計画

(危機管理課、管財課、消防本部、建設課、警察署)

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、市民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、産業建設対策部が中心となり道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市災害対策本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市災害対策本部は、調査班等から収集した情報を南甲府警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の破損、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南甲府警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、道路交通法第4条第1項

	実施責任者	範囲	根拠法
警察	南甲府警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設課長に指示して行い、南甲府警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 南甲府警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 南甲府警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知されるので、市としては速やかに地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両

の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

また、交通規制を行った場合は、南甲府警察署長に通知するものとする。

(1) 放置車両の撤去等

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができる。

ア 車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合

イ 車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合

ウ 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

(2) 運転者等に対する措置命令

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

(1) 規制の対象

(2) 規制する区域又は区間

(3) 規制する期間

6 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なものでつくり、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認しうるように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、インターネット、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等

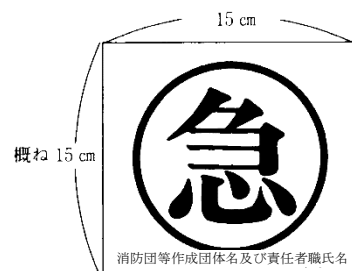
により情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱は次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

2 災害復旧等の出動の取扱

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

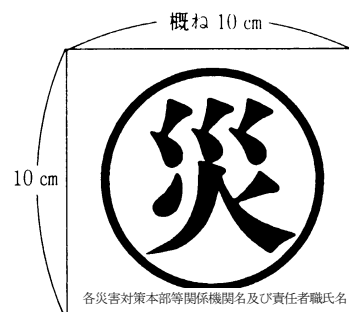
(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通報先	電話番号
山梨県道路公社企画課	055-226-3835
中日本高速道路(株)八王子支社	042-691-1171

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付する。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（(1)の車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

(ア) 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 大型貨物自動車、事業用自動車等

- ◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

(ア) 規制除外の事前届対象となる車両

- ◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両

- ◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両。

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に従事するもの
- イ 消防・水防その他の応急措置に従事するもの

- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
 - エ 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に従事するもの
 - オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
 - キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
 - ク 緊急輸送の確保に従事するもの
 - ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの
- (4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
- ア 確認の申出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
 - イ 標章及び証明書の交付
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式 … P 151）が交付される。
 - ウ 標章の掲示
標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印)	
		公 安 委 員 会 (印)	
番号標に表示されている 番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあっては、輸 送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

3 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認手続

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続は、警察本部交通規制課、南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

(2) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、規制除外車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

規制除外車両の確認に係る標章

別図



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
山梨県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている 番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 時 から 年 月 日 時 から	
通行経路		出発地	目的地
備 考		取扱者 署（隊） 階級 指名 印	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

第15節 災害救助法による救助

(各課共通)

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施事項	内 容	担 当 部
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	総務対策部
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	産業建設対策部
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	総務対策部
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班（消防団、自主防災会等で編成）を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	総務対策部
災害発生直後	被害状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市の地区担当責任者の出動、調査班（消防団、自主防災会等で編成）による調査 「被災世帯調査原票」（様式4 …資料編P104）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式2 …資料編P102）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式1 …資料編P101）の作成	総務対策部
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市→防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …資料編P101）、「世帯別被害調査表」（様式2 …資料編P102） 市→中北地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地方連絡本部→県災害対策本部（中北地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …資料編P101）、「世帯別被害調査表」（様式2 …資料編P102）	総務対策部

段階	実 施 事 項		内 容	担 当 部
			市→中北地域県民センター→防災危機管理課 ※ 災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに 県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	
災害救助法適用後 第一段階 ▽	災害救助法の適用要請		市→中北地域県民センター→防災危機管理課	総務対策部
	避難所の開設		1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	福祉対策部
	被災者の救出		1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上	総務対策部
	炊き出しその他による 食品の給与		1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	産業建設対策部
	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械、器具の借上	産業建設対策部
	医療・ 助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）への医療救護班の派遣要請等 1 中巨摩医師会、中巨摩歯科医師会、中巨摩東薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	こども健康対策部
		救護班によらない医療の実施		
	遺体の搜索		1 機械・器具の借上 2 消防団、自衛隊等への協力要請	消防対策部
	遺体の処理		遺体安置所の確保、処理の実施	市民対策部
	埋葬		1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	市民対策部
災害救助法適用後 第二段階 ▽	応急救助実施状況報告		救助日報に基づき毎日報告	総務対策部
	被服寝具その他生活必需品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	産業建設対策部
	学用品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	教育対策部
	障害物の除去		1 対象世帯の選定 2 実施計画	産業建設対策部
	義援金受付開始		受付窓口の設置等	総務対策部
災害救助法適用後 第三段階 ▽	中間報告		1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部
	要配慮者等の状況報告		被保護移行見込世帯の状況	福祉対策部
	応急仮設住宅の設置		必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	産業建設対策部
	住宅の応急修理		対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	産業建設対策部
	救助の特別基準の申請		特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	総務対策部
	災害弔慰金等の支給		災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	会計対策部
	災害援護資金の貸付		災害援護資金の貸付申請受付開始	総務対策部
	被災者生活再建支援金の支給		被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	会計対策部
	確定報告		文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部

資 料 編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 ・各種救助に係る様式	P 96
	P 101

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満（令和2年国勢調査：31,216人）	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の住宅が滅失した場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満（令和2年国勢調査：31,216人）	30世帯

(3) 県下において、5,000世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
② 半壊（又は半焼）等著しく損傷した住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

1 災害に際し、市域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公

示する。

第5 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである

・地区別被害状況調査表	様式1	… P101
・世帯別被害調査表	様式2	… P102
・救助活動の種類別実施状況	様式3	… P103
・被災世帯調査原票	様式4	… P104
・救助の種目別物資受払状況	様式5	… P105
・避難所設置及び収容状況	様式6	… P106
・応急仮設住宅台帳	様式7	… P107
・炊き出し給与状況	様式8	… P108
・飲料水の供給簿	様式9	… P109
・物資の給与状況	様式10	… P110
・救護班活動状況	様式11	… P111
・病院診療所医療実施状況	様式12	… P112
・助産台帳	様式13	… P113
・被災者救出状況記録簿	様式14	… P114
・住宅応急修理記録簿	様式15	… P115
・学用品の給与台帳	様式16	… P116
・埋葬台帳	様式17	… P117
・遺体搜索状況記録簿	様式18	… P118
・遺体処理台帳	様式19	… P119
・障害物の除去状況	様式20	… P120
・輸送記録簿	様式21	… P121
・賃金職員等雇上台帳	様式22	… P122

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式

P101

第6 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借上設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日あたり340円以内

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

(ア) 建設型応急住宅

a 敷地

原則として、公有地を利用する。

b 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸あたり677万5千円以内の額とする。

d 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

e 供与期間

2年以内とする。

(イ) 賃貸型応急住宅

a 規模

世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準ずる。

b 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

c 供与期間

2年以内とする。

(ウ) その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借上による賃貸型応急住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯あたり 5万円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯あたり 706千円以内	災害発生の日から 3か月以内※	居室、炊事、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯あたり 343千円以内			

※国の災害対策本部が設置された場合 6 か月

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給与を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,230円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の方法

給水車の巡回による給水やろ水器等による浄水の供給等（災害直後において前記による飲料水の確保ができない場合は、市販の飲料水の提供も可）

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(4) 費用

給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費（飲料水の購入費）

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	56,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容 ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯あたりの平均が135,100円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

10 遺体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

11 遺体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	遺体1体あたり3,500円以内
遺体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体あたり5,500円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体あたり219,100円以内	1体あたり175,200円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

13 教科書等学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人あたり 4,800円以内
通学用品		中学校生徒 1人あたり 5,100円以内 高等学校等生徒 1人あたり 5,600円以内

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 83

第16節 避難計画

(政策秘書課、危機管理課、総務課、企画課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、市民環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署、豊富支所、玉穂支所)

第1 避難誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の市民に対する避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 避難体制の確立

- (1) 大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、市民の生命、身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。
- (2) 市長は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。(台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。) また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (3) 市と県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (5) 市は、新型インフルエンザ等の新興感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必

要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(6) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(7) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

避難指示等の種類

区 分	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

避難指示等の防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が とるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断となる防災気象情報			
				洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)		
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報（浸水害） ※2 危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～				4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)
4	災害のお それ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対 法改正以前の避難 勧告のタイミング で発令)	3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)
3	災害のお それあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨注意報	1相当			
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報				

市は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
注）気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

3 避難指示等の発令対象区域の設定と判断基準例

避難指示等の発令の判断基準例は以下のとおりとする。なお、運用にあたっては、「避難判断マニュアル」に基づき、気象情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視による情報等を総合的に判断して発令するものとし、以下の基準に該当しない場合であっても、市長が必要と判断した場合は避難指示等を発令する。

(1) 洪水等

区分	判断基準例
	【対象地域の考え方】 ○ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 釜無川の船山橋観測所2.00m、笛吹川の石和観測所2.90m、荒川の荒川観測所3.40m 2：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 釜無川の船山橋観測所2.20m、笛吹川の石和観測所3.30m、荒川の荒川観測所4.00m 3：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 芦川の芦川橋観測所1.30m、滝戸川の下曽根観測所1.20m 滝沢川の小笠原橋観測所1.30m、鎌田川の鎌田川観測所5.30m 貢川の貢川観測所2.40m、濁川の濁川観測所2.50m 4：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 芦川の芦川橋観測所0.80m、滝戸川の下曽根観測所0.90m 滝沢川の小笠原橋観測所1.30m、鎌田川の鎌田川観測所4.60m 貢川の貢川観測所2.10m、濁川の濁川観測所2.00m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5：釜無川・笛吹川・荒川・滝沢川・鎌田川・貢川・濁川の「水害リスクライン」で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 6：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で市周辺河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が出現した場合 7：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」により、市域内に「警戒

区分	判断基準例
	(赤) [警戒レベル3相当] が出現した場合 8：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 9：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※4については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。 1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は市域の危険水位に相当する水位に到達したと確認された場合） 釜無川の船山橋観測所2.20m、笛吹川の石和観測所3.30m、 荒川の荒川観測所4.00m 2：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 釜無川の船山橋観測所、笛吹川の石和観測所、荒川の荒川観測所 3：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 芦川の芦川橋観測所1.40m、滝戸川の下曾根観測所1.40m 滝沢川の小笠原橋観測所1.50m、鎌田川の鎌田川観測所5.70m 貢川の貢川観測所2.70m、濁川の濁川観測所3.00m 4：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位）又は避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 芦川の芦川橋観測所（氾濫注意水位0.80m又は避難判断水位1.30m）、 滝戸川の下曾根観測所（氾濫注意水位0.90m又は避難判断水位1.20m） ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5：次の水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 芦川の芦川橋観測所1.30m、滝戸川の下曾根観測所1.20m 滝沢川の小笠原橋観測所1.30m、鎌田川の鎌田川観測所5.30m 貢川の貢川観測所2.40m、濁川の濁川観測所2.50m①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合 6：釜無川・笛吹川・荒川・滝沢川・鎌田川・貢川・濁川の「水害リスクライン」で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 7：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で市周辺河川に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合 8：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」により、市域内に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合 9：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 10：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 11：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

区分	判断基準例
	※夜間・未明であっても、発令基準例1～8に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※4については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※10については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) 1：次の水位観測所の水位が、計画高水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 釜無川の船山橋観測所3.29m、笛吹川の石和観測所4.14m 荒川の荒川観測所4.00m、芦川の芦川橋観測所2.10m 滝戸川の下曾根観測所2.15m、滝沢川の小笠原橋観測所2.84m 鎌田川の鎌田川観測所6.60m、貢川の貢川観測所2.90m 濁川の濁川観測所3.74m 2：荒川・芦川・滝戸川・滝沢川・鎌田川・貢川・濁川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3：釜無川・笛吹川・荒川・滝沢川・鎌田川・貢川・濁川の「水害リスクライン」で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 4：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で市周辺河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が出現した場合 5：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」により、市域内に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が出現した場合 6：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 7：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部のはん濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 8：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※発令基準例1～7を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

(2) 土砂災害

区分	判断基準例
【対象地域の考え方】 ○ハザードマップの土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難指示等は土砂災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 (「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。)	
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合 注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上発令基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「危険[警戒レベル4相当]」が出現した場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 注 上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合
緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫）1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）

区分	判断基準例
	が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

第2 避難指示等

1 避難の実施責任者及び報告先

(1) 避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりとするが、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の指示を行う。（災害対策基本法第60条第6項）

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 水防管理者【市長】（水防法第29条）

エ 消防職員、団員（消防法第36条において準用する同法第28条）

オ 警察官（災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条）

カ 自衛官（自衛隊法第94条）

(2) 避難の報告及び通知

報告者	報告先	根拠法令
市長	知事	災害対策基本法
知事（県職員）	南甲府警察署長	地すべり等防止法に基づく指示の場合
水防管理者（市長）	南甲府警察署長	水防法に基づく指示の場合
警察官	市長 公安委員会	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合
自衛官	防衛大臣の指定する者	自衛隊法に基づく指示の場合

2 避難指示等の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の市民等に対し、次の方法により避難のため、必要な指示を行うものとする。

(1) 市長の指示

土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事に報告を行う。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

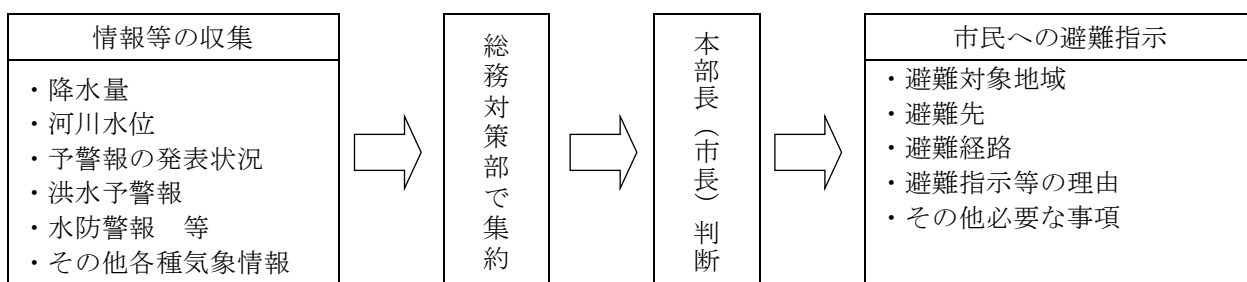
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難指示等を行う。

避難指示等の明示内容

① 避難対象地域	② 避難先	③ 避難経路
④ 避難指示等の理由	⑤ その他必要な事項	



4 避難指示等の伝達方法

(1) 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得

をあらかじめ市民に徹底させておくものとする。

(2) 避難指示等は災害対策本部の広報活動によるが、避難指示等を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の市民に周知の徹底に努めるものとする。

(3) 市は、次の伝達方法により、市民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。この際、地区の自主防災会等と緊密に連携をとって、避難区域の市民への周知の徹底に努めるものとする。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 中央市ホームページ

エ 中央市メールマガジン

オ 中央市公式SNS

カ その他

第3 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができることとされている。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならないこととされている。

第4 避難方法

1 避難の方法・誘導

市民が安全、迅速に避難するため、自主防災会（自治会単位）であらかじめ設定した集合地に集まり、安否確認等を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として消防団等を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、要配慮者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 市民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、市民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難する

ものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第5 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地・避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施
- 12 高齢者や障がい者など要配慮者に対する避難支援の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）

第6 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

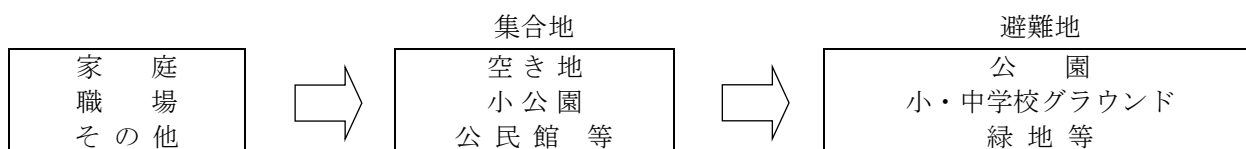
(1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集合地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、市民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小・中学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達をあわせて検討する。

3 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型インフルエンザ等の新興感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

(2) 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

第7 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の

整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るものとする。

なお、この計画の作成にあたっては、県の指導を求めて行うものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の指示等を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の策定、迅速な安否確認等）
- (10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

2 避難所等の選定基準

- (1) 指定避難所における被災者の1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区のすべての市民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水等の危険のおそれがない所とする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難市民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難市民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所を指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (8) 市は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
- (9) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (10) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に

安全確保対策を進める。

3 避難所の整備

- (1) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備にあたっては、再生可能エネルギーの活用を図る。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (2) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。
- (3) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等の新興感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

4 避難道路の選定条件

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第8 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため指定避難所を開設する。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

これら適当な施設を得難いときは、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等を設置し、開設するものとする。

- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、「災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。
- (4) 災害の状況により市内での対処が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定締結市町村に対し、収容施設の提供を要請するものとする。
- (5) 市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資 料 編 ・ 指定避難場所一覧 ・ 協定締結一覧表	P 14 P 50

2 避難所の運営管理

- (1) 市は平常時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (2) 市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災会、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。
- (3) それぞれの指定避難所で受け入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- (4) 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (5) 市は、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (6) 市は、指定避難所における新型インフルエンザ等の新興感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- (8) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意

喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (9) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (10) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (11) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (12) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (13) 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (14) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第9 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

1 要配慮者、けが人、病人等への支援

- (1) 要配慮者やけが人、病人等に対しては、指定避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。
- (2) 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、指定避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に福祉避難所を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274-1117
玉穂保育園	中央市成島2378-2	273-2205
豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738-1	269-3330

2 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、中央市国際交流協会並びに災害多言語支援センター（山梨県国際交流協会）へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

第10 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第11 孤立集落への対応

市は、災害等によって孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、市民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当てや高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第12 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受入について、本章第3節「応援協力要請計画」第6「広域避難」第7「広域一時滞在」により市営住宅等を活用し、避難者の受入に努める。

第13 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市、警察、東海旅客鉄道(株)は、相互に密接な連携をとりつつ必要かつ適切な措置をとるものとする。

- 1 関係各機関は、帰宅困難者等に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努める。
- 2 帰宅困難者等は、自助努力によって食料等を確保するものとするが、不足するときは市において斡旋などの便宜を図るものとする。

なお、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞在場所を確保し、保護する。

- 3 滞在場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第14 被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第15 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P83

第17節 医療助産計画

(健康増進課)

災害のため医療機関が混乱し、被災した市民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南消防署田富・玉穂及び中道出張所、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- | |
|-----------------------------|
| ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性 |
| ② 死傷病者の発生状況 |
| ③ 市民の避難状況（場所、人数等） |
| ④ 医療機関の被害、診療・収容能力 |
| ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力 |
| ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況 |
| ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置 |
| ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認 |
| ⑨ 周辺市町の状況 |
| ⑩ 医療機関における医薬品の需給状況 |
| ⑪ 医療機関における受診状況 |
| ⑫ 指定避難所等の生活、保健、医療情報 |

(2) 市民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等により地域住民に提供する。

第3 市医療救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、こども健康対策部は市医療救護班の編成を行う。市医療救護班の編成は、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」を基に行う。
- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送・入院等の救護活動の緊急性にかんがみ、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第4 市医療救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」に定められた設置予定場所に市医療救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第5 医療救護班

1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム等の派遣を要請する。

※1 DMAT：災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※2 DPAT：災害の急性期から中長期（おおむね発災後6ヵ月程度）に及び精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、専門的な訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

2 医療救護所の設置

医療救護班は、避難場所、災害現場その他適當の場所に医療救護所を設置し、傷病者の応急救置や治療等にあたる。市は、医療救護所の設置にあたり、次の点に留意して協力をする。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者の応急救置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

(2) 歯科医療救護班

- ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急救置及び衛生指導
- イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
- ウ 検視・検案に際しての協力

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県保健医療救護対策本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

2 応急医療救護活動

県は、県本部を設置した又はすることとなった場合、震度6弱以上の地震が発生した場合等、大規模災害が発生した場合には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

4 応急医療救護活動の留意事項

- (1) 市内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災地外医療機関への迅速な搬送に努める。
- (2) 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早めに県保健医療救護対策本部に要請を行う。
- (3) 医療スタッフが不足する場合も同様とする。
- (4) 高齢者、心身障がい者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要配慮者等の医療相談や保健指導にも留意する。
- (5) 地区保健医療救護対策本部、市災害対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

第7 歯科医療対策

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第8 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患、被災者のストレスケア等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県保健医療救護対策本部（障

害福祉課）に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第9 地域保健対策

市災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

1 歯科医師会救護班

県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

2 薬剤師チーム

県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

3 災害支援ナース

日本看護協会や県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

4 保健師チーム

県保健福祉事務所や県各課の保健師や県職員等で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

5 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

6 災害時リハビリテーション支援チーム（ＪＲＡＴ）

県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。

避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

第10 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

○情報連絡体制：傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
○医療内容等の把握：あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、おおよその搬送順位を決定しておく。
○搬送経路確保体制：災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南甲府警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第11 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 市民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 総務対策部は、次の医療情報を市民に提供しよう努めるものとする。

なお、情報提供は、市防災行政無線、広報車、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等によるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

(2) こども健康対策部は、特に次の医療情報について、把握、収集に努め、家族等からの照会に対し回答する。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

3 通信手段

次により通信体制を確保する。

(1) 県広域災害・救急医療情報システム（E M I S）

(2) 市防災行政無線

(3) 電話回線（医療機関等の優先回線の設置や衛星携帯電話の設置を促進する）

(4) インターネット

(5) その他

4 情報伝達ルート

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

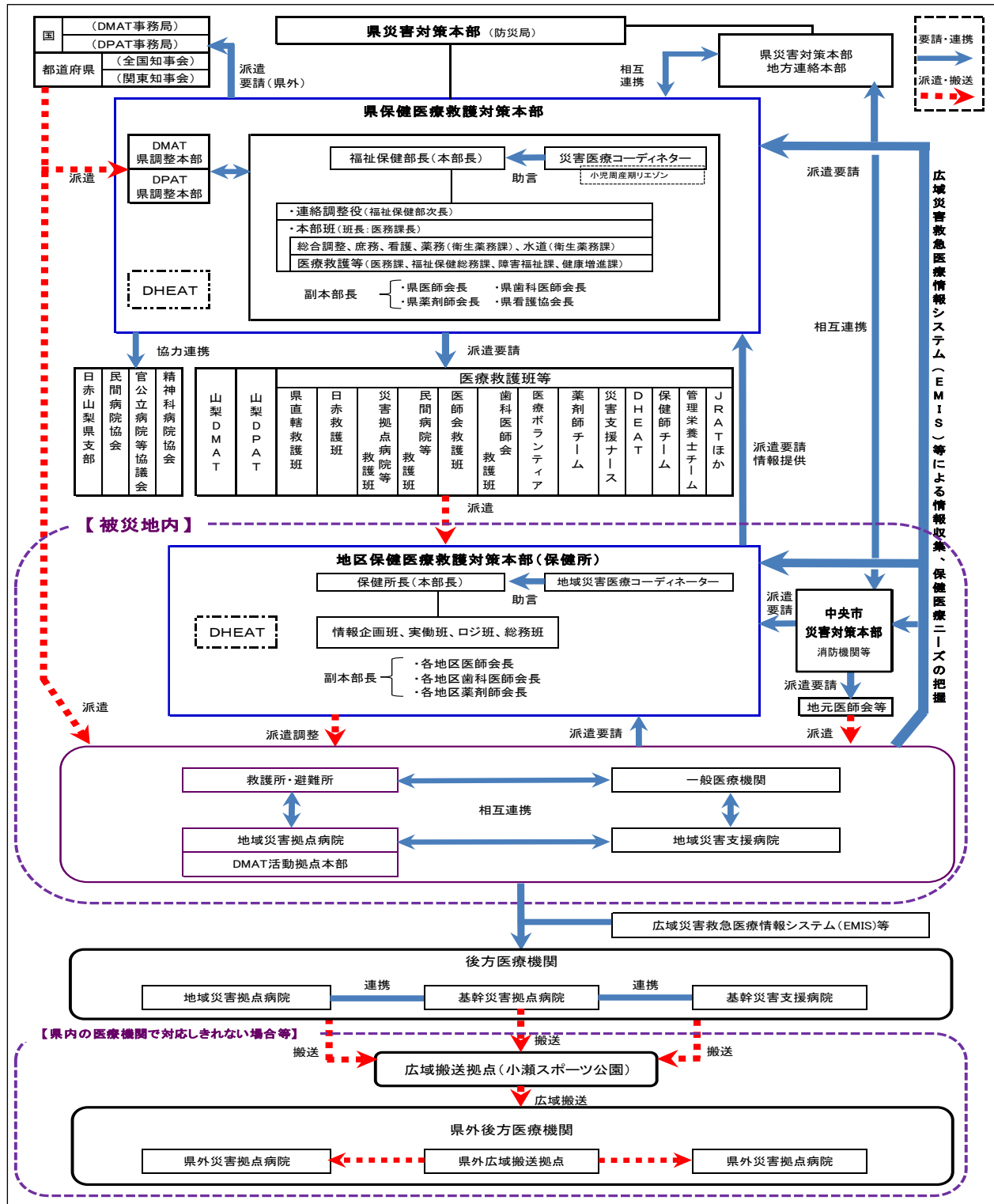
第11 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 83
	・ 関係医療機関一覧	P 19

別図

大規模災害時保健医療救護体制



第18節 防疫計画

(健康増進課、市民環境課、産業課)

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

こども健康対策部は、保健師とともに中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識をもち、そ

の予防に注意を払うよう、市防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 市民の役割

- (1) 飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。
- (2) 市及び県が実施する措置に従うとともに、市及び県等が行う防疫活動に協力するよう努める。

7 その他

- (1) 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。
- (2) 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

第19節 食料供給計画

(危機管理課、産業課、税務課、管財課、教育総務課)

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

- 1人あたりの供給数量は、次のとおりとする。
- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。
 - (2) 乳児及び幼児用粉乳
乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災会においては、災害発生を想定して、常時自主防災会の人数に相応した自主的な「非常米」の備蓄を確保しておくものとする。
- (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。
- (4) 協定締結市町村に必要な米穀の供給を依頼する。

3 災害時における応急米穀の供給通知等

市長は、災害時に必要な米穀の調達が可能となるときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知し、農林水産省農産局長を通じて、災害救助用米穀の引き渡しを受けるものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また中央市商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- | |
|--|
| ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かいものなど）。 |
| ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。 |

資 料 編 ・ 協定締結一覧表

P50

第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者として市民対策部職員を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

施設名	所在地	電話番号
田富北体育館	中央市臼井阿原1740—3	

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、中央市学校給食センターを利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市民対策部を中心とする市職員をもって充てるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

3 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

第6 市民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、市民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第7 国、県への物資等の供給の要請等

- 1 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。
- 2 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。
- 3 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国、県、市及びその他防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第8 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

第20節 生活必需物資供給計画

(危機管理課、産業課、税務課、管財課)

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、市、県及び関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、こども服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭、灯油等）

3 必要物資の把握

産業建設対策部は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、N T T回線、市防災行政無線等により、総務対策部へ報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄物資の供給

総務対策部は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに供給する。

(2) 市内業者等からの調達

産業建設対策部は、山梨みらい農業協同組合、甲斐酪農協同組合、中央市商工会等に協

力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

資料編	・災害備蓄品一覧 ・中央市コミュニティ防災センター条例 ・中央市防災公園条例	P 29 P 73 P 75

(3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村又は協定締結事業者に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への応援要請

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 市は地域内輸送拠点を、県は広域物資輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

資料編	・協定締結一覧表	P 50

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

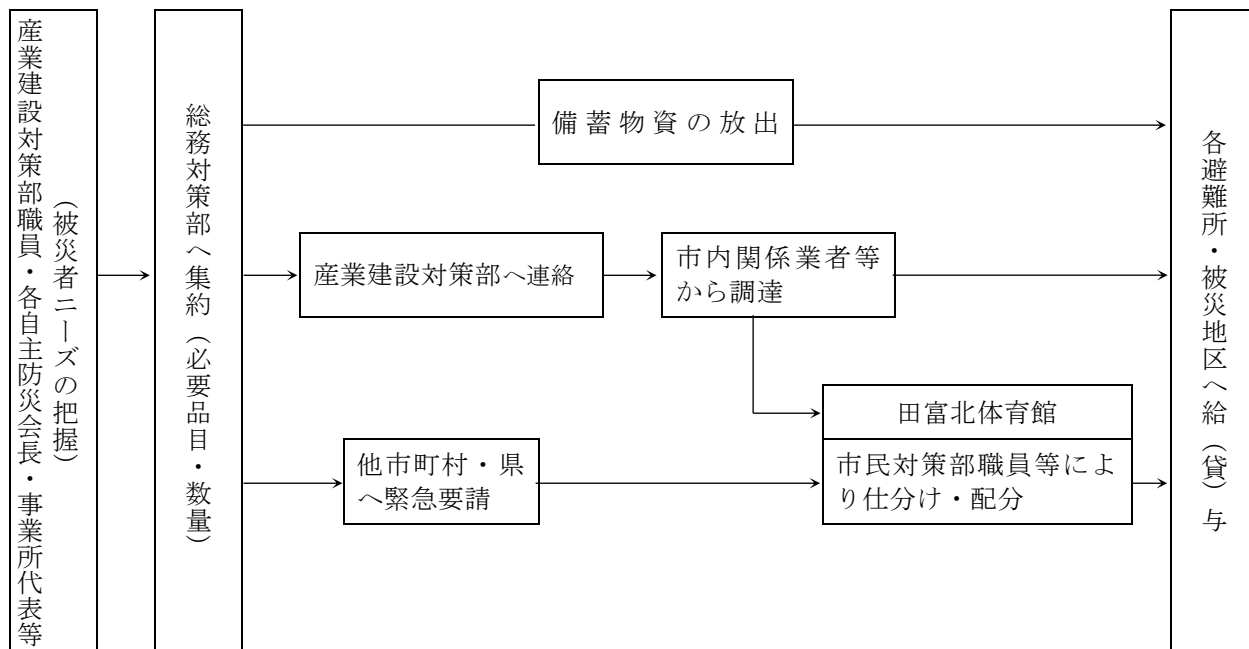
県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

施設名	所在地	電話番号
田富北体育館	中央市臼井阿原1740-3	

生活必需品等の供給フロー



第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山 梨 県 災 害 救 助 法 施 行 細 則 （ 別 表 ）	P83

第5 災害救助法の適用にいたらない場合の給与

災害救助法の適用にいたらない災害によって被害を受けた被災者に対する援助は災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第103号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成18年規則第52号）によるものとする。また、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 給水計画

(上下水道課)

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、県及び（公社）日本水道協会、近隣市町に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、産業建設対策部は次により給水活動を実施する。

(1) 備蓄飲料水の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高い所から行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、給水袋、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編 ・ 協定締結一覧表

P 50

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

災害の状況に応じ、避難場所、被災地等に給水所を設置し、給水所への運搬給水する拠点給水方式で給水を行う。

4 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

なお、本市の応急給水資機材の保有状況は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 災害備蓄品一覧

P 29

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

産業建設対策部は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、市民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。（水道災害については「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県（中北保健所）へ別途報告する）

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、被害の状況により市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止等の応急処置を行う。

資 料 編 ・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 5

・ 中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧

P 6

・ 中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

P 7

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の市民に対して、市防災行政無線、広報車

等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の市民に周知を図る。

第6 市民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、市民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

第22節 教育計画

(教育総務課、生涯教育課)

教育施設又は児童生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒等に対する学用品の給与等、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、教育対策部が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の協力を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

教育対策部は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用 ② 応急仮校舎の建築

2 教員の確保

教育対策部は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

3 応急教育の方法

- (1) 教育対策部は、速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図る。
- (2) 被災地域の児童生徒等が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入及び許可等を速やかに行う。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育対策部に報告する。

なお、児童生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配等適切に対処する。

2 児童生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、教育対策部へ連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は教育対策部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに教育対策部に保護した児童生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、教育対策部と協議し、児童生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレ等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が市民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。
- (5) 被害施設及び物資を掌握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧について指導する。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は、市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

教育対策部は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山 梨 県 災 害 救 助 法 施 行 細 則 （ 別 表 ）	P 83

第23節 清掃計画

(市民環境課、上下水道課)

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理の考え方

市は、災害発生時は、中央市災害廃棄物処理計画（令和4年3月改定）に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。

- (1) 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市が処理責任を有しているため、市が処理の主体となることを基本とする。
- (2) 災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。
- (3) 早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

2 廃棄物処理対策

災害時の廃棄物処理は、中央市災害廃棄物処理計画により実施する。

第3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、死亡獣畜取扱場で処理するものとする。

第4 降灰除去等

- 1 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者（東海旅客鉄道（株））は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第24節 応急住宅対策計画

(建設課、まちづくり推進課、福祉課)

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する被災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

ア 特定の資産のない失業者

イ 特定の資産のないひとり親家族

ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者

エ 特定の資産のない勤労者

オ 特定の資産のない小企業者

カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

第3 設置場所の選定

1 建設予定地

市は、建設型応急住宅の建設予定地として次の用地を選定している。建設型応急住宅の建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

建設型応急住宅建設候補地リスト

令和7年3月現在

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	東花輪駅から車で20分 県道沿い
農村公園	中央市関原1018	中央市	28,520	131	飲水兼用防火水槽
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629-1	中央市	2,974	36	

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 m ²	建設戸数 戸	特記事項
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205-1	中央市	13,413	39	
玉穂ふるさと ふれあい広場	中央市乙黒1-1	中央市	41,285	170	
中巨摩地区第二公園 グラウンド	中央市一町畑286-1	中巨摩広域 事務組合	25,633	185	
中央市総合防災公園	中央市布施3564-1	中央市	51,000	109	

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、建設型応急住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、木材業者及び市内建設業者（大工、左官、建具、ブリキ職、配線工等）の協力により建設型応急住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、建設型応急住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅への入居

市は、中央市営住宅条例（平成18年条例第158号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急修理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を設け、要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法

による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P83

第25節 救出計画

(市民環境課、消防本部、消防団、警察署)

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合等生命、身体が危険な状態にある者とする。

なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

- 1 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- 3 水害の際に、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防対策部を中心とした消防班をもって救出班を編成し、市保有の救出資器材等を活用して実施する。必要により自主防災会、南消防署等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に南甲府警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当てを必要とする場合は、中巨摩医師会等医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域市民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等での応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関等関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

第26節 遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画

(市民環境課、消防団、警察署)

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼、受付は、市民環境課に相談窓口を設置し、南甲府警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴等必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団員のほか南甲府警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、市災害対策本部及び南甲府警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 遺体の処理

1 処理方法

(1) 遺体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理票を作成する。

2 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。なお、遺体収容（安置）所を開設するまでの間は、災害対策本部で選定した一時保管場所に輸送するものとする。

3 身元確認

南甲府警察署、自主防災会等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録

し、遺留品を保管するものとする。

また、市は、身元不明遺体の特徴を中央市ホームページに掲載する。

4 遺体安置・検死場所の開設

市は、遺体安置・検死場所予定地として以下の施設を選定している。遺体安置・検死場所開設の必要性が生じた場合には、死者の人数、災害発生場所等を勘案し、遺体安置・検死場所を開設するものとする。また遺体収容（安置）所を開設するまでの間は、災害対策本部で選定した一時保管場所及び警察官による検視（見分）・医師による検案場所に保管するものとする。

遺体安置・検死場所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

遺体安置・検死場所開設予定地

名 称	所在地
ジットセレモニー田富ホール（災害協定）	中央市山之神3617-3
中央市立農業者トレーニングセンター	中央市大鳥居3770
中央市立玉穂B & G海洋センター	中央市下河東256
ジットセレモニー三郡ホール（災害協定）	南アルプス市和泉984-1

5 遺体の収容

- (1) 本部長は遺体処理台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式19 … P119））を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- (2) 市長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。
- (3) 遺族その他の者より遺体引取りの申し出があったときは、遺体処理台帳によって整理のうえ引渡す。

第4 遺体の埋・火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合は、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引渡す。
- (3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17 … P117））により処理するものとする。

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式	P101

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法

による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

第27節 障害物除去計画

(建設課)

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、産業建設対策部建設班が担当し、市内建設業者又は山梨県石材技能士会等に請け負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）等重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また市民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を借上使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P83

第28節 生活関連事業等の応急対策計画

(東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東日本電信電話(株)山梨支店、
(株)NTTドコモ山梨支店、東京ガス山梨(株)、消防本部、消防団、
郵便局、上下水道課)

第1 電力事業施設応急対策 (東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社)

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
第2 非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3 非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急措置を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を策定する。

第2 電気通信事業施設応急対策（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

(1) 非常体制の区分

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制 (注)	・災害等（被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等）が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援（機器の運搬・運用作業を含む）等にとどまる場合（広域応援体制に至らないと判断する場合）
	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等（国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害）が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等（各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(注) ドコモのみ

(2) 災害対策組織

東日本電信電話(株)（山梨支店）及び(株)NTTドコモ（山梨支店）の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

(1) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

(株)NTTドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出及び避難所での充電サービスに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジ

オ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及び(株)NTTドコモは、災害に伴う電気設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努める。

第3 都市ガス事業施設応急保安対策

東京ガス山梨(株)が行う応急保安対策は、次のとおりである。

1 一般ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

事業者の名称	東京ガス山梨(株)
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目1-12
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口3-1-12 球形ホルダー 40,000m ³ 1基
(4) 施設の状況及 び供給状況	甲府市、中央市、甲斐市、南アルプス市及び昭和町の供給域内30,000戸へ導管により供給
(5) 修理機材名及 び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

※ 防災体制：非常災害（地震）対策要領による。

2 予備施設及び貯蔵原材料

(1) 予備動力	①55KVAディーゼル発電機 44KW ②27KVAディーゼル発電機 29.1KW
(2) 貯蔵原材料	①軽油950L 72時間分 ②軽油200L 27時間分

3 発災時の措置

(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。
(2) 交通途絶時に措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時に措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により本社の応援態勢がある。
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。

第4 ガス小売施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏えい検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏えい検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏えい検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

1及び2に掲げる応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編 ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

P 60

第5 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県LPGガス協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

状況に応じて出動し対処する。

資料編 ・ 液化石油ガス貯蔵タンク施設

P 60

第6 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときには、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。
- イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。
- ウ ア、イの措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の市民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防職員に通報する。

(2) 市長の措置

- ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。また、付近住民に対し避難の指示等を行う。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。
- ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係

者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。また、付近住民に対し避難の指示等を行う。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱を中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。また、付近住民に対し避難の指示等を行う。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般市民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

ア 漏えい、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏えい、流出又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。また、付近住民に対し避難の指示等を行う。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 漏えい、流出又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動

を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講じる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第7 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

1 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

2 ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱）

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱を実施する。

- (1) 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
- (2) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
- (3) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
- (4) 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

3 かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱）

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱を実施する。

第8 下水道施設の応急対策

1 応急体制の確立

下水道対策本部の立上げ

2 巡視及び被災状況の把握

- (1) 緊急点検調査による二次災害発生のおそれや、重大な機能障害の把握（被害情報の収集、車両上からの目視調査）
- (2) 1次点検調査（目視調査、被害情報の収集、マンホール蓋を開けての調査）
- (3) 2次点検調査（マンホール蓋を開けての調査、管路内カメラ調査）

3 応急措置

- (1) 緊急輸送路等における交通機能確保（浮上マンホール等の切断除去）
- (2) 耐水対策（土のう設置、止水板設置）
- (3) 二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）
- 4 応急復旧
暫定的に揚水及び水処理機能を確保するための復旧（仮配管及び仮排水ポンプの設置、仮設沈殿池及び仮設塩素注入設備の設置、非常用電源による設備の機能確保、管渠内洗浄）
- 5 広域応援の受援体制の構築
窓口を下水道室、連絡・調整を流域下水道事務所が中心に行う受援体制を構築
- 6 ライフライン事業による現地調整会議への参加
 - (1) 流域関連の上水、工業用水等の使用制限要請
 - (2) 施設の同時利用再開の業業者間への展開

第29節 労働力確保計画

(総務課、甲府職業安定所)

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第2 労働力の確保

- 1 甲府職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。
 - (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を策定する。
 - (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広告に関する所要の措置をとる。
 - (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
 - (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。
- 2 市長は、甲府職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第3 災害応急対策求人について

市長は、甲府職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

① 職種別所要求人の数	② 作業場所及び作業内容	③ 作業時間、賃金等の労働条件
④ 宿泊施設の状況	⑤ 必要とする期間	⑥ その他必要な事項

第4 その他

- 1 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。
- 2 甲府職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

第30節 民生安定事業計画

(財政課、会計課、税務課、産業課)

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 対象世帯と支給額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる自然災害

県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

2 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

3 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 (ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。)	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う。	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)。ただし、特定の激震災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 特別貸付は各貸付制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			定めなし	商工中金所定の利率	設備資金20年以内 運転資金10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 J A山梨信連 各農協	経済対策(経済危機・災害復旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内(うち1年以内又は2年の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内(うち1年又は2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人あたりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅 200万円、11年償還(うち1年据置)

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者、及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費等の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%

据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	り災低所得世帯（原則官公署の発行するり災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり。）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	中央市（県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平常時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 り災証明書の交付等

- 市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制等を確立し、被災者にり災証明書の交付等を行う。

- 2 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 3 市は、住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- 4 り被災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定を締結している県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会に協力を求めるものとする。
- 5 平常時より、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、県が実施する市町村担当者向けの研修機会等に積極的に参加するものとする。

資料編 ・ 協定締結一覧表	P 50

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化等に対応するため、市は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続が一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第31節 災害ボランティア支援対策

(福祉課)

第1 災害ボランティアの受入

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受入調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

市は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、市社会福祉協議会等が組織する災害ボランティアセンターと連携する。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

さらに、市、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第4章 水防計画

第1節 総則

(危機管理課、建設課、産業課、市民環境課、まちづくり推進課、健康増進課、財政課、消防団、消防本部)

第1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川の洪水による水害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2 水防の責任

水防に関係する各主体について、水防法（以下、この節において「法」という。）等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (7) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) (指定水防管理団体：市) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) (指定水防管理団体：市) 水防協議会の設置（法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）

- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (24) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項及び第15条第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知
（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第3 安全配慮

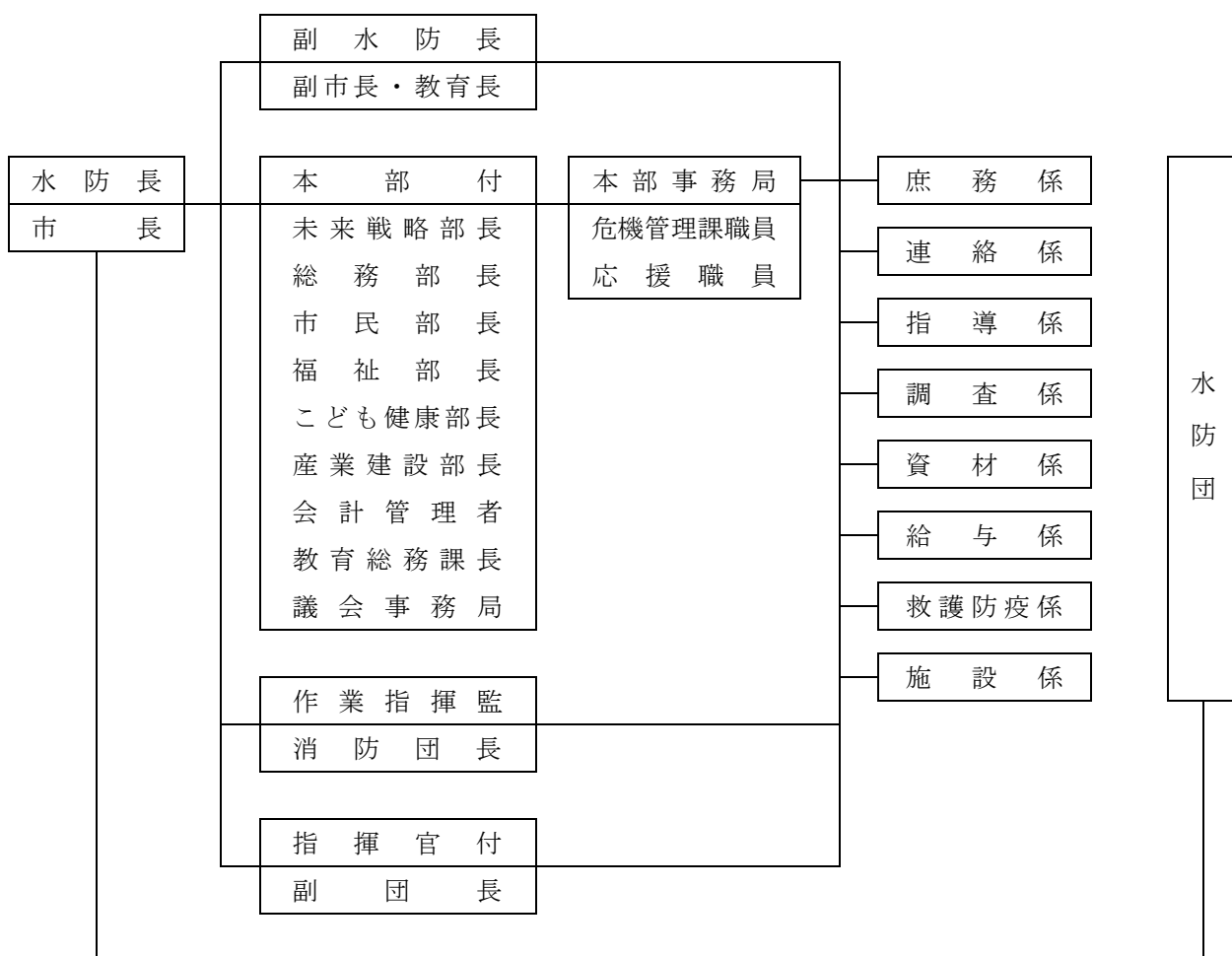
洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防法第1条及び第3条の規定により気象状況の通知のあったときから洪水による危険が解消するまで、本市において水防本部を設け、次の組織分担により発生事項を処理する。

第 1 水防管理団体の組織

中央市臼井阿原301番地の1

2 組織系統図

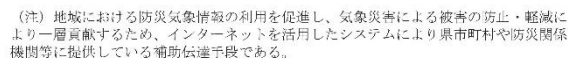


注 各係員は災害の状況により、水防長が任命した必要数の職員とする。

3 事務分掌

係名	担当	事務分掌
庶務係	(係長) 危機管理課長	1 各係員招集に関すること。 2 水防関係機関との連絡に関すること。 3 水防団との連絡に関すること。 4 水位の通報に関すること。 5 水防出動に関すること。 6 応急公用負担に関すること。 7 水防解除に関すること。 8 水防てん末報告に関すること。
連絡係	(係長) 危機管理課長	1 避難のための立ち退きに関すること。 2 水防通信連絡に関すること。 3 その他庶務係の応援に関すること。
指導係	(係長) 建設課長	1 水防工法の指導及び水防作業に関すること。 2 水防訓練に関すること。
調査係	(係長) 建設課長	1 気象情報の収集、警報の発令に関すること。 2 決壊による付近被害状況に関すること。 3 浸水による被害状況に関すること。 4 出水状況、道路、橋梁等の交通不能箇所の調査に関すること。 5 出水状況、被害状況、交通状況等、広報記録撮影に関すること。
資材係	(係長) 産業課長	1 水防用資材調達に関すること。 2 水防用資材の供給輸送に関すること。
給与係	(係長) 財政課長	水防作業に係る費用に関すること。
救護防疫係	(係長) 健康増進課長	1 水防死傷者の救護に関すること。 2 災害現場の防疫に関すること。
施設係	(係長) 産業課長	1 たん水防除施設の管理に関すること。 2 ため池、農業用水路等の管理に関すること。

水 防 連 絡 通 信 網 図



第2 気象状況の資料収集

県の通報する台風情報及びラジオ放送による台風情報の記録。

第3 警戒体制の報告

連絡係は調査係に危険区域の調査結果資料の提出を求めて水防長に報告する。その他非常配備については、県の非常配備体制を準用する。

第4 水防団の組織

中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。

中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく。

中央市水防団の担当区域は、次のとおりとする。

水防団担当区域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

第3節 巡視警戒及び重要水防区域

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第8節第7「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

水防管理者等は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

第2 重要水防区域

市域内における重要水防区域は、次のとおりである。

1 国土交通省直轄河川

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所				延長 (m)	重 要 な る 理 由
	種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)				
釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	中央市 山之神	K181 ～K115	上 上	56.5m 0m	7170	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	左	中央市 臼井阿原	K115 ～K113	上 下	0m 52.5m	248	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
	(重点)	－	左	中央市 今福新田	K90	上	0m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所
	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	中央市 今福新田	K113 ～K89	下 下	52.5m 73m	2595	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
笛吹川	越水（溢水）	B	左	中央市 高部	F78 ～F73	上 上	79m 86m	541	余裕高不足
	越水（溢水）	B	左	中央市 浅利	F71 ～F69	上 下	35m 52.5m	314	余裕高不足
	工作物	B	左	中央市 浅利	F68	上	8m	1箇所	豊積橋
	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	－ B B B	左	中央市 大田和	F48 ～F42	下 下	59.5m 57m	642	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	中央市 大田和	F42 ～F41	下 下	57m 33.5m	82	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	中央市 乙黒	F83 ～F69	下 上	55m 50m	1446	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
	(重点) 工作物	－ A	右	中央市 乙黒	F68	上	62m	1箇所	豊積橋
	越水（溢水） 堤体漏水 水衝・洗掘	B B B	右	中央市 乙黒	F69 ～F67	上 上	50m 61m	232	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
	工作物	B	右	中央市 大田和	F51	上	10m	1箇所	JR身延線笛吹川鉄橋
	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水	－ B B	右	中央市 今福	F67 ～F31	上	61m	3931	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
越水（溢水） 堤体漏水 水衝・洗掘	B B B	右	中央市 今福	F31 ～F29	上	70m	122	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所				延長(m)	重 要 な る 理 由
	種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)				
笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	中央市 今福	F29 ～F27	上 上	70m 76m	199	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
	越水（溢水） 堤体漏水	A B	右	中央市 今福新田	F27 ～F27	上 下	76m 17m	93	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
	越水（溢水）	B	右	中央市 今福新田	F27 ～F25	下	17m	190	余裕高不足

重要水防区域の重要度の評価基準（国土交通省）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

2 県管理河川

河川名	市町村	大字	字	左右岸別	延長(m)	階級	種別	注意を要する理由
舟井川	中央市	関原	坂下橋上	左右	400 430	b b	堤防高	堤防高不足
西之沢川	中央市	大鳥居	合流点上	左右	100 100	b b	堤防高	堤防高不足
七覚川	中央市	木原	後田	左右	60 100	a a	堤防高	堤防高不足
新せぎ川	中央市	浅利	合流点上	左	300	a	堤防高	堤防高不足
大森川	中央市	大鳥居	蓄舎下	右	40	b	水衝箇所	護岸不完全
浅利川	中央市	大鳥居	厚正橋上	左右	100 100	b b	水衝箇所	護岸不完全
谷坂川	中央市	大鳥居	地内	左右	980 950	b b	水衝箇所	護岸老朽

重要水防区域の重要度の評価基準（山梨県）

種 別	基準	
	最も重要な区間（a）	次に重要な区間（b）
堤防高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
堤体強度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合。	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後3年未満の場合、或いは堤防断面がやや不足している場合。
水衝箇所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの天然河岸で侵食されているもの。
洗掘箇所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの。	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの。
漏水箇所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの。	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの。
工事施行箇所	樋門、樋管等が施行中のもので堤防を横断して開削している場合。	堤防を横断して堤防高のを開削して工事を施行したもので工事完了後1年未満のもの。
被災箇所	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの。	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がCに該当するもの。
工作物	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずるおそれがある箇所。（堤防区間） 樋門、樋管等の堤防横断工作物で、老朽化が著しく沈下、漏水等により被害が生ずるおそれがある箇所。	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずるおそれがある箇所。（堀込区間）

第3 土石流危険区域

土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所（土石流）

水防管理 団体名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	おおむねの位置 (大字)	告示日	告示番号
中央市	土石流	浅利川	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	南川の2	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	南川	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	関原川の2	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	関原川の3		関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	アヤグサ沢	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	仲川	○	大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	三頭沢川	○	大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	上手川	○	大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	大門川	○	大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	大門川の2		大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	大森川		大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	大森川の1		大鳥居	H21.3.26	106
中央市	土石流	船井川-1	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	船井川-2	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	船井川-3	○	関原	H21.3.26	106
中央市	土石流	谷坂川-1	○	大鳥居、市川三郷町 大塚	H21.3.26	106
中央市	土石流	谷坂川-2	○	大鳥居、市川三郷町 大塚	H21.3.26	106

第4節 資機材の整備及び輸送

(危機管理課、建設課、産業課、管財課、消防団)

第1 水防倉庫

市水防倉庫は次のとおりとし、その使用は水防本部長が行う。

地区別	河川名	倉 庫		管 理 責任者	倉庫鍵保管者	所 在 地
		名 称	面積			
田富地区	釜無川	臼井水防倉庫	33.0	市長	危機管理課長	臼井阿原村西
豊富地区	浅利川	角川水防倉庫	11.6	〃	〃	浅利東新田
〃	〃	浅利水防倉庫	11.6	〃	〃	〃 一の出割

第2 水防資機材一覧

水防資機材は、次のとおりとする。

水防資機材に不足が生じた場合は、水防長に報告するとともに早急に補充しておくものとする。

倉 庫	資 材								器 具			
	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウ レン スコッ プ ツルハ シ	鎌・ 鉋 鋸	ペン チ カッタ ー	照明 具
臼井水防倉庫	31	200	130	2	30	200	—	—	—	—	—	—
角川水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	1	24	10	15	—
浅利水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	—	25	9	15	—

第3 輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材及び作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

1 輸送経路の確保

(1) 市水防本部と水防団の輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、災害の状況により決定する。

(2) 県水防支部と市水防支部との輸送経路

中北建設事務所と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所が通行路線の指示をする。

(3) 輸送経路の作成・提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所に提出しておく。

ア 付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図

イ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 道路支障箇所の措置

道路支障箇所については、道路管理者、市長、警察署長は、それぞれ連絡を取り合う。

第5節 通信連絡

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 通信連絡手段

水防上緊急を要する通信については、おおむね次によるものとする。

- 1 県防災行政無線
- 2 市防災行政無線
- 3 N T T 電話
- 4 自動車
- 5 自転車
- 6 徒歩

第2 市の通信連絡

市は、迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

また、水防団体及び消防機関等との連絡のため、N T T 加入電話（所有者）又は有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておくものとする。

第6節 水防状況の観測通報連絡

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 気象、水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認めるときには速やかに次の措置をとる。

- 1 連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知
- 2 雨量観測所（中北建設事務所）と連絡をとり量水観測者と状況通知並びに指示

(1) 市にある雨量計設置場所は次のとおり

山梨県中央市臼井阿原301－1 中央市役所

(2) 水位の観測通報

量水観測者は水防本部からの気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは直ちに水防本部に所定の報告を行い、水防本部長はこれを中北建設事務所に連絡するとともにその河川に関係する消防機関に通知する。

水位通報の間隔 {
1 通報水位に達したとき。
2 氾濫注意水位に達したとき。
3 最高水位に達したとき。
4 氾濫注意水位を下ったとき。
5 通報水位を下ったとき。

(3) 本市の水位観測所は、資料編のとおりである。

資料編 ・ 河川水位観測所一覧	P61

(4) 通報方法

水位の報告は電話又は電報等の簡便なる方法によること。

観測場所 ・ 日 時 ・ 水 位 ・ 増減の傾向見込

第7節 洪水予報河川における洪水予報

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 種類及び発表基準

市長は、国土交通大臣が指定した河川又は知事が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」※	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。※ ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。 ・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 ・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く)。 ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報※、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

注1：予報区間に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度が高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議したうえで、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：※は国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

予報区域名	河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋上流端から海まで
笛吹川	笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先岩手橋上流端から富士川（釜無川を含む）への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先岩手橋上流端から富士川（釜無川を含む）への合流点まで

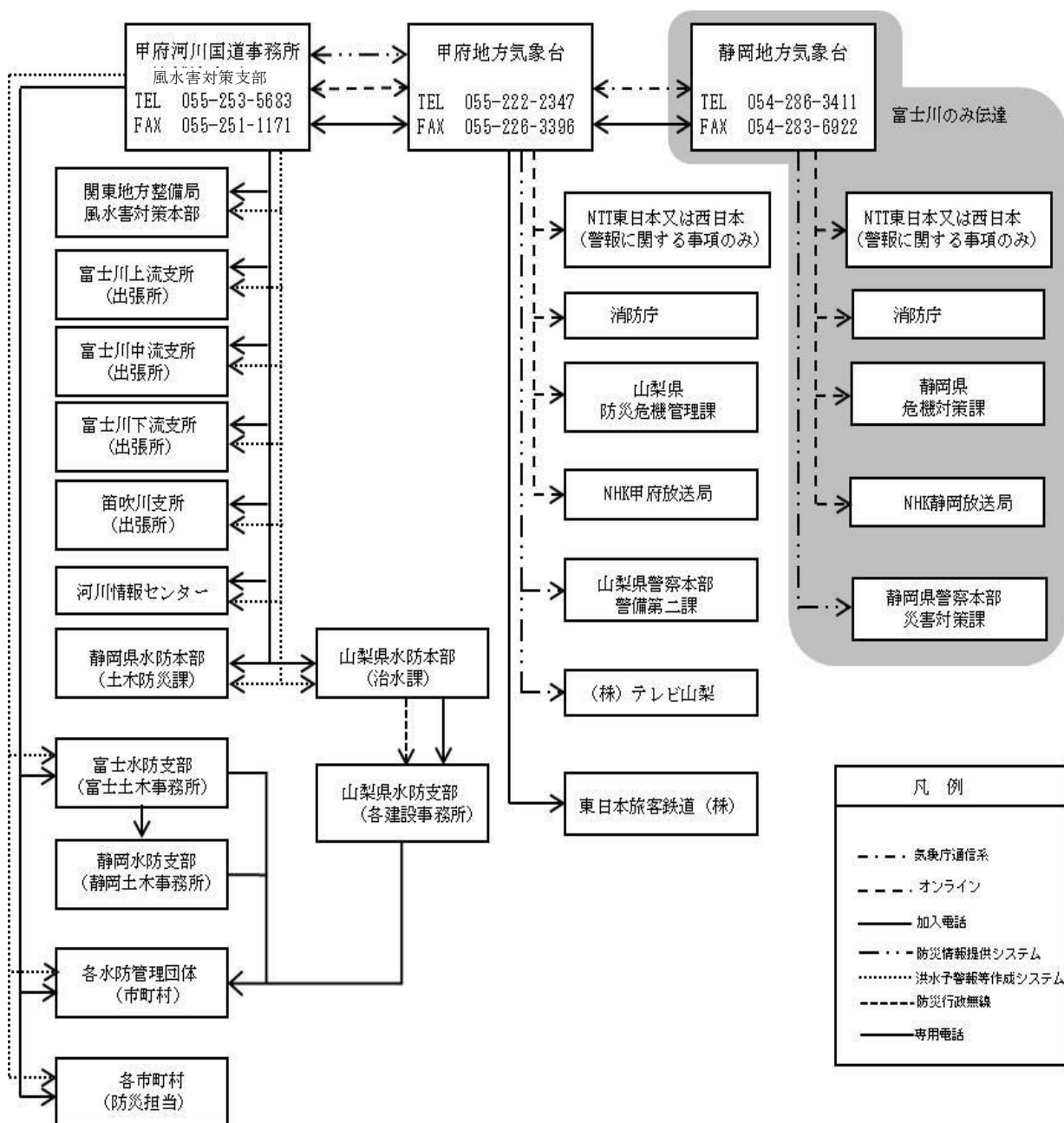
2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

予報区域名	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	船山橋	1.5	2	2	2.2
		清水端	3	3.4	6.5	7.2
		南部	2.5	3.8	4.2	4.9
笛吹川	笛吹川	石和	1.5	2	2.9	3.3

3 洪水予報の発表官署

予報区域名	担当官署
富士川(釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方气象台、静岡地方气象台
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方气象台

4 洪水予報の伝達経路及び手段



第3 県と気象庁が共同で行う洪水予報

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

予報区域名	河川名	区域
荒川	荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目46番地先から笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流点まで

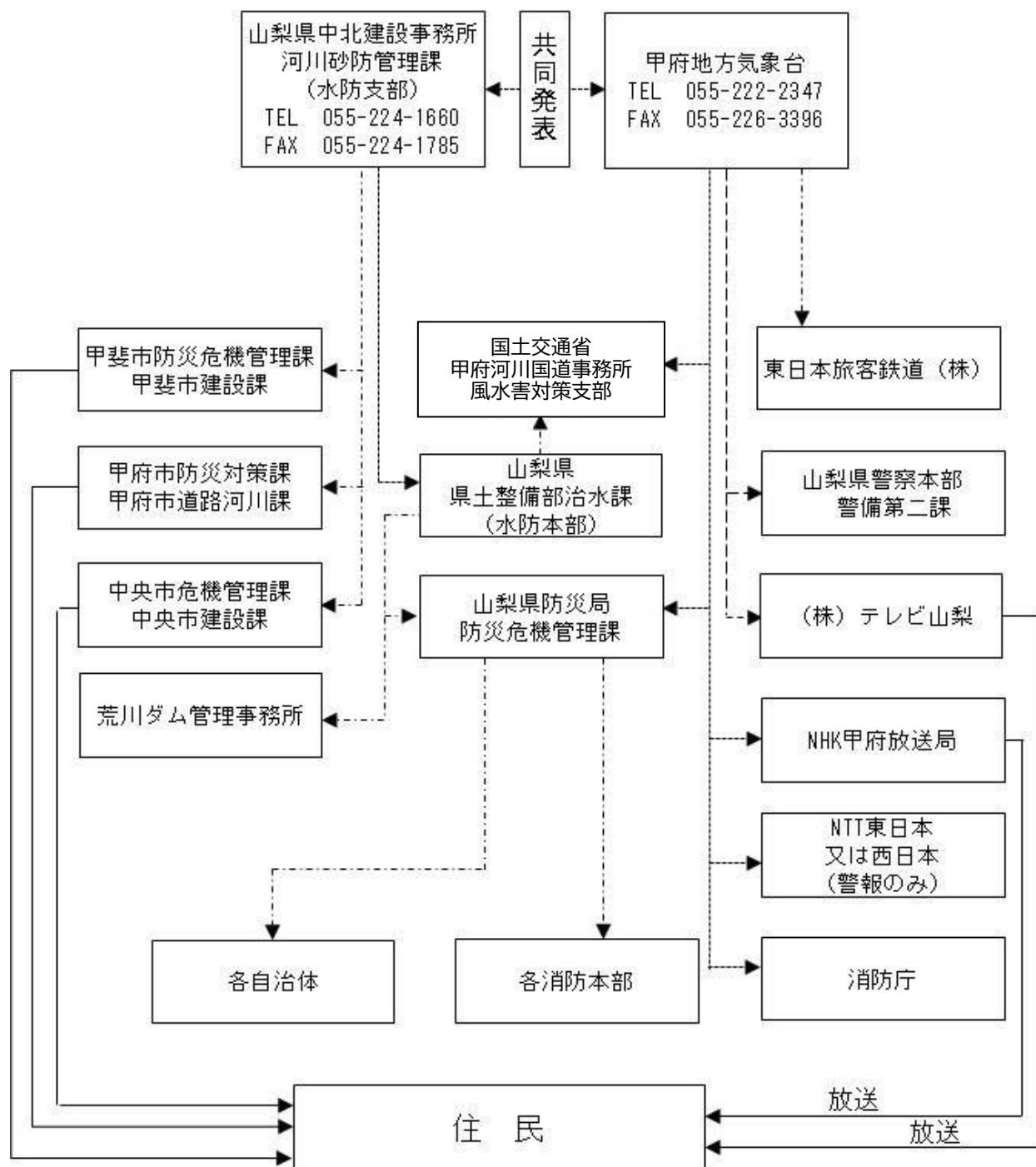
2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

予報区域名	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
荒川	荒川	荒川	1.8	3	3.4	4

3 洪水予報の発表官署

予報区域名	担当官署
荒 川	山梨県中北建設事務所、甲府地方気象台

4 洪水予報の伝達経路及び手段



凡 例	
————→	防災行政無線
-----→	オンライン
.....→	電話・FAX
-----→	防災情報提供システム

第8節 水位周知河川における水位到達情報

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 種類及び発表基準

市長は、国土交通大臣が指定した河川又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達したと通知を受けたとき、量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

名称	警戒レベル	水位
氾濫発生	警戒レベル5相当情報 [洪水]	堤防高
氾濫危険水位 (危険水位)	警戒レベル4相当情報 [洪水]	氾濫のおそれがある水位
避難判断水位 (特別警戒水位)	警戒レベル3相当情報 [洪水]	避難等の目安
氾濫注意水位 (警戒水位)	警戒レベル3相当情報 [洪水]	水防団が出動する目安
水防団待機水位 (通報水位)	—	水防団が待機する目安

第2 県が行う水位到達情報の通知

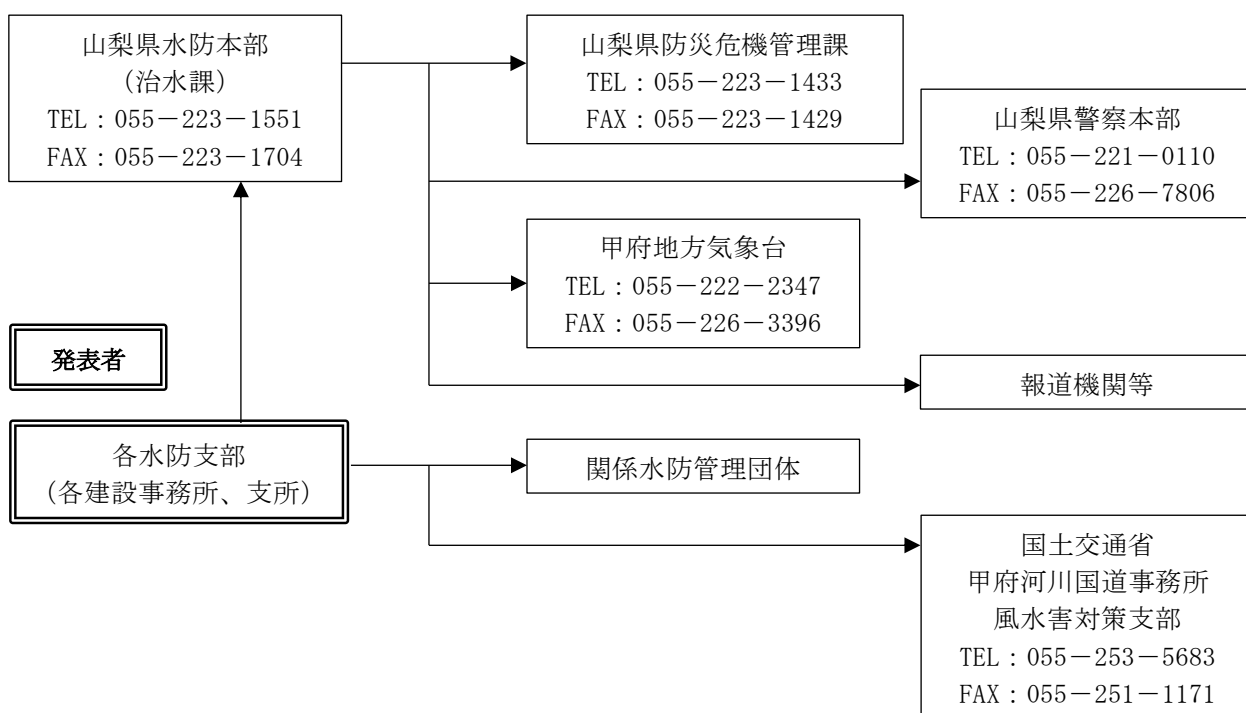
1 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区域
富士川	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで

2 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒 水位)	氾濫危険水位
富士川	滝戸川	下曾根	0.7	0.9	1.2	1.4
	滝沢川	小笠原橋	1.1	1.3	1.3	1.5
	芦川	芦川橋	0.5	0.8	1.3	1.4
	鎌田川	鎌田川	3.3	4.6	5.3	5.7
	貢川	貢川	1.4	2.1	2.4	2.7

3 水位到達情報の伝達経路及び手段



第9節 水防警報

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第2 種類及び発表基準

市長は、国土交通大臣が指定した河川又は知事が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、水防に関係ある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

1 国土交通省が行う水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報により、又は、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2 山梨県が行う水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	大雨・洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの	状況により必要と認めるとき。

第3 国土交通省が行う水防警報

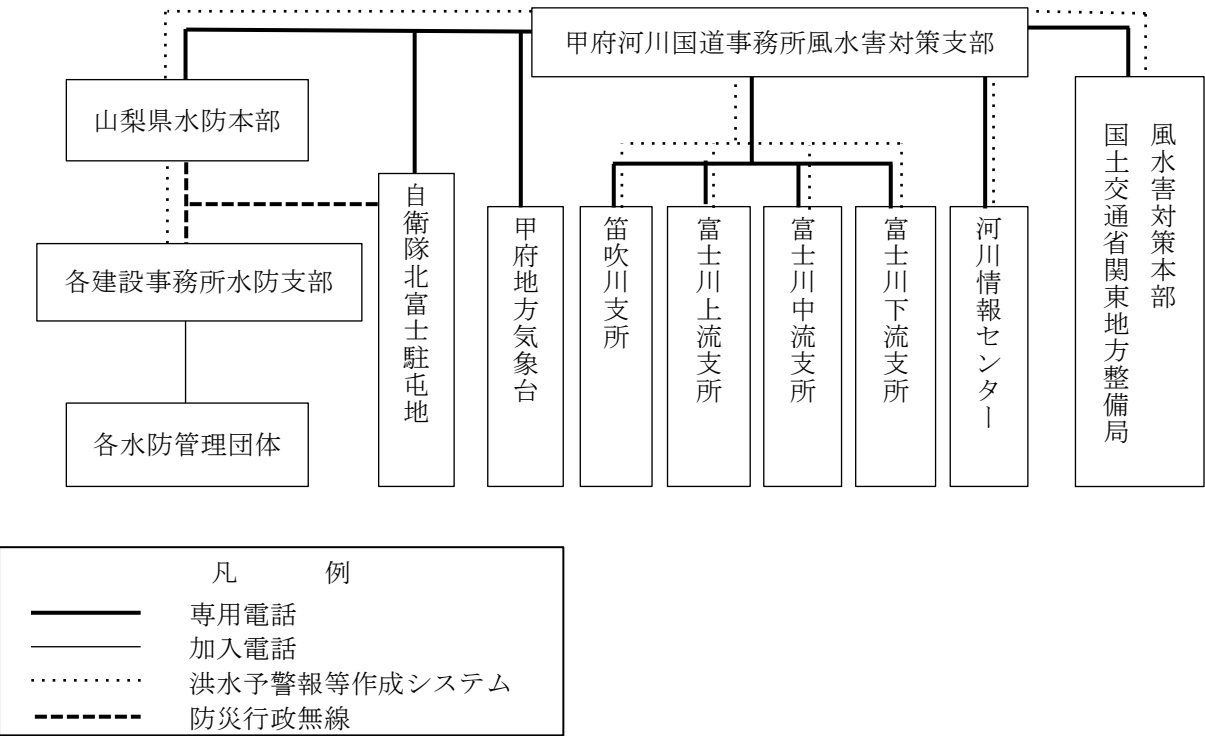
1 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市韮崎町水神一丁目4 6 2 1 番4 地先武田橋から海まで 右岸 同県同市神山町大字鍋山字釜無河原218 番169 地先武田橋から海まで
支川 笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1 地先岩手橋から幹川合流点まで 右岸 同県同市大字東字御堂淵453 番地先岩手橋から幹川合流点まで

2 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
笛吹川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30	4.14
笛吹川 濁川	桃林橋	1.80	2.50			6.63
釜無川	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20	3.29
釜無川	浅原橋	4.30	4.60			5.95

3 水防警報の伝達経路及び手段



第4 山梨県が行う水防警報

1 水防警報を行う河川名、区域

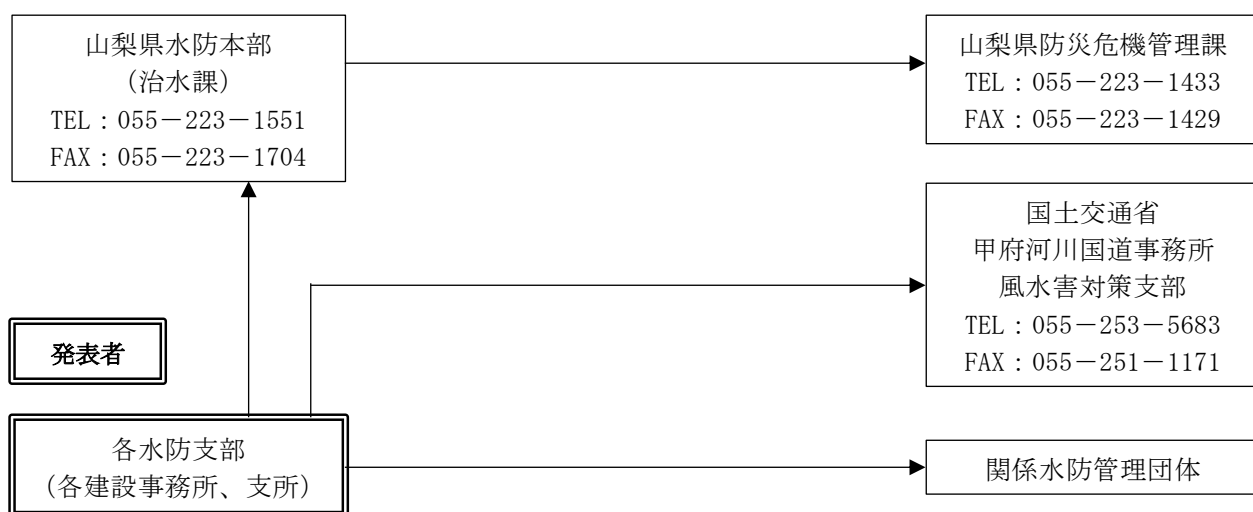
水系	河川名	区域
富士川	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛匂88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで

水系	河川名	区域
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで

2 水防警報の対象となる基準観測所

水系	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
富士川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90

3 水防警報の伝達経路及び手段



第10節 水防機関の活動

(危機管理課、建設課、産業課、消防団、警察署)

第1 水防管理団体（市）の非常配備

消防長が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者（市長）が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 水防団（消防団）の水防非常配備

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備態勢
待 機	- 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 - 水防警報（待機）が発令されたとき。 - その他、水防管理者（市長）が必要と認めたとき。	水防団（消防団）の連絡員を水防管理団体の本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準 備	- 河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 - 水防警報（準備）が発令されたとき。 - その他、水防管理者（市長）が必要と認めたとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	- 河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 - 水防警報（出動）が発令されたとき。 - その他、水防管理者（市長）が必要と認めたとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防管理者（市長）が解除の指令をしたとき。	

(4) 報告

次の場合は水防管理者（市長）は中北建設事務所に報告するものとする。

- ア 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防及び消防機関が出動したとき、この場合水防管理者（市長）は南甲府警察署に報告するものとする。
- イ 危険が増して水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

2 本部員及び水防団の活動

- (1) 水防長は、中北建設事務所の連絡により緊急な措置が必要と認めたときは、水防団に対し第1及び1により出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員

の非常配備に準じる。

- (2) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が避難する場合における要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したならば勝手な行動をとらない。

作業中は、上司の命令に従い団体行動をとらなければならない。

- (3) 出動命令を出したときは直ちにこの旨を中北建設事務所に報告し、指示を受ける。

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

水防作業を実施する際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者（市長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者（市長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

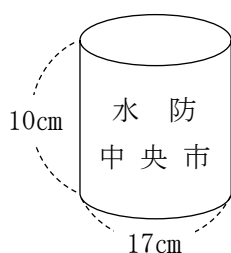
(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第3 水防標識、水防信号等

水防作業を正確かつ規則正しい行動をとらせるために次の標識を用いる。

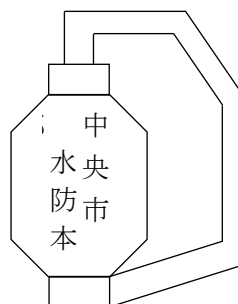
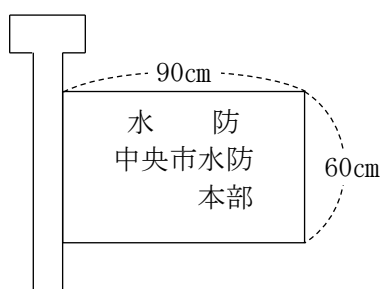
1 水防員の腕章



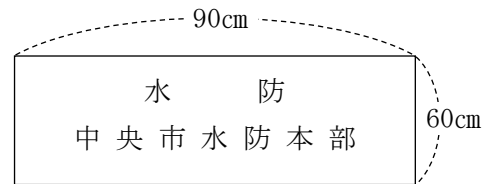
2 水防本部標識

昼間

夜間



3 水防自動車標識



4 水防信号

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が氾濫注意水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ー休止 ○ー

※1 信号は適宜の時間継続すること。

※2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差支えない。

※3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第4 設備資機材

水防長は、本章第4節第2に示す水防資機材を整備しておくこと。資機材の払出しにおいては事前に危険箇所へ配置、その他水防長の命令により指揮し、又は緊急を要する場合は各班において適時徴用する。

第5 決壊等の通報

堤防等が破堤した場合は水防管理者（市長）、消防団長は直ちに中北建設事務所及び氾濫の及ぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第7 避難のための立ち退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）、知事、その命を受けた県の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（市長）が指示をする場合においては、南甲府警察署長にその旨を通知する。
- 2 水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を中北建設事務所に速やかに報告する。
- 3 水防管理者（市長）は、南甲府警察署長と協議のうえ、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第9 水防非常配備の解除

1 水防管理団体の水防非常配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、水防非常配備を解除したときは、中北建設事務所を通じ水防本部に報告する。

2 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11節 費用負担・公用負担

(危機管理課、建設課、財政課、消防団)

第1 費用負担

1 費用負担

水防管理団体（市）の水防に要する費用は、本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体（市）の水防によって、市の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。負担する費用の額及び負担の方法は、本市と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携帯し必要ある場合にはこれを提示するものとする。

なお、水防管理者（市長）から委任を受けた民間事業者等にあつては、本章第14節第5に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証	
身分 氏名	所属
上記の者に の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長 ⑩	

3 公用負担命令

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書	
第	号
目的物	種類 員数
負担の内容	使用 収容 処分 人分等
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長 ⑩	
事務取扱者 氏名 ⑩	
殿	

4 資料の提出及び立入

中央市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

身分証票

身 分 証 明 書	
身分 氏名	所属
上の者は中央市 であることを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長 ⑩	

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第3 公務災害補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障がいの状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市にあっては市の定めるところにより損害を補償する。

第12節 水防報告

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 水防報告

水防作業員が出動したときは、水防管理者（市長）は、次の記録を作成し、保管するように努める。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2 水防報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終結したときは、その状況を県水防計画に定める水防活動報告書様式1及び2により、中北建設事務所長を経由するなどして県へ報告する。

水防活動報告書様式1

水防活動実施報告書

年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所法 m 工 法									
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する 自己批判 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式 2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(山梨県中央市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

〇概要
中央市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや市民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 1 2 時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川右岸月の輪工法

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇地区の浸水状況

水防活動実施箇所地図

第13節 水防訓練

(危機管理課、建設課、財政課、健康増進課、産業課、
市民環境課、まちづくり推進課、消防団)

指定水防管理団体である中央市は、年1回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に係る職員を動員して水防訓練を行うものとする。

なお中央市は、年1回中北建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に係る工作物を巡視し水防に対する万全を期すること。

第14節 応援要請

(危機管理課、建設課、消防団)

第1 水防管理団体相互の協力及び応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。水防管理者（市長）は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第2 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者（市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（市長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第3 警察官の出動要請

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、南甲府警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ南甲府警察署長と協議しておくものとする。

第4 昭和町との協定

本市は水防に関し昭和町と次のとおり協定を締結している。

1 連絡事項

- (1) 富士川筋釜無川間及び笛吹川右岸との境界警戒状況
- (2) 本市内の状況
- (3) 連絡水位1.0mに達したとき。
- (4) 警戒水位1.8mに達したとき。
- (5) これ以上水位が急激に上昇したとき。
- (6) 連絡水位が下ったとき。

2 連絡方法

昭和町役場 電話 055-275-2111

第5 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、災害時の応急対策業務に関して、中央市建設協力会と協定を締結している。

水防管理者（市長）より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第15節 水防協力団体

(危機管理課、建設課、健康増進課、産業課、市民環境課、まちづくり推進課、消防団)

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、本節第2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携のもとに前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を市水防計画に規定する。

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

(各課共通)

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害復旧は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県又は国に権限代行制度による工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市及び県・国は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 上水道災害復旧事業計画
 - (5) 下水道災害復旧事業計画
 - (6) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画

- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

(各課共通)

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指示を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

地 震 編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」については、本編第4章をもって充てる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画に基づき、体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成指導
- コ 自主防災会の育成、指導、その他市民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難指示等の発令
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童生徒等の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防止の措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備

- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難指示等並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童生徒等の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

(オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

(カ) 保険料支払いの迅速化措置

ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置

イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守

ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導

エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設等の整備

オ 地震防災に関する情報の収集及び報告

カ 主要食料等の在庫状況把握

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立

イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

(4) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報

イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表

ウ 地震情報の発表と伝達

エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報、地震防災知識の普及

オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(5) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援

ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し

エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(7) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

ア 防災上必要な教育及び訓練

イ 通信施設等の整備

ウ 災害危険区域等の関係機関への通知

エ 官庁施設の災害予防措置

オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等

カ 水防活動、土砂災害防止活動

- キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ク 災害時における復旧資材の確保
- ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（市民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
- ス 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- 4 自衛隊（東部方面特科連隊）

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、「一般災害編」に同じ。
- 5 指定公共機関
 - (1) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
 - ア 南海トラフ地震に関する情報の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備

地震編 第1章 地震編の概要

- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局、田富郵便局）
 - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置

- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鯉沢営業所、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（東京ガス山梨株式会社、一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（山梨県医師会、中巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南甲府警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 山梨みらい農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 中央市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
 - (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童生徒等に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
 - (5) 公共施設等の施設管理者

- ア 避難訓練の実施
- イ 災害時における応急対策
- (6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 9 その他の公共的団体
 - (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
 - (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する対策への協力に関すること
 - (4) 市民
 - 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第2節 中央市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「中央市の概況」を準用する。

第3節 地震被害の想定

山梨県では本県への影響が大きいとされる南海トラフの巨大地震や首都直下地震のほか、政府の地震調査研究推進本部が新たに主要活断層に選定した身延断層による地震等を対象に被害想定を実施し、「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）」にまとめ、公表した。

本市における地震被害の想定は、同調査結果に基づくものとし、本市に関わる内容について抜粋する。

第1 基本的考え方

山梨県に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、その地震が発生した場合の被害を予測することにより、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

第2 想定する地震

- 1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震
- 2 首都直下地震（M7クラス立川市直下）
相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震
- 3 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震
- 4 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震
- 5 曾根丘陵断層帯
甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震
- 6 身延断層
山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震
- 7 塩沢断層帯
山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震
- 8 扇山断層
山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震
- 9 富士川河口断層帯
山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震
- 10 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）
相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震
関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

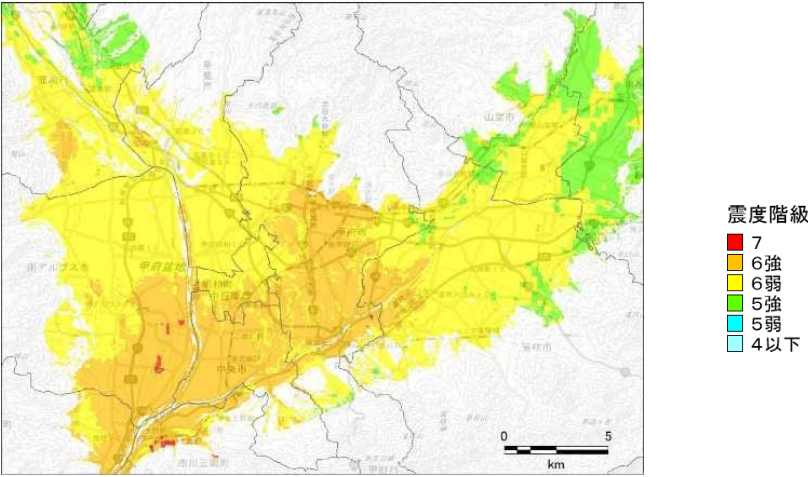
今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第4 想定結果

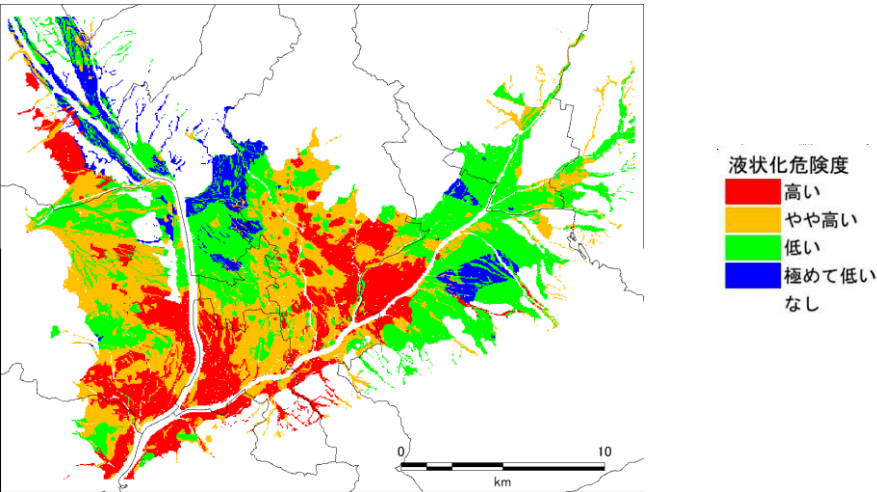
1 地震動・液状化・崖崩れ等

(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

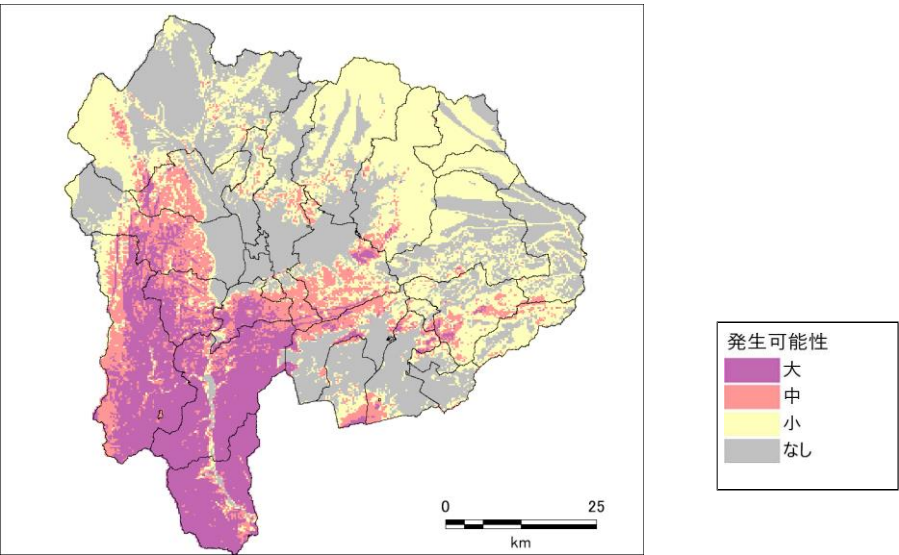
ア 地震動



イ 液状化

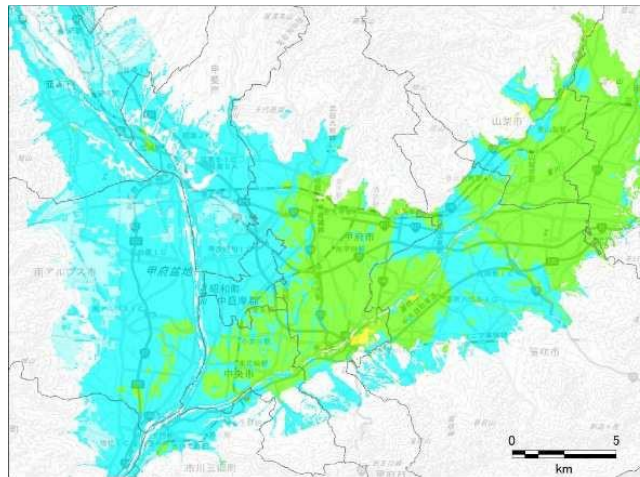


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

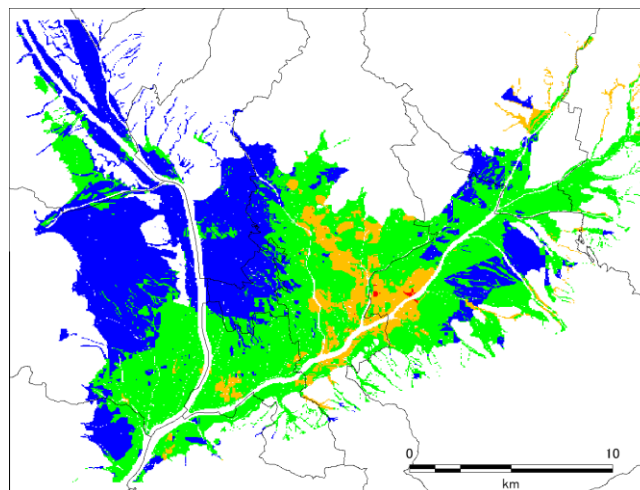


(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）

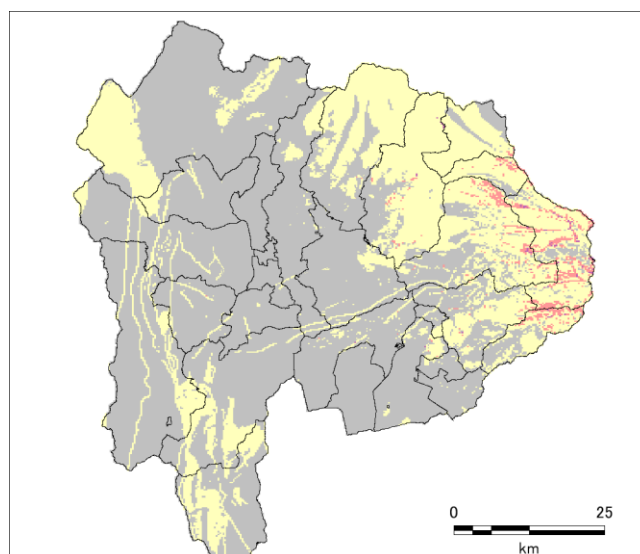
ア 地震動



イ 液状化

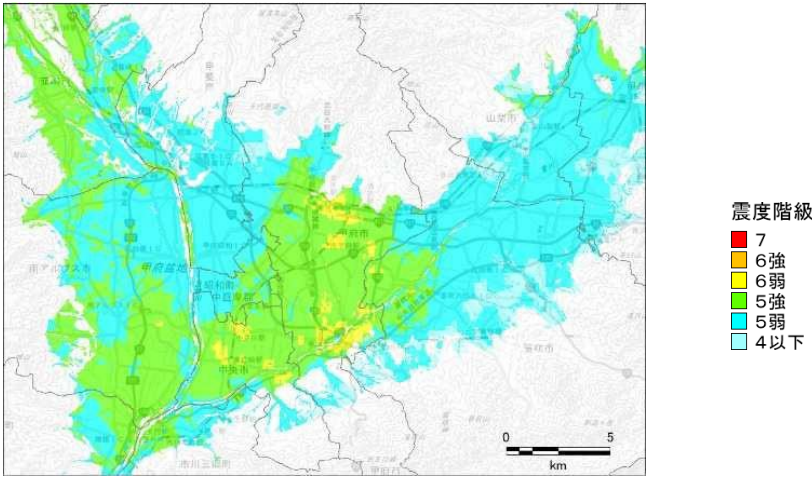


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

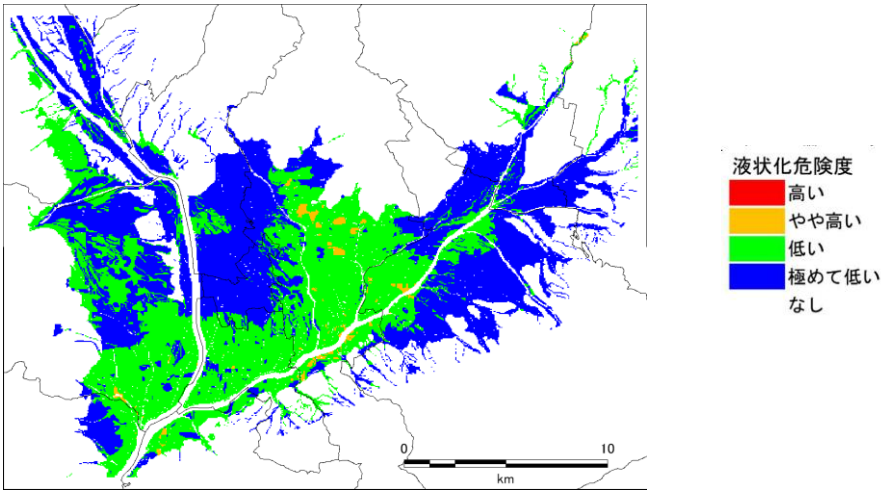


(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間

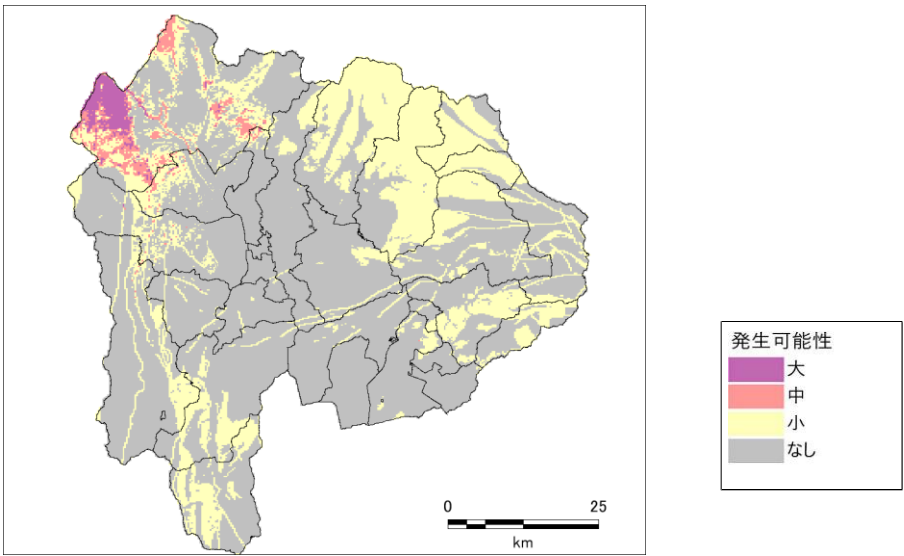
ア 地震動



イ 液状化

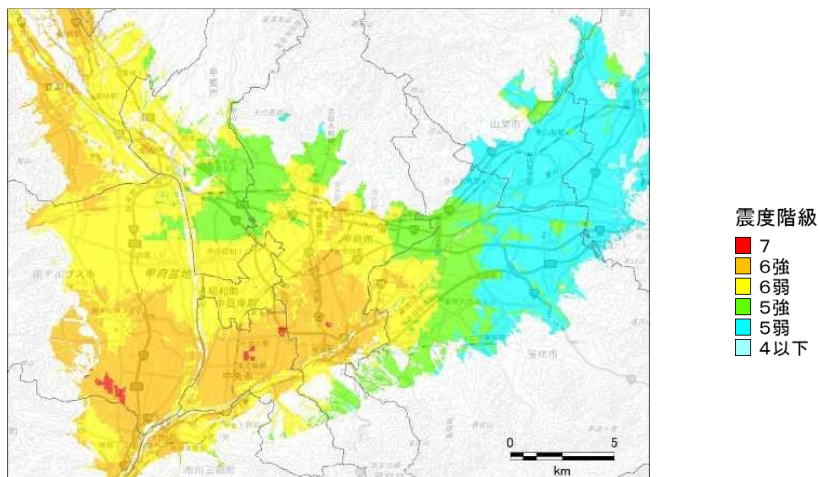


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

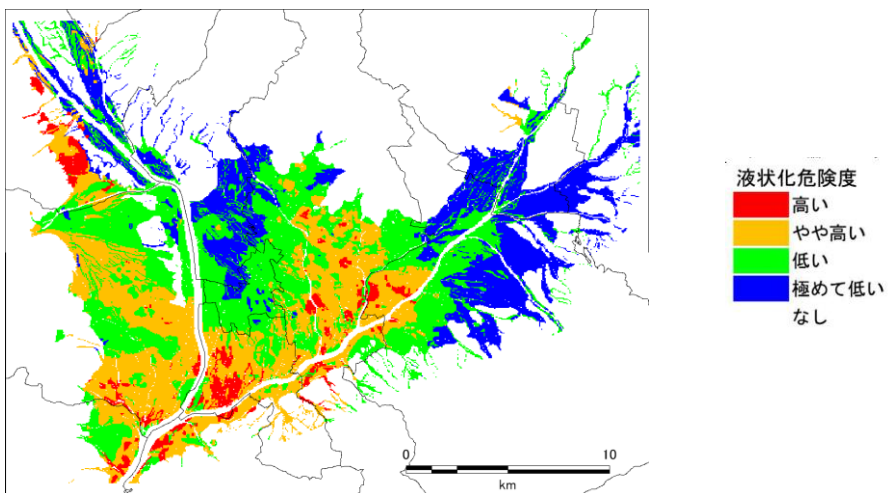


(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（本市に最も影響の大きいCase2）

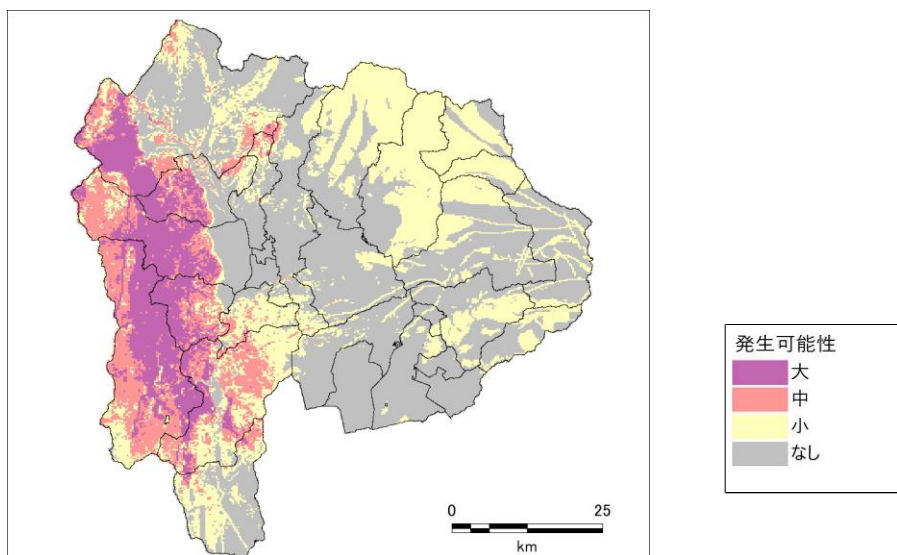
ア 地震動



イ 液状化

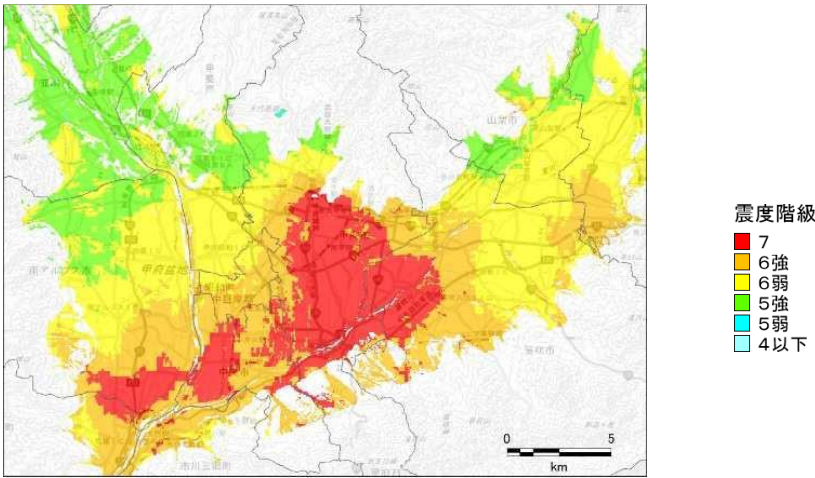


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

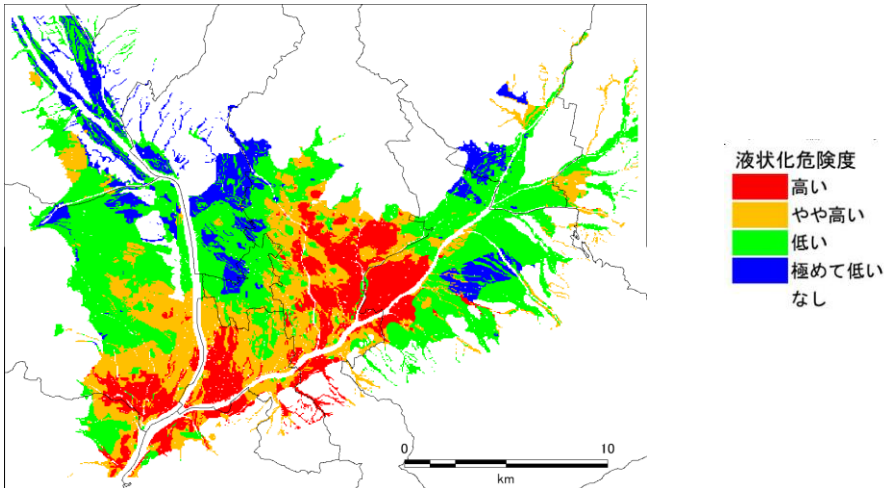


(5) 曾根丘陵断層帯（本市に最も影響の大きいCase1）

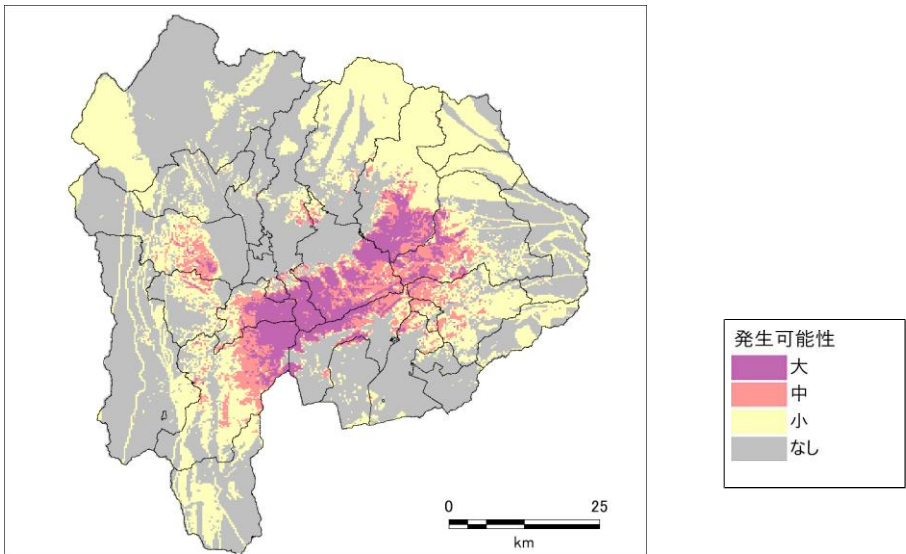
ア 地震動



イ 液状化

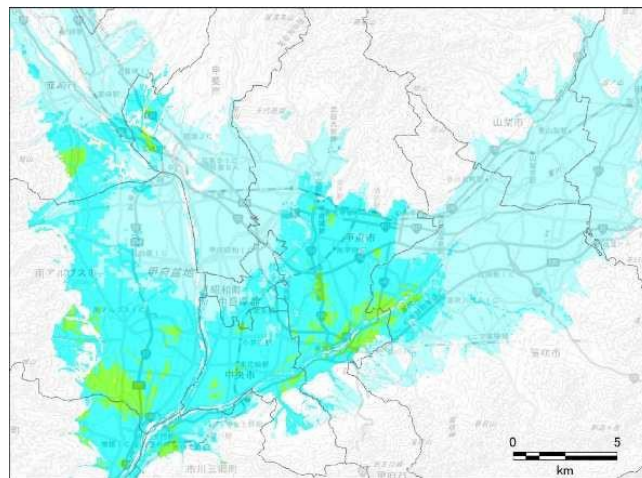


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

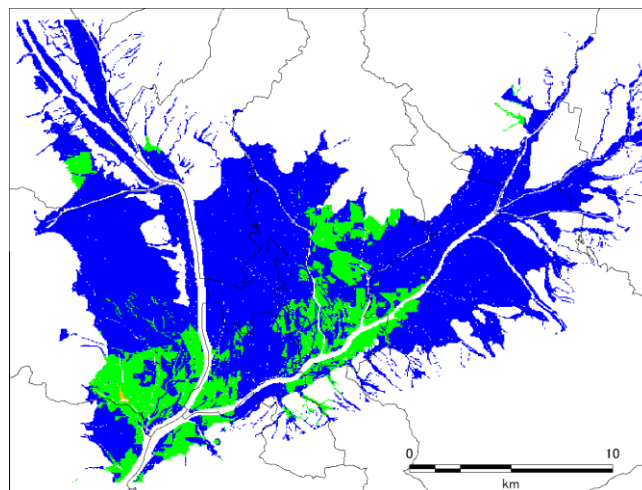


(6) 身延断層（本市に最も影響の大きいCase2）

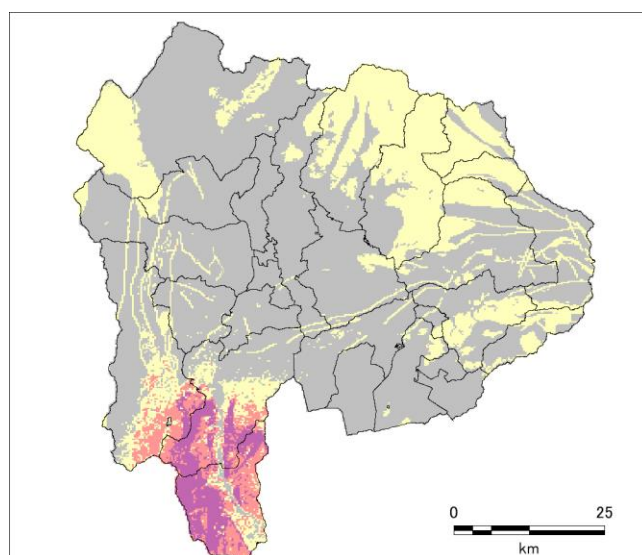
ア 地震動



イ 液状化

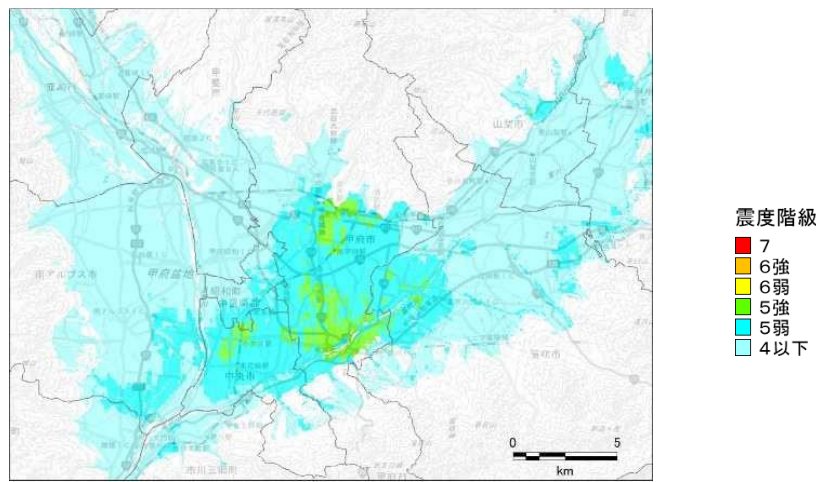


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

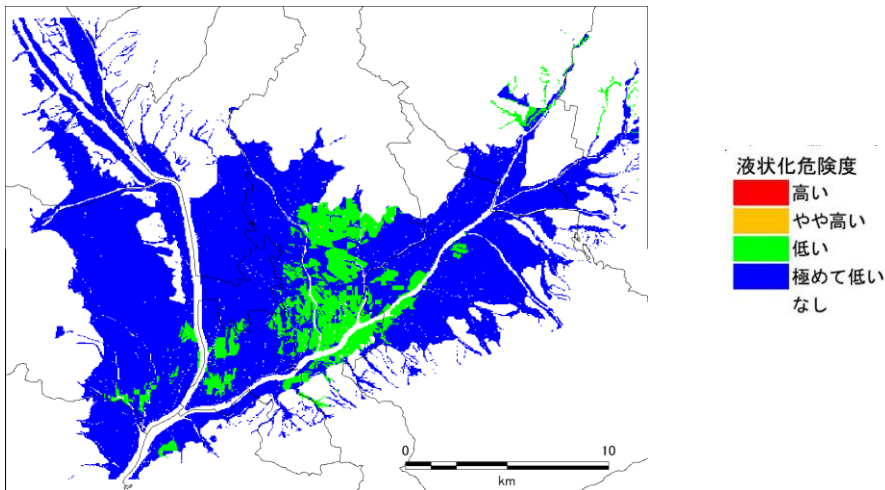


(7) 塩沢断層帯（本市に最も影響の大きい独自ケース）

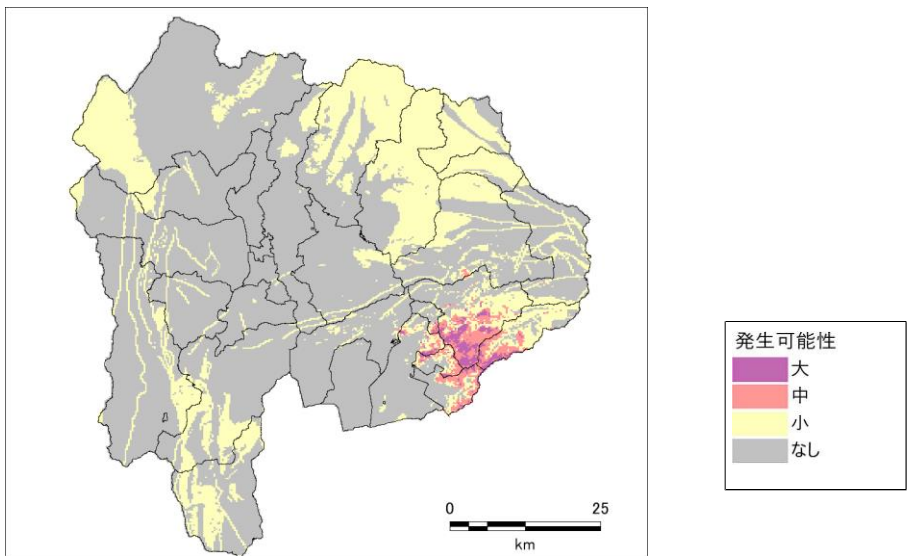
ア 地震動

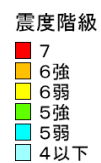


イ 液状化



ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）





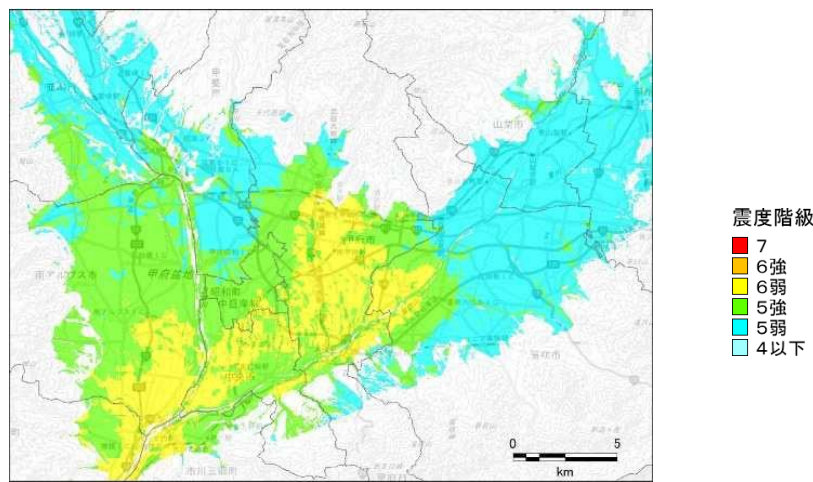
イ 液状化



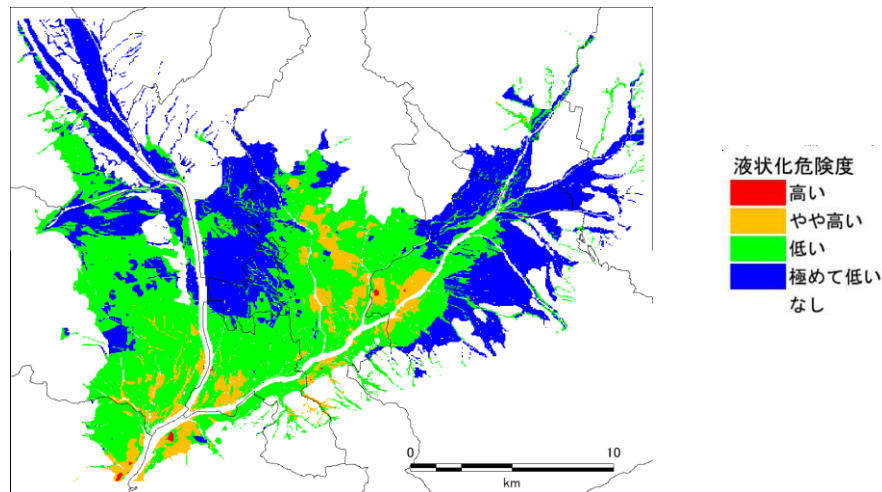
発生可能性

大
中
小
なし

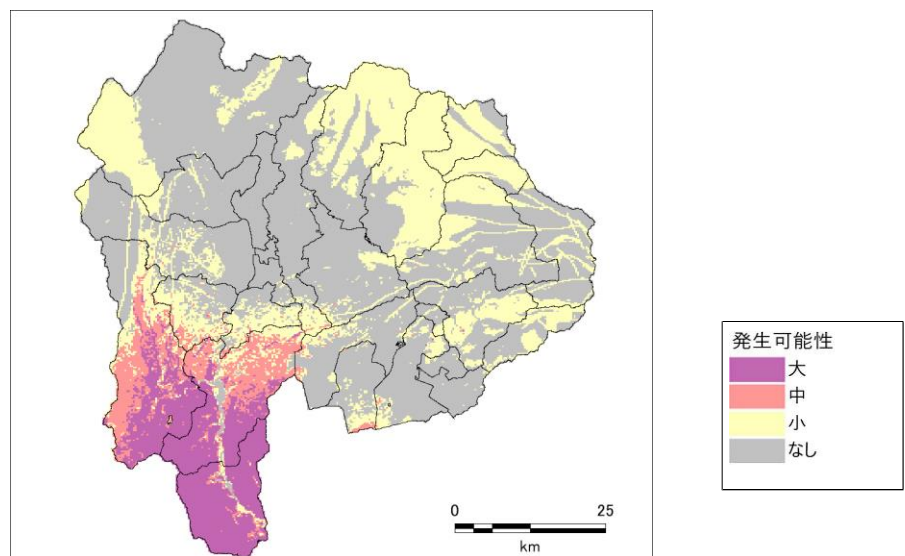
(9) 富士川河口断層帯
ア 地震動



イ 液状化

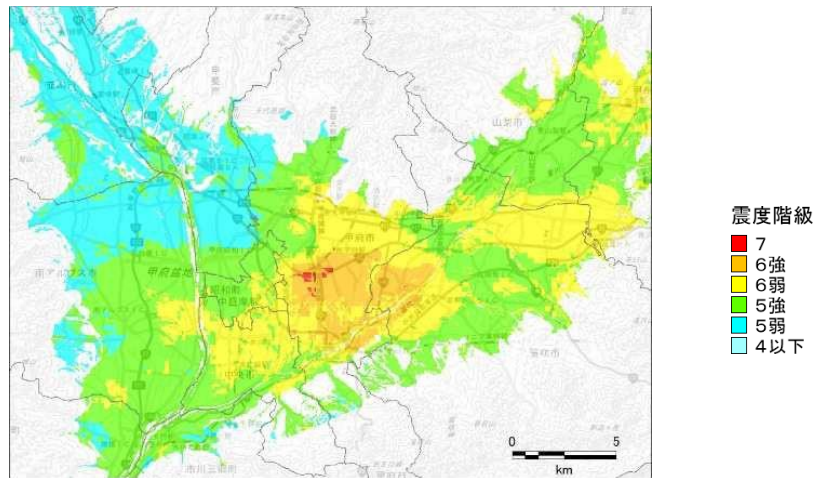


ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）

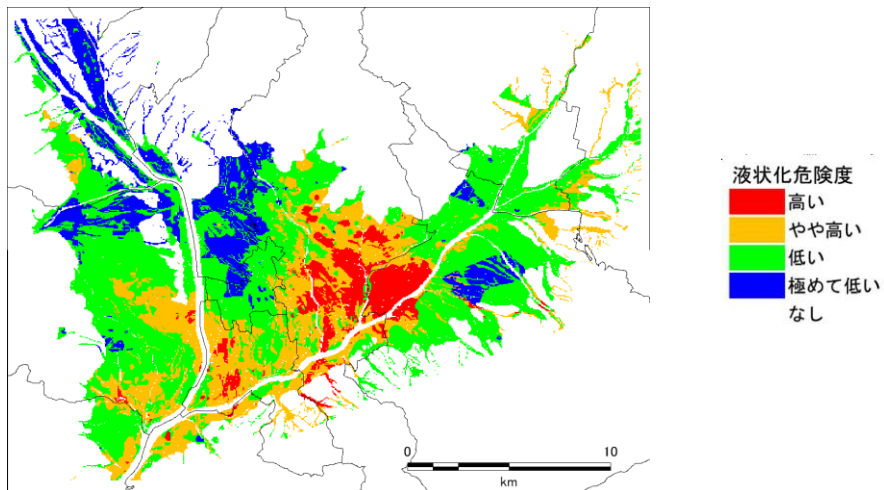


(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

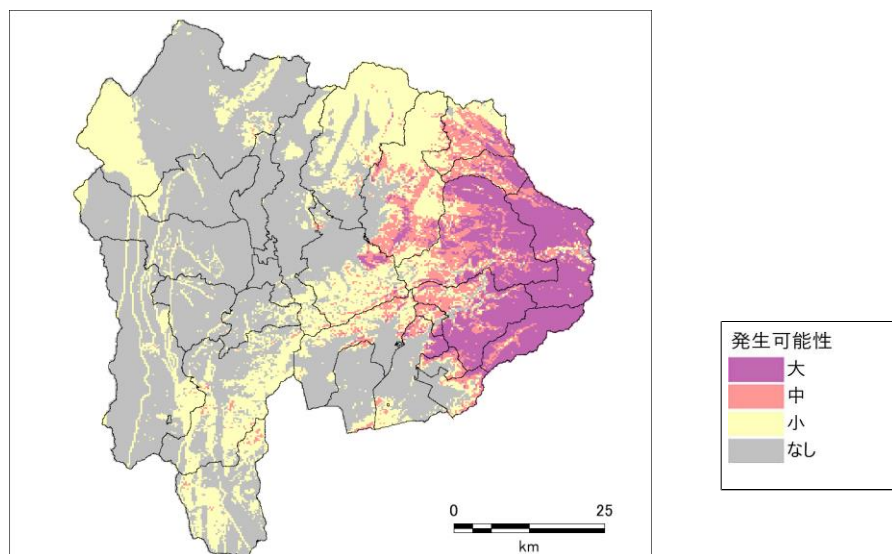
ア 地震動



イ 液状化



ウ 崖崩れ（斜面崩壊と地すべりの最大）



2 建物・人的等被害

(1) 建物被害（冬18時風速8 m）

ケース	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	71	521	3,081	2,640	0	0	472	3,625	3,162
(2) 首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	33	272	11	79	0	0	－	45	352
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	19	179	716	1,307	0	0	－	734	1,486
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	59	447	5,615	2,901	0	0	366	6,041	3,348
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	66	491	5,202	2,858	0	0	424	5,692	3,349
(6) 身延断層（Case2）	4	35	1	6	0	0	－	5	42
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	3	27	58	230	0	0	－	61	258
(8) 扇山断層	3	28	0	4	0	0	－	3	32
(9) 富士川河口断層帯	42	329	1,124	1,757	0	0	－	1,166	2,086
(10) 【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	58	448	1	9	0	1	404	463	458

(2) 屋外転倒物・落下物

	ブロック塀等 被害数（件）	自動販売機の 転倒数（台）	屋外落下物が 生じる建物数（棟）
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1,172	7	646
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	39	－	－
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	150	1	13
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 （Case2）	1,098	6	1,086
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	1,839	7	1,803
(6) 身延断層（Case2）	4	－	－
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	7	－	－
(8) 扇山断層	8	－	－
(9) 富士川河口断層帯	319	3	57
(10) 【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	7	0	0

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(3) 人的被害（冬5時風速8m）

	死者（人）				負傷者（人）				うち重傷者（人）				要救助者数
	揺れ	火災	その他	合計	揺れ	火災	その他	合計	揺れ	火災	その他	合計	
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	153	3	0	156	937	2	0	939	276	1	0	277	646
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	1	0	-	1	14	0	-	14	1	0	-	1	3
(3) 糸魚川－静岡構造線 断層帯中南部区間	39	0	0	39	319	0	0	319	63	0	0	63	157
(4) 糸魚川－静岡構造線 断層帯南部区間 (Case2)	225	5	0	230	1,393	3	0	1,397	506	1	0	507	1,193
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	224	11	0	235	1,328	6	0	1,334	471	2	0	474	1,091
(6) 身延断層 (Case2)	0	0	-	0	1	0	-	1	0	0	-	0	0
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	3	0	-	3	45	0	-	45	5	0	-	5	11
(8) 扇山断層	0	0	-	0	1	0	-	1	0	0	-	0	0
(9) 富士川河口断層帯	61	0	0	61	461	0	0	461	100	0	0	100	245
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	0	4	-	4	2	3	-	5	0	1	-	1	0

(数値の表示方法)：「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

3 ライフライン被害

(1) 上水道（夏12時）

	断水人口（人）			
	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	24, 821	24, 123	18, 632	4, 385
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	1, 071	912	373	1
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	3, 042	2, 693	1, 268	37
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	22, 806	22, 107	16, 927	3, 981
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	28, 638	28, 309	24, 766	8, 948
(6) 身延断層（Case2）	422	340	119	－
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	392	317	111	0
(8) 扇山断層	335	273	101	0
(9) 富士川河口断層帯	6, 521	5, 862	2, 942	141
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	201	178	84	2

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(2) 下水道（夏12時）

	機能支障人口（人）			
	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	505	412	158	17
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	94	55	5	5
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	91	54	5	5
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	330	257	83	11
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	959	906	590	83
(6) 身延断層（Case2）	79	47	4	4
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	31	18	2	2
(8) 扇山断層	20	12	1	1
(9) 富士川河口断層帯	145	99	20	7
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	138	92	18	6

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(3) ガス（都市ガス・L P ガス）

	漏えい被害件数（件）
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	29
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	－
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	－
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	26
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	38
(6) 身延断層（Case2）	－
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	－
(8) 扇山断層	－
(9) 富士川河口断層帯	4
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	3

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(4) 電力（夏12時）

	停電人口（人）			
	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	29, 188	16, 864	504	－
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	7, 724	495	－	－
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	12, 244	1, 386	6	－
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	28, 318	15, 416	473	－
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	30, 321	23, 844	1, 443	－
(6) 身延断層（Case2）	4, 212	185	－	－
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	3, 837	171	－	－
(8) 扇山断層	3, 012	146	－	－
(9) 富士川河口断層帯	19, 336	2, 999	24	－
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	760	91	0	－

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(5) 通信（固定電話・携帯電話）

ア 固定電話（冬18時風速8 m）

	通信支障回線数（回線）			
	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	26, 078	15, 067	450	0
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	6, 901	442	0	0
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	10, 939	1, 239	5	0
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	25, 301	13, 774	423	0
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	27, 090	21, 303	1, 289	0
(6) 身延断層（Case2）	3, 763	165	0	0
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	3, 428	153	0	0
(8) 扇山断層	2, 691	130	0	0
(9) 富士川河口断層帯	17, 275	2, 680	21	0
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	679	81	0	0

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

イ 携帯電話（冬18時風速8m）

	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1か月後
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	A	A	E	E
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	D	E	E	E
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	C	E	E	E
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	A	B	E	E
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	A	A	E	E
(6) 身延断層（Case2）	E	E	E	E
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	E	E	E	E
(8) 扇山断層	E	E	E	E
(9) 富士川河口断層帯	A	E	E	E
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	E	E	E	E

（数値の表示方法）

ランク A：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が 50%を超える。

ランク B：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が 40%を超える。

ランク C：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が 30%を超える。

ランク D：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が 20%を超える。

ランク E：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が 20%未満。

4 生活への影響

(1) 避難者（冬18時風速8m）

	1 日後			1 週間後			1 か月後		
	避難者数			避難者数			避難者数		
		うち 避難 所内	うち 避難 所外		うち 避難 所内	うち 避難 所外		うち 避難 所内	うち 避難 所外
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	7,149	4,289	2,860	10,010	5,005	5,005	7,149	2,145	5,004
(2) 首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	162	97	65	215	107	107	162	49	114
(3) 糸魚川－静岡構造線 断層帯中南部区間	1,669	1,001	667	1,669	834	834	1,669	501	1,168
(4) 糸魚川－静岡構造線 断層帯南部区間（Case2）	11,563	6,938	4,625	12,895	6,448	6,448	11,563	3,469	8,094
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	10,923	6,554	4,369	14,371	7,186	7,186	10,923	3,277	7,646
(6) 身延断層（Case2）	18	11	7	43	22	22	18	6	13
(7) 塩沢断層帯 （独自ケース）	169	102	68	169	85	85	169	51	119
(8) 扇山断層	13	8	5	35	17	17	13	4	9
(9) 富士川河口断層帯	2,586	1,552	1,034	2,673	1,337	1,337	2,586	776	1,810
(10) 【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	845	507	338	845	423	423	845	254	592

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(2) 備蓄物資の応急対応能力

	飲料水（リットル）			食料（食）			育児用粉ミルク（グラム）		
	1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	72,000	56,000	13,000	21,000	30,000	21,000	6,100	8,500	6,100
(2) 首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	2,700	1,100	0	490	640	490	140	180	140
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	8,100	3,800	110	5,000	5,000	5,000	1,400	1,400	1,400
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 （Case2）	66,000	51,000	12,000	33,000	38,000	33,000	9,500	11,000	9,500
(5) 曾根丘陵断層帯 （Case1）	85,000	74,000	27,000	33,000	43,000	33,000	9,300	12,000	9,300
(6) 身延断層 （Case2）	1,000	350	－	50	130	50	20	40	20
(7) 塩沢断層帯 （独自ケース）	950	330	0	510	510	510	140	140	140
(8) 扇山断層	820	300	0	40	100	40	10	30	10
(9) 富士川河口断層帯	18,000	8,800	420	7,800	8,000	7,800	2,200	2,300	2,200
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	530	250	10	2,500	2,500	2,500	720	720	720

（数値の表示方法）：「－」は該当無し、「1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上 1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

地震編 第1章 地震編の概要

	毛布（枚）			携帯・簡易トイレ（回）			乳児・小児用おむつ（枚）		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	8,600	10,000	4,300	28,000	30,000	5,000	1,000	1,400	1,000
(2) 首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	190	210	100	20	10	0	20	30	20
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	2,000	1,700	1,000	720	340	10	240	240	240
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 （Case2）	13,000	13,000	6,700	40,000	34,000	7,100	1,600	1,800	1,600
(5) 曾根丘陵断層帯 （Case1）	13,000	14,000	6,600	50,000	57,000	16,000	1,600	2,100	1,600
(6) 身延断層 （Case2）	20	40	10	0	0	－	0	10	0
(7) 塩沢断層帯 （独自ケース）	200	170	100	10	0	0	20	20	20
(8) 扇山断層	20	30	10	0	0	0	0	10	0
(9) 富士川河口断層帯	3,100	2,700	1,600	2,400	1,300	60	370	390	370
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	1,000	850	510	20	10	0	120	120	120

（数値の表示方法）：「－」は該当無し、「1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上 1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

	大人用おむつ（枚）			生理用品（枚）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
(1) 南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	290	400	290	1,600	2,200	1,600
(2) 首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	10	10	10	40	50	40
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	70	70	70	370	370	370
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 （Case2）	440	500	440	2,400	2,800	2,400
(5) 曾根丘陵断層帯 （Case1）	440	570	440	2,400	3,100	2,400
(6) 身延断層 （Case2）	0	0	0	0	10	0
(7) 塩沢断層帯 （独自ケース）	10	10	10	40	40	40
(8) 扇山断層	0	0	0	0	10	0
(9) 富士川河口断層帯	100	110	100	570	590	570
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	30	30	30	180	180	180

（数値の表示方法）：「－」は該当無し、「1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上 1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(3) 応急住宅需要量

	応急住宅必要 戸数 (戸)	供給可能戸数 (戸)	応急住宅不足 戸数 (戸)
(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	940	1,500	－
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	20	1,500	－
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	220	1,500	－
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 (Case2)	1,500	1,500	20
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	1,400	1,500	－
(6) 身延断層 (Case2)	0	1,500	－
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	20	1,500	－
(8) 扇山断層	0	1,500	－
(9) 富士川河口断層帯	340	1,500	－
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	110	1,500	－

(数値の表示方法) : 「－」は該当無し、「1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上 1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(4) 空き家・別荘

ア 空き家建物被害 (冬18時風速8 m)

	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	481	72	482
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	7	－	54
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	112	－	227
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 (Case2)	866	56	511
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	804	65	511
(6) 身延断層 (Case2)	1	－	6
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	9	－	39
(8) 扇山断層	0	－	5
(9) 富士川河口断層帯	178	－	318
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	9	62	70

(数値の表示方法) : 「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

イ 別荘建物被害（冬18時風速8 m）

	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	12	2	12
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	0	－	1
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	3	－	6
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	22	1	13
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	20	2	13
(6) 身延断層（Case2）	0	－	0
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	0	－	1
(8) 扇山断層	0	－	0
(9) 富士川河口断層帯	5	－	8
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	0	2	2

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

ウ 別荘人的被害（冬5時風速8 m）

	死者	負傷者	重傷者
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	4	1
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	0	0	0
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	1	0
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	1	6	2
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	1	6	2
(6) 身延断層（Case2）	0	0	0
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	0	0	0
(8) 扇山断層	0	0	0
(9) 富士川河口断層帯	0	2	0
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	0	0	0

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(5) 災害関連死

	建物全壊棟数との比率による予測		直接死者数との比率による予測		避難者数との比率による予測	
	冬18時8m		冬5時8m		冬18時8m	
	災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%	災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%	災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	33	83	25	26	7	98
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	0	1	0	0	0	2
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	7	17	6	7	1	16
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 (Case2)	54	139	36	38	9	126
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	51	131	37	39	10	141
(6) 身延断層 (Case2)	0	0	0	0	0	0
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	1	1	1	1	0	2
(8) 扇山断層	0	0	0	0	0	0
(9) 富士川河口断層帯	10	27	10	10	2	26
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	4	11	1	1	1	8

(数値の表示方法) : 「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

5 災害廃棄物（冬18時風速8m）

	揺れ・液状化による災害廃棄物 (t)	火災による災害廃棄物 (t)	合計 (t)
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	459,715	44,465	504,180
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）	14,249	－	14,249
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	121,880	－	121,880
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	799,056	39,496	838,552
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）	733,229	48,845	782,074
(6) 身延断層（Case2）	1,612	－	1,612
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）	13,162	－	13,162
(8) 扇山断層	1,202	－	1,202
(9) 富士川河口断層帯	190,409	－	190,409
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	18,811	31,469	50,279

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

6 その他の被害

(1) 危険物施設

	危険物件数	火災	流出	破損等
(1) 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	158	0	0.52	4.44
(2) 首都直下地震（M7クラス立川市直下）		－	－	－
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		－	－	0.04
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）		0	0.39	3.76
(5) 曾根丘陵断層帯（Case1）		0.01	0.55	5.07
(6) 身延断層（Case2）		－	－	－
(7) 塩沢断層帯（独自ケース）		－	－	－
(8) 扇山断層		－	－	－
(9) 富士川河口断層帯		－	0.02	0.27
(10) 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）		－	0.12	0.71

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(2) 防災上重要施設

	総 数	地震動					液 状 化	火災	風速 8 m	
		震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7		冬 5時	夏 12時	冬 18時
(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 (Case2)	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-
(6) 身延断層 (Case2)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
(8) 扇山断層	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
(9) 富士川河口断層帯	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-

(数値の表示方法) : 「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(3) 文化財

	総 数	地震動					液 状 化	火災 風速 8 m		
		震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7		冬 5時	夏 12時	冬 18時
(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	41	-	-	17	24	-	-	-	-	-
(2) 首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	41	20	11	-	-	2	3	-	-	-
(3) 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	41	10	19	2	-	2	-	-	-	-
(4) 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 (Case2)	41	-	9	10	20	2	20	-	-	1
(5) 曾根丘陵断層帯 (Case1)	41	-	-	-	29	12	21	-	-	-
(6) 身延断層 (Case2)	41	29	-	-	-	2	-	-	-	-
(7) 塩沢断層帯 (独自ケース)	41	21	3	-	-	2	-	-	-	-
(8) 扇山断層	41	17	3	-	-	2	-	-	-	-
(9) 富士川河口断層帯	41	8	22	9	-	2	6	-	-	-
(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	41	8	12	19	-	2	20	-	-	-

(数値の表示方法) : 「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

(4) 帰宅困難者

県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
1,548	208	1,756	206	94	300
32,096	4,363	36,459	8,537	2,929	11,465

第4節 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、これまでの地震対策と合わせ、同法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

(危機管理課、消防団、建設課、まちづくり推進課、産業課、消防本部)

市は、関係機関と協力して、道路、公園等の骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 事業計画

市は、地域の特性に考慮し、地震に強いまちづくりに努める。

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、令和5年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

1 地震対策緊急整備事業

大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財持法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。

山梨県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から35箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財持法の延長を踏まえ、つぎのとおり整備を図る。

地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	30箇年(S55～H21) 整備計画	35箇年(S55～H26) 整備計画	45箇年(S55～R6) 整備計画
避難地		県	1 箇所 35.2ha	7 箇所 280.8ha	7 箇所 241.2ha
避難路	街路	県・市	9 箇所 4.0km	13箇所 5.5km	22箇所15.9km
消防用施設		市町村	5,381施設	5,139施設	5,276施設
緊急輸送道路	改築	県・市町村	19路線 51箇所	20路線 58箇所	20路線 70箇所
	橋梁	県	18路線 35箇所	19路線 88箇所	39路線 197箇所
	災害防除	県	11路線 189箇所	14路線 213箇所	16路線 273箇所
社会福祉施設	木造改築	県・市町村 法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2 箇所 定員220人	2 箇所 定員220人	2 箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村 法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人

事業名		実施主体	30箇年(S55～H21) 整備計画	35箇年(S55～H26) 整備計画	45箇年(S55～R6) 整備計画
公立 小・中 学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	52校	54校	61校
	非木造補強	市町村	107校	101校	99校
砂防設備		県	108箇所	154箇所	207箇所
保安 施設	予防治山	県	260箇所	340箇所	380箇所
	復旧治山	県	530箇所	658箇所	843箇所
地す べり 防止 施設	農林水産省 分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	41箇所	45箇所	70箇所
	国土交通省 分	県	24箇所	25箇所	28箇所
急傾斜地崩壊防止 施設		県	170箇所	176箇所	189箇所
ため池		県・市町村	35箇所	42箇所	57箇所

2 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、山梨県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名	実施主体	5箇年(R3-7)整備計画
消防用施設	市町村・組合	94箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設	山梨県	50箇所
備蓄倉庫	市町村	5箇所

3 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備を進める。

第2 道路施設等の対策

市の管理する道路・橋梁等の施設については、引き続き計画的に耐震性の確保対策、安全確保対策等を推進していくものとする。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、県に実施推進を要請する。

2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新がで

きない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取り付け部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

1 河川・砂防管理施設の整備

地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領（案）」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

2 ため池等の対策

ため池は、災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、管理団体と協議し亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

第3 土砂災害警戒区域対策

県は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、土砂災害警戒区域について、引き続き実態調査に努めるものとする。また、市は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努める。

1 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

県は、地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導するものとする。

(1) 事前避難対象地区の指定

難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の市民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

2 地域住民への周知

市及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第4 液状化対策計画

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行う。また、市は液状化の危険性、液状化対策の必要性を啓発し、市民の自主的な被害防止対策の実施を促進する。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

市は、狹隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も公園の新設を推進し、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第6 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。

(2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力

ポンプの整備を図る。

- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。
- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 緑地、オープンスペースの確保

人口流入が続くリバーサイド第三地区、医大南部地区を中心に、住宅の密集した地区や住工混在のみられる地域の緑化を促進する。

(2) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(3) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 消防予防計画

(危機管理課、消防本部、消防団)

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、地震発生時に速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より市民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出资機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備に努める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署との連携方法
- (3) 地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害等を基にして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想等、大震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

2 初期消火体制の確立

(1) 大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、市民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

(2) 耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(3) 耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

4 消防水利の強化

(1) 市は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(2) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の位置が地域住民に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

5 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定を基にし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

6 避難場所の設定、適正な避難指示等及び誘導方法の確立

被害想定を基にし、安全な避難場所を設定して市民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難指示等及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し

避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

7 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資 料 編 ・ 協定締結一覧表

P 50

8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備を図る。

9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画を基にした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般市民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災会等をとおして、また南消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の習得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第6 防火対象物の防火体制の推進

- 1 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したときに危険が大きい。
このため、甲府地区広域行政事務組合消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- 2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。
- 3 防火対象物について、甲府地区広域行政事務組合消防本部は、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。
- 4 甲府地区広域行政事務組合消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

第7 危険物等の保安確保の指導

甲府地区広域行政事務組合消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し

自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱についても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第8 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第4節 生活関連施設の安全対策推進計画

(上下水道課、東日本電信電話(株)山梨支店、東海旅客鉄道(株)、
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株))

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 上水道施設安全対策

上下水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道施設の現況

本市では、安定した給水体制を確保するため、田富、豊富地区は市の直接管理のもと配水場の整備や配水管拡張改良工事等を順次実施しているが、玉穂地区は甲府市上下水道局から供給を受けている。今後は同水道局と協議しながら、災害対策も含めた施設整備が課題である。

2 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性のある管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

4 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、市上水道給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

資 料 編	・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧	P 5
	・ 中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧	P 6
	・ 中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧	P 7

7 水道水供給計画の策定

需要施設から優先供給するなど、水道水供給再開時における供給順位等の水道水供給計画を甲府市上下水道局とも協議し、あらかじめ策定しておく。

8 貯水施設の整備

水道施設が災害等により一時的に利用が不可能になった際に備え、あらかじめ場所を定めて貯水槽の整備を行うよう努める。

9 給水計画の策定

断水時に、速やかに市民に飲料水の供給ができるよう、あらかじめ給水場所・給水方法・給水車の確保等の給水計画を策定しておく。

第2 下水道施設安全対策

上下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

1 耐震性の向上

- (1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- (2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

2 施設機能の整備

- (1) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- (2) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- (3) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

- (4) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

3 施設の維持管理

- (1) 点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。また、震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図る。

- (2) 緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールの液状化による浮き上がり防止対策に努める。

4 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 都市ガス安全対策の推進

東京ガス山梨(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 供給施設

ア 主要導管の耐震化

イ 導管網のブロック化

ウ マイコンメーターの普及拡大

エ 移動式ガス発生設備の整備

(2) 製造施設

ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置

イ 防火、消火施設の充実

ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

(1) 応急復旧用資機材、食料、医薬品等の確認、点検及び整備を図る。

(2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

(1) ガス使用者への注意事項の周知

(2) 広報体制の確立

第5 ガス小売事業安全対策

ガス小売事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
 - (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
 - (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。
- 2 災害発生時の留意事項の広報の徹底
- ガス小売事業の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。
- 3 要員の確保
- 緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第6 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
 - (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
 - (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
 - (4) 保安要員の確保
- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第7 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第8 鉄道施設安全対策

東海旅客鉄道(株)は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ 法面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

（危機管理課、建設課、まちづくり推進課、消防本部、各施設管理者）

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる中央市役所、避難所となる学校施設をはじめ市有建物において耐震性の調査を実施し、順次、耐震改修を行ってきているが、緊急度を考慮し改修又は建替等を計画的に行う。

3 建替時等の措置

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置等、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小・中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第2 建築物の耐震計画

市は、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、中央市耐震改修促進計画を定期的に見直し、この計画に基づき耐震化を促進する。

1 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、

ホームページへの掲載等、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

3 耐震診断の実施促進

簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。また、昭和56年5月31日着工以前に在来工法で建築された建物については、無料で耐震診断を行う。

4 建築物の耐震化の支援

市が実施した耐震診断受診者のうち、耐震改修工事を実施する住宅を対象に、費用の一部を助成する。また、事業の利用促進に向けて、制度の広報啓発に努める。

5 地震相談窓口の利用

必要により、玉穂・豊富支所班に「地震相談窓口」を開設し、市民の地震に関する相談に応じるものとする。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

第3 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第4 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は甲府地区広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全

確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱の実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第5 既存建築物防災対策

- 1 建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。
- 2 対象建築物は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。
- 3 計画の内容は、次の事項とする。
 - (1) 調査及び検査の状況
 - (2) 敷地及び地盤の状況
 - (3) 建築物の外部の状況
 - (4) 屋上及び屋根の状況
 - (5) 建築物の内部の状況
 - (6) 避難施設等の状況
 - (7) 石綿を添加した建築材料の調査状況
 - (8) 耐震診断及び耐震改修の調査状況
 - (9) 建築物等に係る不具合等の状況
- 4 計画の推進を図るためには、関係団体の参加を含めた体制の整備を図る。

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第6節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充計画

一般災害編第2章第4節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

(危機管理課)

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

資 料 編 ・ 協定締結一覧表	P50

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、市町村合併の状況を踏まえ、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しし充実、具体化に努めるとともに、平常時からの連携強化を図る。

2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災会活動の推進

(危機管理課、消防団、政策秘書課、玉穂支所、豊富支所、消防本部)

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また市民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、市民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災会の育成強化に努める。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員が地震災害応急対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 その他

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 市民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、市民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 市民に対する防災知識の普及・教育

市は、市民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法に

より、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用、ハザードマップの活用等、防災関係資料の作成・配布
- イ ハローページ（NTT電話帳）を活用した「レッド・ページ」の作成
- ウ 新聞、ホームページ等各種報道媒体の活用
- エ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸出し
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- カ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害にかかる教訓

2 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、南海トラフ地震に関連する情報発表時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東海旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

4 企業防災の促進

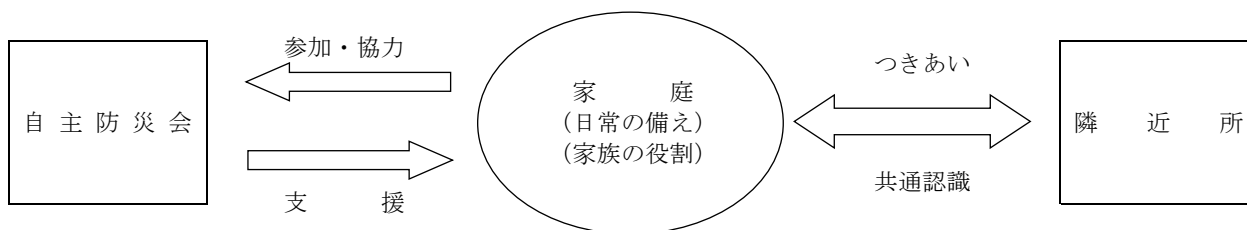
企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者

及び医療機関・建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえ企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識のうえに立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電等により、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災会の充実強化を推進する。

1 方針

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動、すなわち市民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要であるが、市民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。市民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できる。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

(1) 市の指導等

ア 市は県と連携し、自主防災会の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や市民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要が

あるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市は、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災会の育成強化に努める。

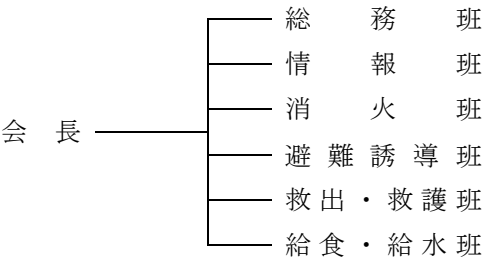
エ 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当への習得に努めるとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。さらに、自主防災会への女性の参画に努める。

ア 自主防災会の編成



イ 平常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 火災予防の啓発	消火班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握	〃
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救出・救護班
	2 建設業者等への重機の事前協力要請	〃
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導	救出・救護班
	2 応急手当講習会の実施	〃
	3 負傷者収容についての医療機関との協議	〃
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案	情報班
	2 市防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	〃
避難対策	1 避難対策地区の把握	避難誘導班
	2 避難路の決定と周知	〃
	3 自力で避難困難な者のリストアップ	〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底	給食・給水班
	2 飲料水が確保できる場所の把握	〃
	3 炊き出し、配分計画の立案	〃
防災訓練	1 個別訓練の随時実施	各班
	2 市が行う防災訓練への参加	〃
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

ウ 非常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全員 〃 消火班
救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出・救護班 〃
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	各世帯 救出・救護班 〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各世帯 情報班 〃 〃 〃 〃
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	給食・給水班 〃 〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所を行う訓練又は発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、市民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、市民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 災害ボランティア育成強化計画

(福祉課、社会福祉協議会)

災害ボランティアは、自主防災会等既存の防災組織と協力し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

また、災害ボランティアの活動は、過去の大規模災害において被災者支援活動等に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

市は、県、県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会（以下：市社協）等と連携して、市民のボランティア意識の高揚、既存ボランティア組織の拡充を図るとともに、災害ボランティア養成講座の開催や災害ボランティアセンター設置訓練の実施等を継続的に行い、災害時に即応できる体制づくりを推進する。

第1 災害ボランティアの登録及びボランティア活動の環境整備

	災害ボランティアの種類	登録及び環境整備
1	日頃から市内において、福祉等のボランティアとして活動している者 市社協で行う災害ボランティア養成講座の受講生	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 市社協は、養成講座の受講生や他のボランティアと緊密な連携を保ち、災害時には災害ボランティアセンターをサポートできるよう養成講座等により継続的に要請し順次登録等を行う。
2	専門ボランティア	災害ボランティアセンターで必要とされる国家資格等を有する専門ボランティアの登録を事前に行っていく。
3	応急危険度判定士	災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
4	災害後、市内外からのボランティア希望者	市社協は災害時、災害ボランティアセンターを設置する。 市は災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。 災害ボランティアセンターは、災害対策本部及び市民からのボランティアニーズの把握を行い、ボランティアを派遣する。

第2 災害ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 要配慮者の介助及び看護補助
- 2 清掃
- 3 炊き出し
- 4 救援物資の仕分け及び配布
- 5 消火・救助・救護活動（専門ボランティア）
- 6 保健医療活動（専門ボランティア）
- 7 通訳等の外国人支援活動

第3 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるもの

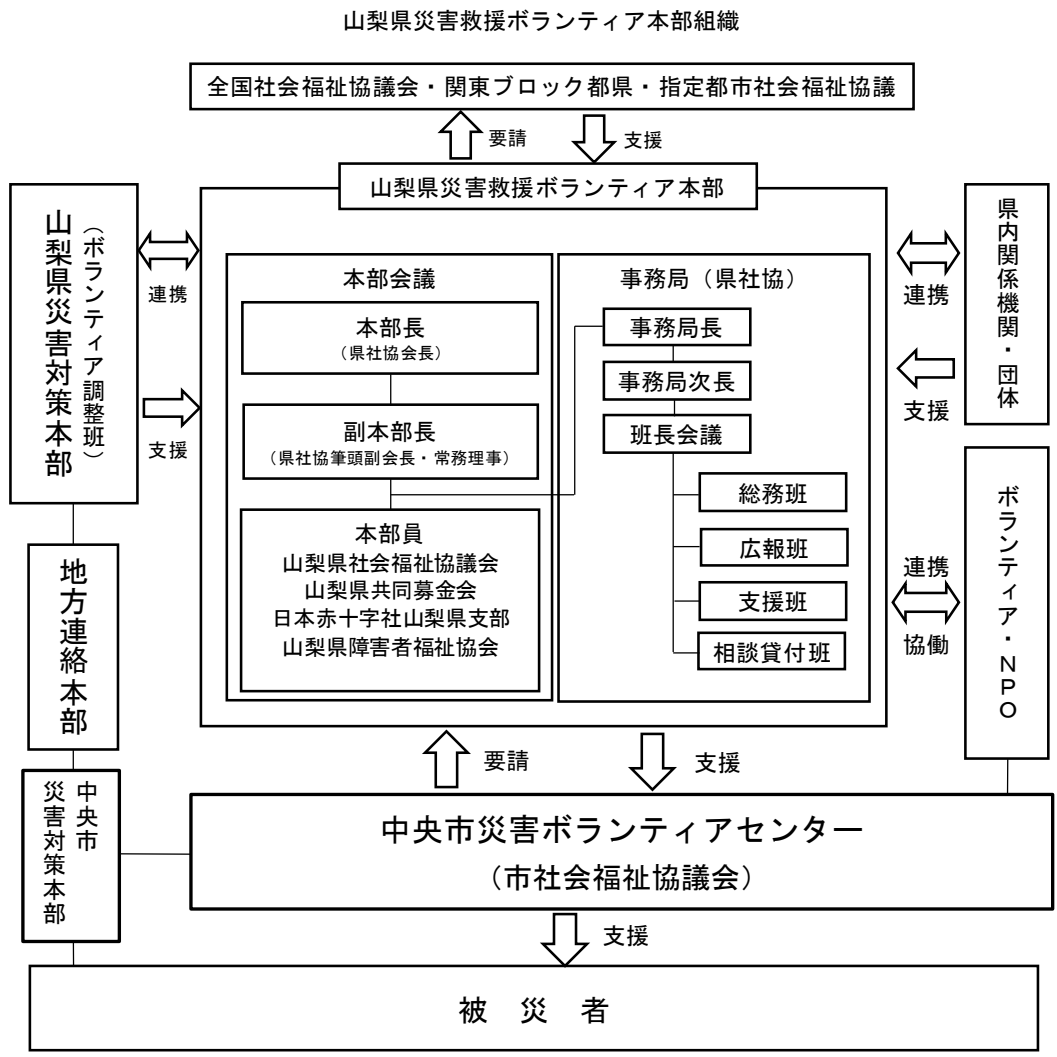
とする。

第4 各関係機関の役割

災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割は、次のとおりである。

機 関 名	役 割
山梨県	災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集
山梨県社会福祉協議会	1 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営 2 市町村社会福祉協議会との連絡調整 ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援 3 ボランティアの総合受付、連絡調整 ・県内のボランティア養成と登録 ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整 4 被災地の災害状況等の情報提供 5 ボランティア活動に関する連絡調整 ・コーディネーターの養成と登録 ・災害救援ボランティアのネットワークづくり
山梨県共同募金会	1 義援金の募集
日本赤十字社山梨県支部	1 災害ボランティアの登録・研修 2 災害発生時の災害ボランティア（主に救護活動を行う）の受入 3 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 4 義援金の募集
山梨県ボランティア協会	1 市民の防災意識の啓発（備えなど） 2 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり 3 ボランティア・NPOの研修、訓練 4 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり（交流・研修・通信訓練） 5 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集 6 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等） 7 ボランティア・NPOのコーディネート等の支援 8 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携
山梨県障害者福祉協会	1 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催 2 障がい者の連絡網の整備 3 災害発生時の障がい者情報の伝達

山梨県災害救援ボランティア本部



第10節 防災訓練に関する計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用する。

なお、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進

(企画課、危機管理課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、消防団、社会福祉協議会)

一般災害編第2章第14節「要配慮者対策の推進」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

(各課共通)

一般災害編第3章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2節 職員配備計画

(各課共通)

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 配備及び参集体制

1 参集計画の策定

- (1) 市長は、中央市災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定し、地震発生時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各課長等は、所属職員の参集名簿（様式第1号 …P346）を作成し、本部長に提出しなければならない。
- (3) 各課長等は、配備該当職員の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記参集名簿に基づき参集個人表（様式第2号 …P346）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各課長等は、人事異動等により参集名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した参集名簿を本部長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した参集個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は参集計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、参集名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

2 勤務時間中における伝達及び配備

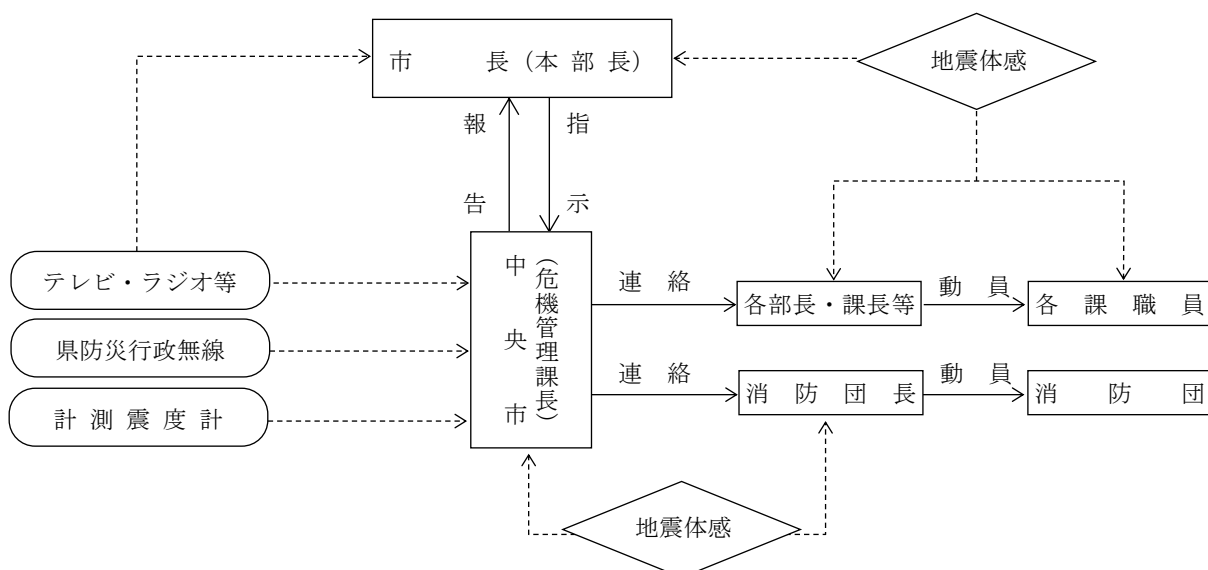
(1) 伝達方法

ア 大規模な地震が発生した場合、危機管理課長は、各部長及び課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。

イ 各課長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。

ウ 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間中の緊急連絡フロー



(2) 初動期における緊急措置

各課長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予想されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき、配備該当職員は速やかに市庁舎に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

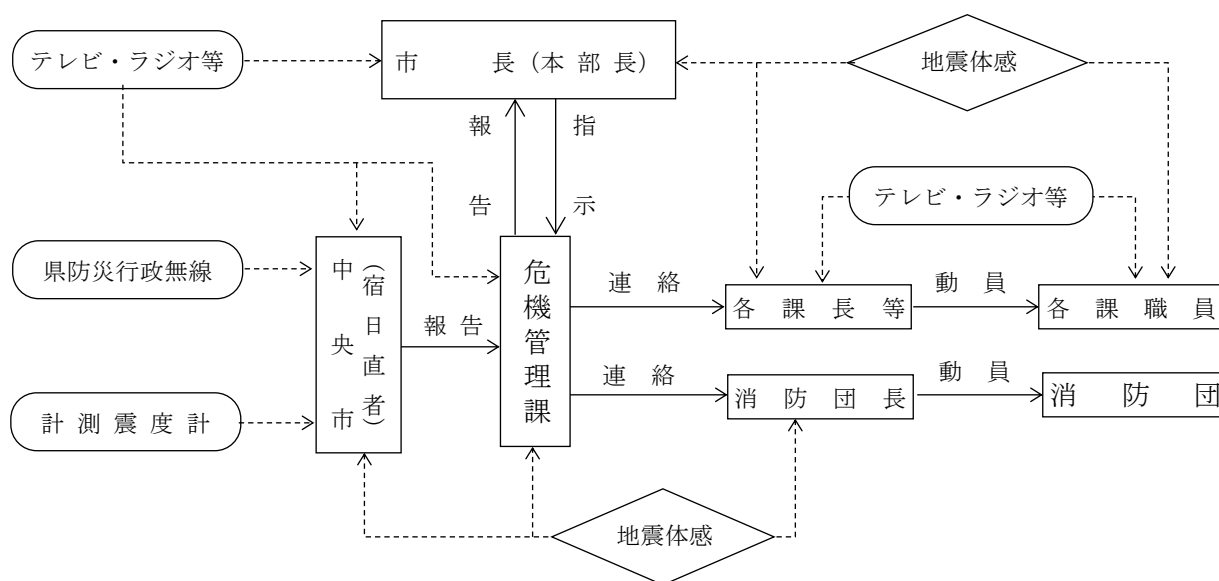
(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市庁舎の被災状況等を確認し、危機管理課長に速やかに報告を行い、配備
該当職員等が到着するまでの間、地震情報の収集及び連絡に努める。

(3) 自主参集

震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市庁舎に参集するものとするが、震度 5 弱又は 5 強を観測する地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

勤務時間外等における緊急連絡フロー



(4) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班

として指名する。緊急対策班は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。

(5) 配備状況の報告

各課長は、所属職員の参集状況を記録し、危機管理課長を通じて本部長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各課長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(7) 災害活動の相互援助

各課長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

4 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難場所等の最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 市民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難場所の開設（市民の避難状況、指定避難場所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項		実施内容
1	参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3	被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、市庁舎に参集できない職員は、指定避難所等最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、本部に連絡する。
5	被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を危機管理課長に集約する。
6	緊急対策班の編成	あらかじめ指定された職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

様式第1号

参 集 名 簿					課長名
所属課	氏名	係名	参集場所	任務	
合 計 (人)					

様式第2号

参 集 個 人 表					課長名
所属課	氏名	係名	参集場所	任務	
動員時の心得 1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具 2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。					

第3節 応援協力要請計画

一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

(危機管理課、政策秘書課、玉穂支所、豊富支所、消防団)

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで地震情報（震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 （注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 ※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。 ※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

（2）南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で

情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化（注4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。レベル3：レベル1の2倍に設定。

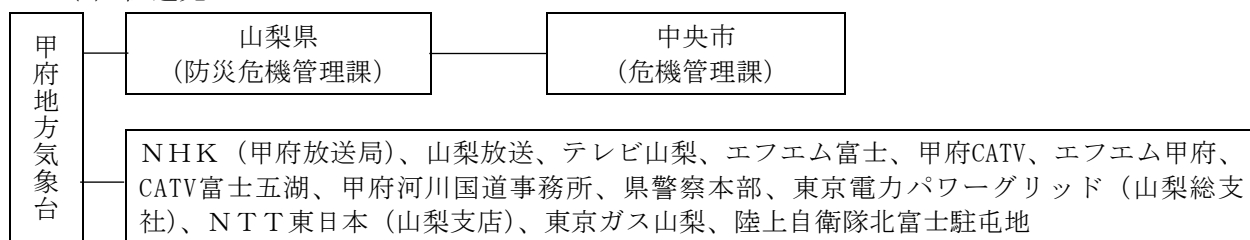
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

（注5）ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性について

の調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(3) 伝達先



(注) 甲府地方気象台及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達手段は、一般災害編第3章第6節「第1 防災気象情報の受理・伝達 1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報(2) 甲府地方気象台の伝達経路」と同様とする。

2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

(1) 市は、中央市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を緊急地震速報装置、県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等により市民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

(2) 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告す

る。ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市は消防庁に直接報告する。

(3) 市等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行う。

(4) 市は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、県と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。

(5) 市は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）

(2) 地震防災応急対策の指示

ア 自主防災会を直ちに稼働させること

イ 火災の発生、ガス爆発等に注意すること

ウ 電話の使用を制限すること

エ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること

オ 被害の発生は、自治会長等を通じて市に報告すること 等

第7節 被害状況等収集・伝達計画

(各課共通)

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。なお、収集・伝達にあたっては、総合防災情報システムによる被害情報の収集伝達や地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用に努める。

また、被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用するとともに、NTT回線途絶のときには、非常通信協議会の設備等を活用する。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	南消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	南消防署、南甲府警察署、市内医療機関（中巨摩医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県LPGガス協会、市上下水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、東日本旅客鉄道(株)小井川駅、東花輪駅、中日本高速道路(株)
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、消防団
⑦ 市民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南甲府警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩医師会

イ 移動系防災行政無線、災害時優先電話による収集

市庁舎、避難所、公共施設等に設置されている移動系防災行政無線、災害時優先電話を

活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市災害対策本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局との情報の相互提供

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

資料編 ・ 協定締結一覧表

P50

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブの協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平常時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱や運用について検討に努めるものとする。

(2) 第2段階に収集する情報

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体名	調査事項
対策部	班		
総務対策部	危機管理班	自主防災会	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
	管財班	各管理者	庁舎、公園等の被害 市有財産の被害
市民対策部	税務班	民生委員・児童委員、自治会	人、住家等の被害
福祉対策部	長寿推進班 福祉班	各施設管理者	要配慮者、社会福祉施設の被害
こども健康対策部	健康増進班	医師会	医療施設被害
	子育て支援班	民生委員・児童委員	保育園被害
市民対策部	市民環境班	中巨摩地区広域事務組合	清掃施設等衛生関係被害
産業建設対策部	建設班	各管理者	道路、橋梁、河川の被害
	まちづくり推進班		都市計画施設被害
	上下水道班	給水装置工事事業者	水道関係被害
		排水設備指定工事店	下水道関係被害
	産業班	農業委員会、農協	農林水産被害
		商工会	商工関係被害

担当		協力団体名	調査事項
対策部	班		
教育対策部	教育総務班	各施設管理者	学校等文教関係被害
	生涯教育班	〃	社会教育・社会体育施設関係被害

(3) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地域全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により消防団等の協力を得て、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

第2 情報の取りまとめ

各課が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、危機管理課長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類・様式等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等収集・伝達計画」に定めるところによる。

第8節 広報計画

(政策秘書課、企画課、危機管理課、豊富支所、玉穂支所、消防団)

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、被災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は未来戦略対策部政策秘書班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、市民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送
- 2 中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等による広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じた広報

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 被害が発生した際の市庁舎等への通報
- 13 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

- 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況等各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS等の活用、チラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。

在宅の要配慮者に対しては民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による情報提供を行い、また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

市民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	② ③	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	② ③	〃
掲示板	③ ④	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	③ ④	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
中央市ホームページ 中央市メールマガジン 中央市公式SNS	② ③	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能
パソコン通信インターネット	② ③ ④	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

② 被害状況 ③ 生活情報 ④ 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、NTT東日本が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難場所等への掲示等により、市民に周知させるものとする。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防計画

(危機管理課、消防本部、消防団、南甲府警察署)

大地震発生時には、火災の多発により、市民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における市民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れ

たことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、市民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空き地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報をはじめ、登庁職員、消防団員、自主防災会等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所等に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市災害対策本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を

把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市災害対策本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に市民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第11節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第13節「緊急輸送計画」を準用する。

第12節 交通対策計画

一般災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

第13節 災害救助法による救助

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難計画

(政策秘書課、危機管理課、総務課、企画課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、市民環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署、豊富支所、玉穂支所)

一般災害編第3章第16節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 市民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難指示等を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、市民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、市民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における市民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、避難指示等の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、市民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

第2 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

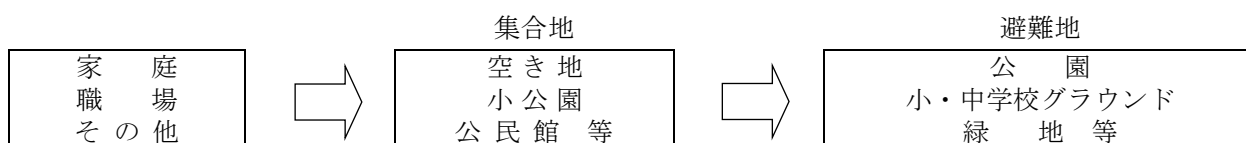
(1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集合地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、市民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小・中学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、天井や照明等の非構造部材を含め、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ○ 避難場所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○ 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。 ○ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

2 避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を指定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 避難市民への措置

既に指定避難所に避難市民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から指定避難所開設の必要度の高い所から順次、指名した職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により指定避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者等の保護

(1) 要配慮者、けが人、病人等への支援

ア 要配慮者やけが人、病人等に対しては、指定避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に福祉避難所を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274-1117
玉穂保育園	中央市成島2378-2	273-2205
中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738-1	269-3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、中央市国際交流協会及び災害多言語支援センター（山梨県国際交流協会）へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

8 「避難所運営組織」の設置

市は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、市民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

第15節 医療助産計画

一般災害編第3章第17節「医療助産計画」を準用する。

第16節 防疫計画

一般災害編第3章第18節「防疫計画」を準用する。

第17節 食料及び生活必需物資供給計画

(危機管理課、産業課、税務課、管財課、教育総務課)

一般災害編第3章第19節「食料供給計画」及び第20節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達を心掛けることとする。

資 料 編 ・ 協定締結一覧表	P50

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、市民等に対して救援物資による物資の供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
田富北体育館	中央市臼井阿原1740-3	

2 救援物資の調達及び供給

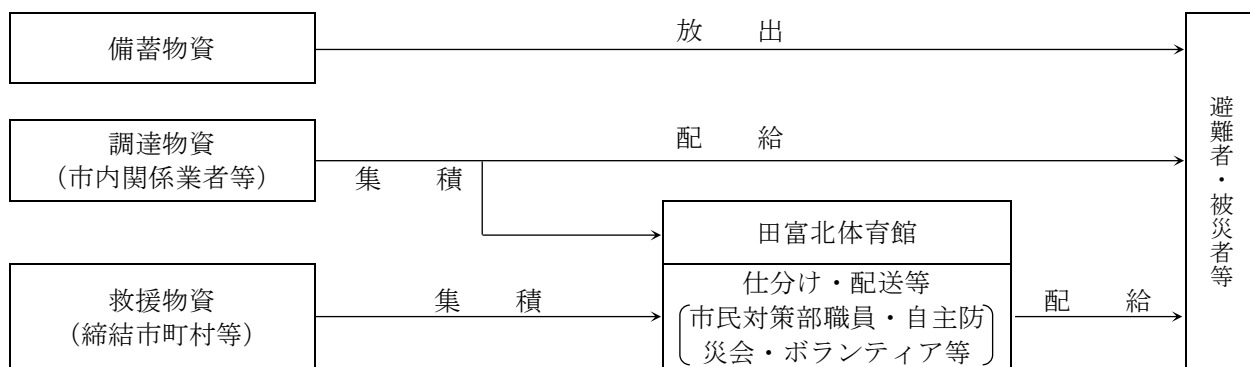
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により調達するものとする。

調達等の内容	担当部班
食料の調達	産業建設対策部産業班
生活必需品、燃料の調達	産業建設対策部産業班
救援物資の受入、仕分け、配分	市民対策部税務班
輸送用車両の確保	総務対策部管財班
給食施設の提供、炊き出しの協力	教育対策部教育総務班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区分	食料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等、テレビ、ラジオ等の設置
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	鍋、食器類 洗濯機等の設置

第18節 給水計画

一般災害編第3章第21節「給水計画」を準用する。

第19節 教育計画

(教育総務課、生涯教育課)

一般災害編第3章第22節「教育計画」の定めるところによるものとするが、地震災害時の応急措置について、次のとおり定めるものとする。

第1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒等在校中	1 避難 地震発生時の行動は、児童生徒等の安全避難を最重点とし、児童生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当て 災害発生避難後、速やかに児童生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当てを行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5 地震情報等の収集 市災害対策本部から市内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害状況を把握して、児童生徒等を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。 6 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。 7 下校時の危険防止 児童生徒等を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が引率するなど、児童生徒等の安全を第一に必要な措置を講じる。 8 校内保護 災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。 なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。 9 危険箇所の安全点検等 校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置等必要な措置を行う。 また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

	10 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒等不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。 4 臨時休校等の措置 被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市災害対策本部との連携
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末をするとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への搬送等応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

市災害対策本部から市内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市災害対策本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市内の被害状況等から、臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市災害対策本部を通じて市民への広報を行う。

第20節 清掃計画

一般災害編第3章第23節「清掃計画」を準用する。

第21節 応急住宅対策計画

(建設課、まちづくり推進課、福祉課)

一般災害編第3章第24節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定及び民間賃貸住宅の借上による応急仮設住宅の供給について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物の安全性の判定を応急的に行う。

(1) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得等、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

市は、被災建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

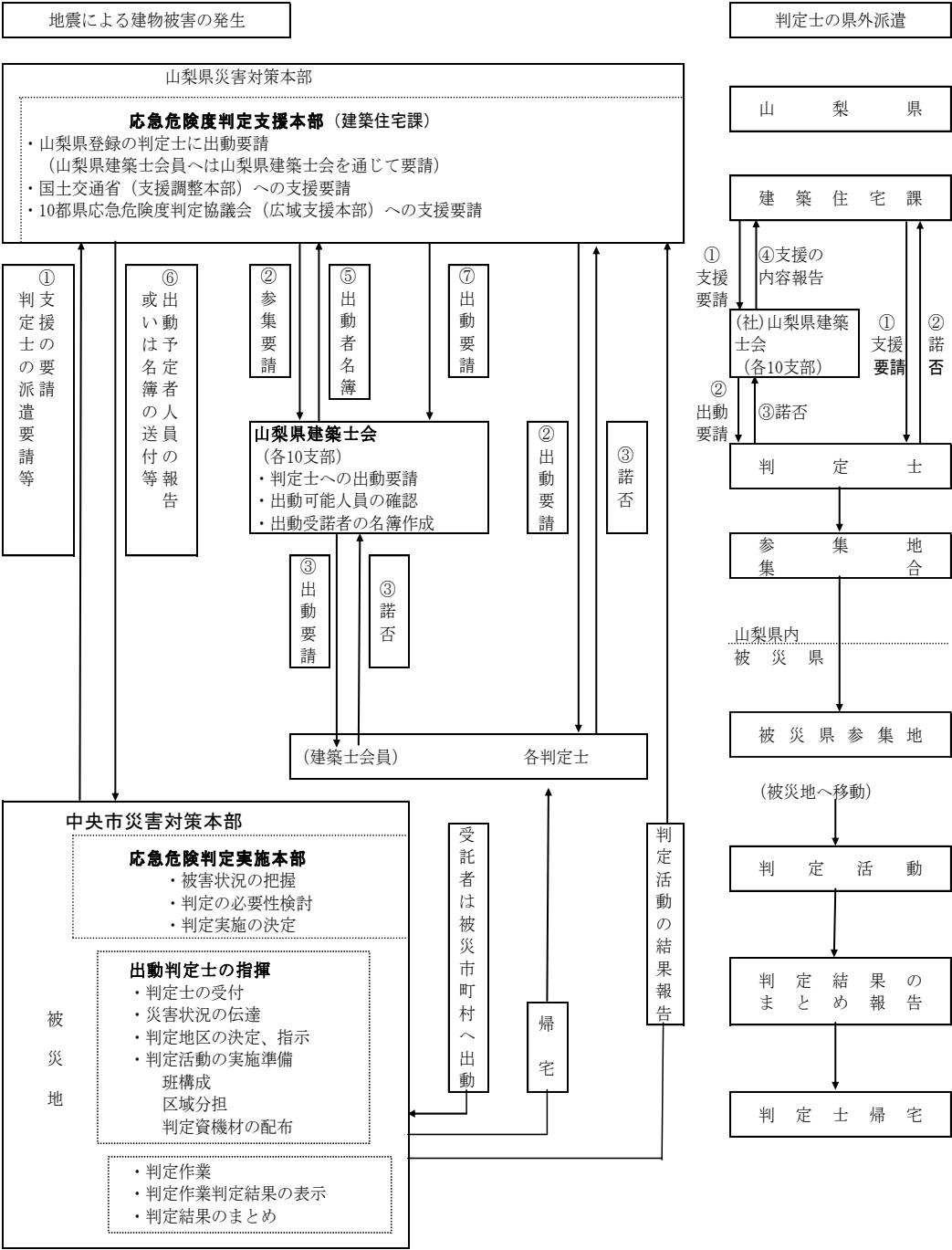
市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

県災害対策本部への応急危険度判定士派遣要請の流れは、別表1の被災建築物応急危険度判定フローのとおりとする。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、市民に対して防災行政無線広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

被災建築物 応急危険度判定フロー



2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得等、危険度判定体制の整備を推進する。

(3) 被災宅地の確認

市は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(4) 応急措置の実施

市は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(5) 応援要請

市内で必要人数の被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

県災害対策本部への被災宅地危険度判定士派遣要請の流れは、別表2の被災宅地危険度判定フローのとおりとする。

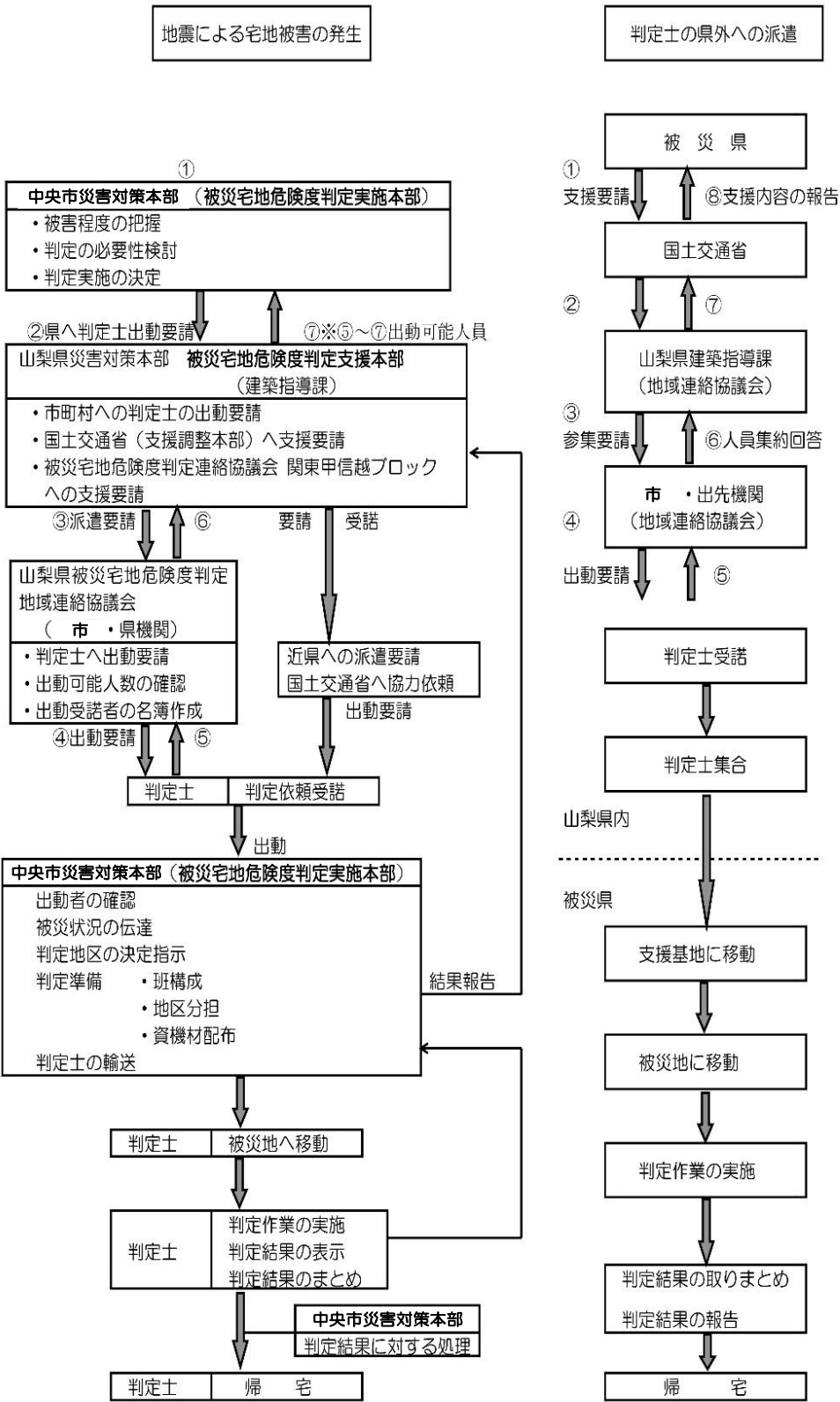
(6) 被災宅地危険度判定士の拡充

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会による被災宅地危険度判定士養成のための講習会の開催について周知を行い、被災宅地危険度判定士の拡充を図る。

(7) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、市民に対して防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

被災宅地危険度判定フロー



第2 建設型応急住宅の確保

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、県、建設業者等の協力を得て早急に建設型応急住宅を建設する。

1 建設型応急住宅建設用地の確保

市は、「山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）」等を踏まえて、災害発生時において迅速に建設型応急住宅を建設できるよう、あらかじめ建設型応急住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

建設型応急住宅建設候補地リスト

令和7年3月現在

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	東花輪駅から車で20分 県道沿い
中央市農村公園	中央市関原1018	中央市	28,520	131	飲水兼用 防火水槽
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629-1	中央市	2,974	36	
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205-1	中央市	13,413	39	
玉穂ふるさと ふれあい広場	中央市乙黒1-1	中央市	41,285	170	
中巨摩地区第二公園 グラウンド	中央市一町畑286-1	中巨摩広域 事務組合	25,633	185	
中央市総合防災公園	中央市布施3564-1	中央市	51,000	109	

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは該当用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、建設型応急住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

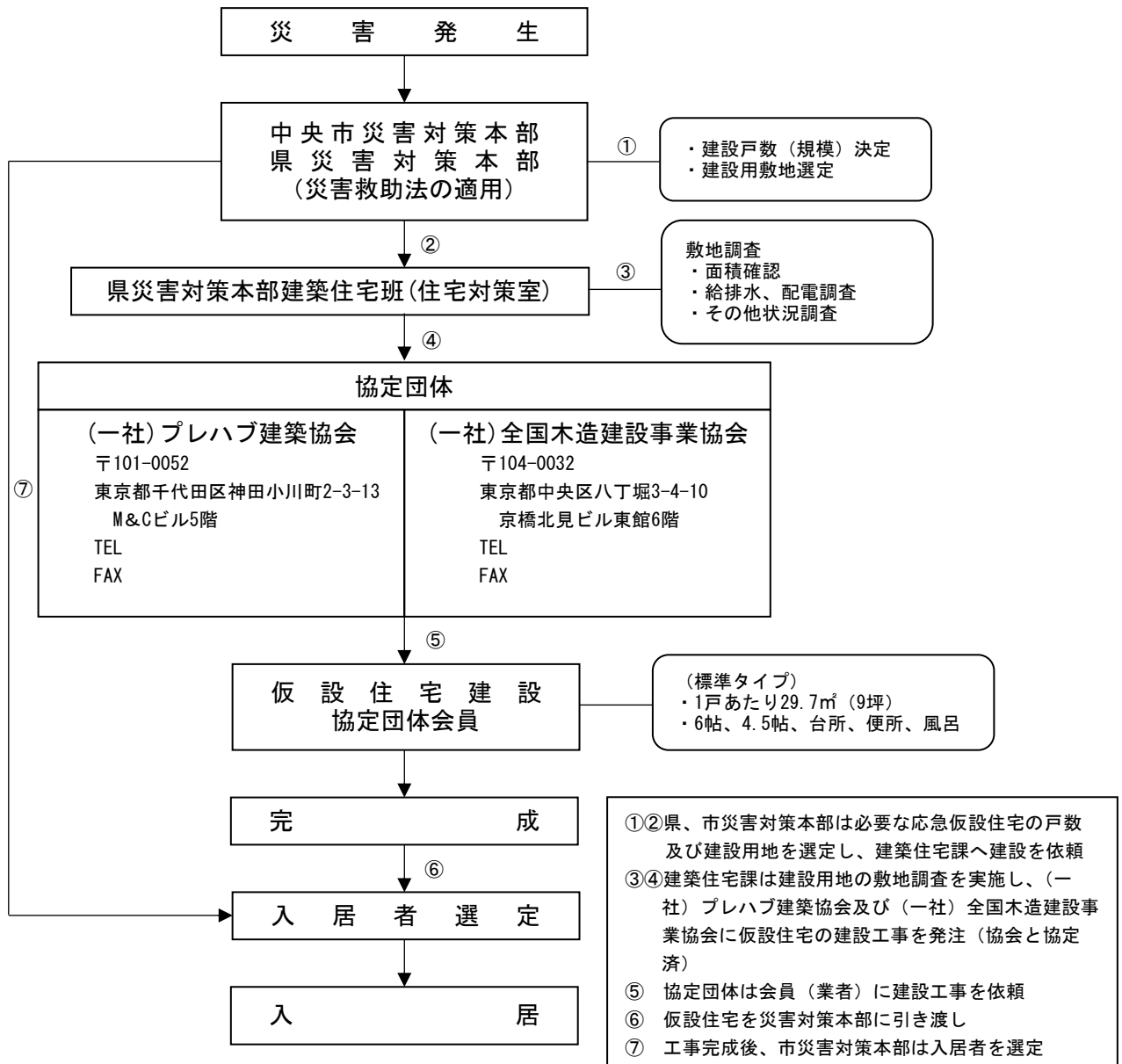
建設用地の選定条件

1	飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
2	相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
3	被災者の生業の見通しが立つ場所
4	水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

2 建設型応急住宅の建設

- (1) 市災害対策本部は、建設型応急住宅の建設用地を選定して、必要とする戸数の建設を県災害対策本部へ要請する。
- (2) 県及び市の災害対策本部は、建設用地の状況調査を実施する。（二次災害への安全性、資材搬入ルート、ライフラインの状況・復旧時期の確認等）
- (3) 県災害対策本部は、建設戸数を決定し、建設業者への工事を発注する。
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定する。
- (5) 入居開始

建設型応急住宅の建設フロー

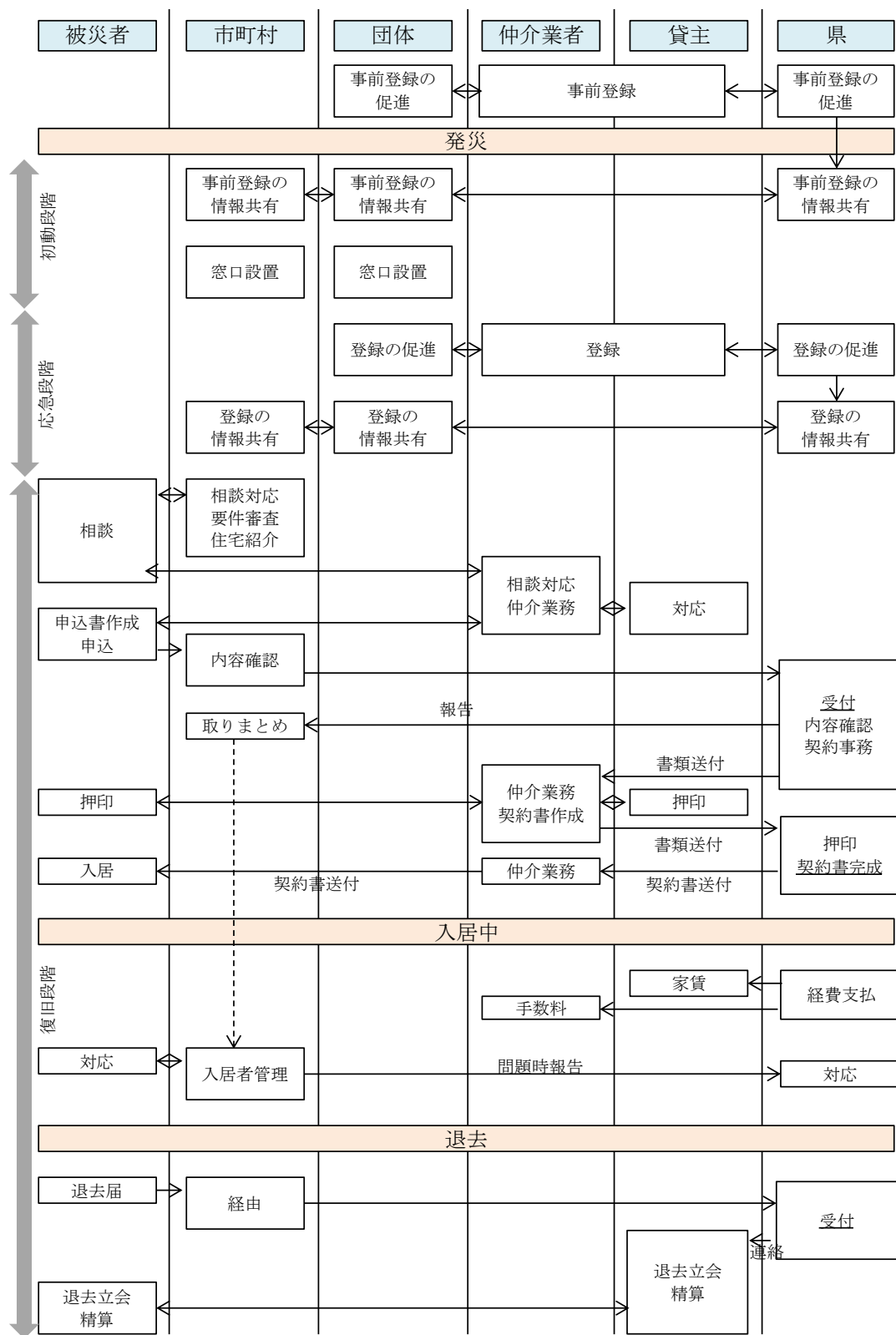


第3 民間賃貸住宅の借上による賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、市は、県災害対策本部の要請を受け、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借上による応急仮設住宅の供給を実施する。

1 不動産関係団体の協力により提供を実施

賃貸型応急住宅提供フロー



第22節 救出計画

(市民環境課、消防本部、消防団、警察署)

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 市民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、市民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資

機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資 料 編	・ 協定締結一覧表	P 50
	・ 自衛隊災害派遣要請依頼書	P 123

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、中巨摩医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を行い、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第23節 遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第3章第26節「遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第24節 障害物除去計画

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第25節 生活関係施設の応急対策計画

(上下水道課、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東日本電信電話(株)山梨支店、
(株)NTTドコモ山梨支店、東海旅客鉄道(株))

第1 上水道施設応急対策

産業建設対策部上下水道班は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

産業建設対策部上下水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市上水道給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

7 甲府市上下水道局への被害調査・応急復旧要請

地震が発生した場合は、玉穂地区に給水している甲府市上下水道局に対して、水道施設に異常がないか、水道施設の被害調査、また水質調査等を依頼するものとする。また、地震により水道施設が被害を受け、断水等が生じた場合は、直ちに甲府市上下水道局に連絡し、水道施設の早期応急復旧の実施を要請するものとする。

資 料 編	・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧	P 5
	・ 中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧	P 6
	・ 中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧	P 7

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

産業建設対策部上下水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市排水設備指定工事店等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

資 料 編 ・ 中央市下水道排水設備指定工事店一覧

P 8

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 指定避難所への電力供給を実施する。

第4 都市ガス施設及びガス小売事業施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 指定避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、（一社）山梨県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。

- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 指定避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及び(株)NTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及び(株)NTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

エ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれがあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

東海旅客鉄道(株)が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事事業者への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第26節 労働力確保計画

一般災害編第3章第29節「労働力確保計画」を準用する。

第27節 民生安定事業計画

一般災害編第3章第30節「民生安定事業計画」を準用する。

第28節 災害ボランティア支援対策

一般災害編第3章第31節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、市民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、市及び県による「公助」との連携・協働を図るため、市民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{※4} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1: 南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2: モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3: 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4: ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)

では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5: 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

(各課共通)

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 市の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の市の体制は、以下の体制とするほか、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」、第2節「職員配備計画」によるものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、警戒配備体制をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合には、市長が必要と認めたときに、配備を指示する。

第2 市民への広報

市は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

(呼びかける今後の備えの例)

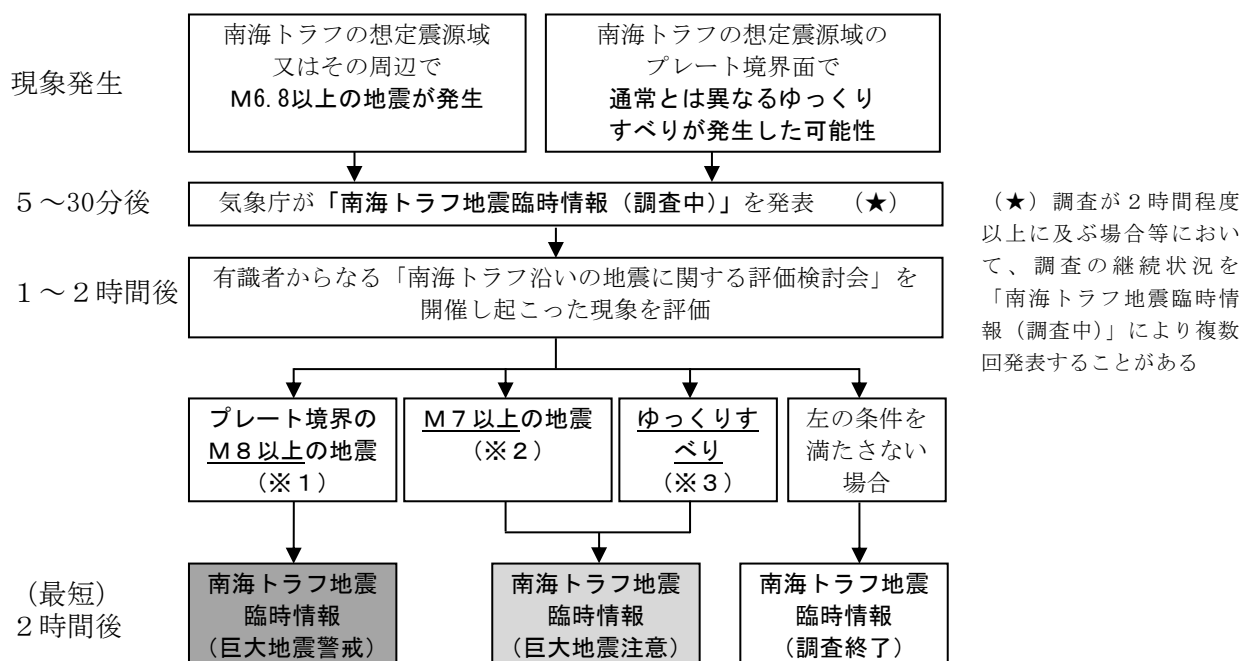
・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、防災信号、広報車、広報紙、冊子、中央市ホームページ、中央市メールマガジン、中央市公式SNS、庁舎・支所内市民問い合わせ窓口、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報の流れ

第1 南海トラフ地震臨時情報の流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2 災害応急対策をとるべき期間等

1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

2 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5節 地域防災力の向上に関する計画

(危機管理課、政策秘書課、玉穂支所、豊富支所、消防本部、消防団)

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外からの早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、市民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、市民、企業、自主防災会、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災会の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、市、県及び消防本部は、本編第2章第8節「防災意識の高揚及び自主防災会活動の推進」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災会の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域からの援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災会が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画(BCP)の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

市においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、市は、市内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、事業の継続等)を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

企業・事業所(以下「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、市、国及び県

が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 市の役割

市は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保

(危機管理課、豊富支所、玉穂支所、産業課、消防団)

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

(2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は本編第2章第7節「広域応援体制整備計画」のとおり。

2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(政策秘書課、危機管理課、総務課、企画課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、市民環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署、豊富支所、玉穂支所)

第1 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

第2 避難指示等発令の際の留意事項

- 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。市は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
 - 地域の範囲
 - 想定される危険の範囲
 - 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - 避難場所に至る経路
 - 避難指示等の伝達方法
 - 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- 地域の自主防災会及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。
 - 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - 市より避難指示等が行われたときは、前記(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定し、市は自主防災会を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

- (3) 地震が発生した場合、市は前記(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- ア 消防団、自主防災会等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

5 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

- 6 市は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、本編第3章第25節「生活関係施設の応急対策計画」による。

第4 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- (2) 個別事項

- ア 病院・診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、
 - (ア) 市への通知

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第5 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(危機管理課、建設課、教育総務課、生涯教育課、消防団)

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難所等の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- (1) 市防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第9節 防災訓練計画

(各課共通)

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、自主防災会等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(各課共通)

市は、防災関係機関、地域の自主防災会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する防災知識の普及

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所

- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

市及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の地震災害を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - (2) 地震及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - (7) 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - (8) ボランティア活動
 - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
 - (1) 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
 - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第11節 支援・受援体制の整備

(危機管理課)

第1 相互応援体制の整備

市は、常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- 1 市は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 市は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 市は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第2 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

市は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

2 被災者受入体制の整備

市は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を県と連携して進める。

第3 受援体制の整備

市は、市内において災害が発生し、市又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 災害時に要請する応援業務

市は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

2 受援環境の確保

市は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、本編第2章第9節「災害ボランティア育成強化計画」に基づくこととする。

第12節 広域避難対策

(政策秘書課、危機管理課、総務課、企画課、福祉課、長寿推進課、子育て支援課、健康増進課、市民環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署、豊富支所、玉穂支所)

市及び県は、山梨県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受入体制の整備

市は、県と連携し、山梨県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

市への避難者に対しては、市は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

一般災害編第5章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。